彦 根 市 の 環 境

（環境の状況に関する年次報告書）

平成 16 年（2004 年）9 月

彦　　根　　市

は　じ　め　に

時代は２１世紀に突入して、今年ではや４年目となります。かつて我々は、２１世紀は平和で快適な夢の時代として大きな希望と期待を抱いておりました。人々の努力の甲斐あって我々の衣食住の質ははるかに向上し、とりわけ近年、携帯電話やインターネットといった情報インフラの普及とその恩恵には目を見張るものがあります。しかし、同時に、世界各地では相次ぐテロによる命の奪い合いや便利なはずのインターネットを利用した犯罪の増加、病原菌による食肉の汚染など暗いニュースが報じられない日はなく、かつて我々が夢見た未来が実現したとは残念ながら言えません。そして、環境問題もまたしかりです。２１世紀は「環境の世紀」とも呼ばれ、２０世紀後半の高度経済成長がもたらした数々の環境破壊を大いに反省しつつ、自然環境の保護や省資源・省エネルギーへの取り組み、廃棄物のリサイクルによるごみの減量など、我々はあらゆる手段を講じて環境保全に取り組むようになりました。しかしながら、依然温室効果ガスの増加による地球温暖化や工場等から放出される化学物質による環境汚染、増加を続ける廃棄物の処分場をめぐる問題や相次ぐ不法投棄など、環境に関する問題は跡を絶ちません。環境という分野において、この２１世紀は、２０世紀から持ち越した諸問題の解決に加え、次世代の地球環境を見据えた環境負荷の少ない製品の開発・普及や天然資源・天然エネルギーの効率的利用と新規開拓、あらゆる廃棄物の再資源化による有効利用など、環境調和型社会の実現をかけた非常に重要な時代と位置付けられるでしょう。

平成１４年９月、彦根市は市役所本庁をはじめとする市の２３施設において、環境マネジメントシステムの国際規格であるＩＳＯ１４００１の認証を取得し、続けて平成１５年９月には、認証範囲を幼稚園、小中学校、老人福祉施設等を含む７０施設にまで拡大いたしました。これにより、本市では日頃の様々な行政事務・事業において、常に環境に配慮した取り組みの実施に努めております。また、同時に市民のみなさまや事業者の方々への環境に関する普及・啓発にも力を入れており、今後、産・学・官そして市民が一致団結して環境にやさしいまちづくりに取り組んでゆけることに大いなる期待を抱いております。

本書は、平成１１年３月に制定した「彦根市環境基本条例」第２２条の規定に基づき、本市の環境の状況について報告書としてまとめたものです。我々になじみの深い「水」や「大気」に関する調査結果から、市民団体による環境保全活動に至るまで、本市の環境に関する内容をおさめております。本書が、市民のみなさまをはじめとして、より多くの方々にご活用いただければ幸いです。

平成１６年（２００４年）９月

彦根市長　　中　島　　一

目　　次

１．彦根市の概要

（１）　地　　勢　　‥‥　１

（２）　人　　口　　‥‥　２

（３）　産　　業　　‥‥　３

（４）　交　　通　　‥‥　４

（５）　土地利用　　‥‥　５

（６）　気　　象　　‥‥　６

２．彦根市の環境行政

（１）　行政組織　　‥‥　７

（２）　審 議 会　　‥‥　７

（３）　環境施策（事業）

の体系図　　‥‥　８

３．環境の現状

（１）　水　　質

①河川の水質　　‥‥　９

②地下水の状況　　‥‥　１８

③琵琶湖の水質　　‥‥　１９

④十王村の水　　‥‥　２１

（２）　土　　壌　　‥‥　２２

（３）　大　　気

①大気質の現況　　‥‥　２４

②浮遊粒子状物質　　‥‥　２５

③降下ばいじん　　‥‥　２７

④光化学スモッグ　　‥‥　２９

（４）　騒 音 ・ 振 動　　‥‥　３０

（５）　廃　　棄　　物　　‥‥　３５

（６）　生活排水対策　　‥‥　４２

（７）　自 然 環 境　　‥‥　４４

４．公害防止対策

（１）　公害苦情の状況　　‥‥　５３

（２）　公害関係届出状況　　‥‥　５４

（３）　環境保全および

公害防止に関する協定‥‥　５５

５．環境保全に向けた取り組み

（１）　環境基本条例　　‥‥　５６

（２）　環境基本計画

および地域行動計画　‥‥　５７

（３）　市民団体の活動　　‥‥　７３

（４）　環境行政施策の

新たな展開　　‥‥　７５

（５）　ＩＳＯ１４００１

の認証取得　　‥‥　７９

環境施策年表　　‥‥　８１

６．用語の解説　　‥‥　８２

１　彦根市の概要

（１）地勢

本市は、琵琶湖の東北部に位置し、西は日本一の湖・琵琶湖、東は緑美しい鈴鹿山脈を望み、その鈴鹿山脈から流れを発する芹川、犬上川、宇曽川、愛知川等が中央の平野部を横断し、琵琶湖にそそいでいます。

彦根市（市役所）の位置‥‥東経１３６°１５′　北緯３５°１６′
面　　積‥‥９８．１５km^2
高　　度‥‥最高６８２．２m　最低８３．２m
地　　域‥‥東西２２．５０km　南北１２．３５km

（2）人口

人口・世帯数

年　次	人　口　（人）			世帯数（世帯）
	男	女	総数	
２年	48,576	50,943	99,519	30,861
３年	49,098	51,582	100,680	31,379
４年	49,678	52,085	101,763	32,144
５年	50,034	52,315	102,349	32,761
６年	50,391	52,568	102,959	33,302
７年	50,776	52,628	103,404	33,887
８年	51,485	53,192	104,677	34,596
９年	51,968	53,673	105,641	35,333
１０年	52,426	54,172	106,598	36,157
１１年	52,897	54,565	107,462	36,893
１２年	53,333	55,055	108,388	37,733
１３年	53,466	55,221	108,687	38,201
１４年	53,509	55,419	108,928	38,600
１５年	53,661	55,514	109,175	39,123

（各年１０月１日現在）

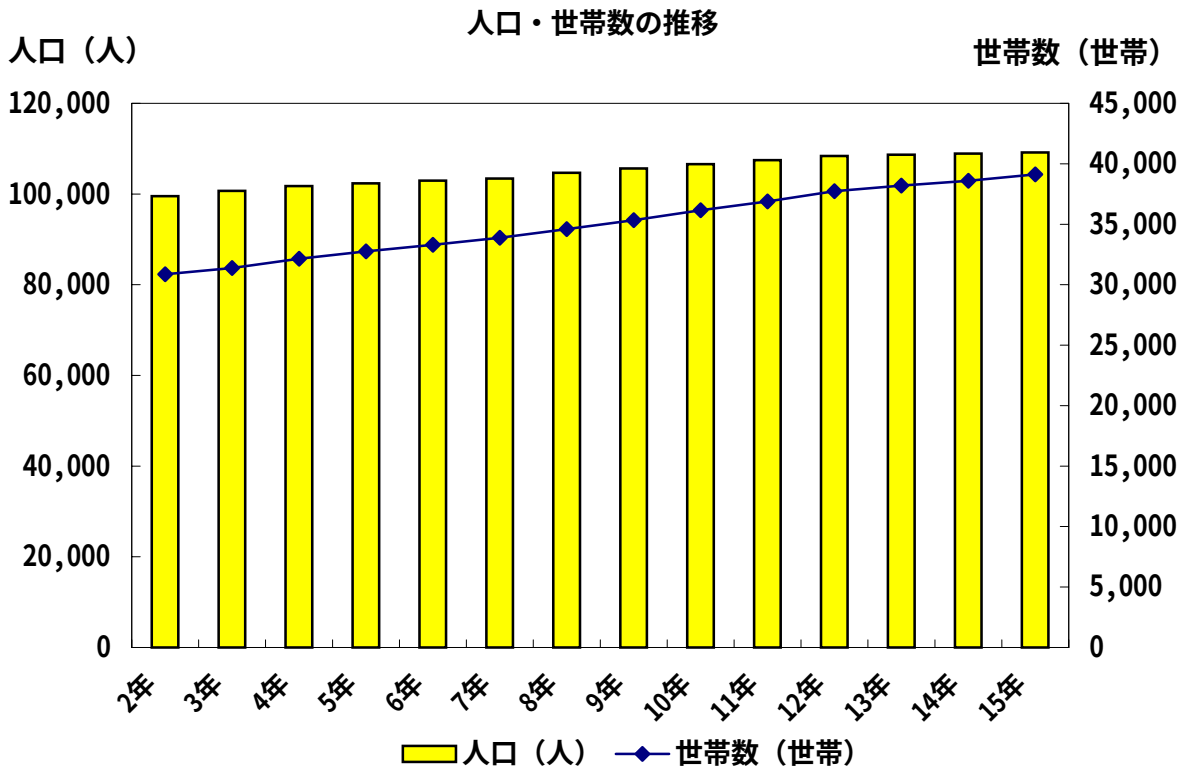

（３）産業

産業別就業人口

区　　分	就業人口(人)	構成比(%)
第一次産業	1,557	2.94
農業	1,468	2.77
林業	21	0.04
漁業	68	0.13
第二次産業	20,323	38.39
鉱業	13	0.02
建設業	4,070	7.69
製造業	16,240	30.68
第三次産業	30,389	57.40
電気･ガス･熱供給･水道業	358	0.68
運輸･通信業	3,197	6.04
卸･小売業､飲食店	11,325	21.39
金融･保険業	1,219	2.30
不動産業	331	0.63
サービス業	12,621	23.84
公務(他に分類されないもの)	1,338	2.53
分類不能の産業	669	1.27
総　　数	52,938	100.00

（平成１２年１０月１日現在　１５歳以上）

産業別就業人口の推移

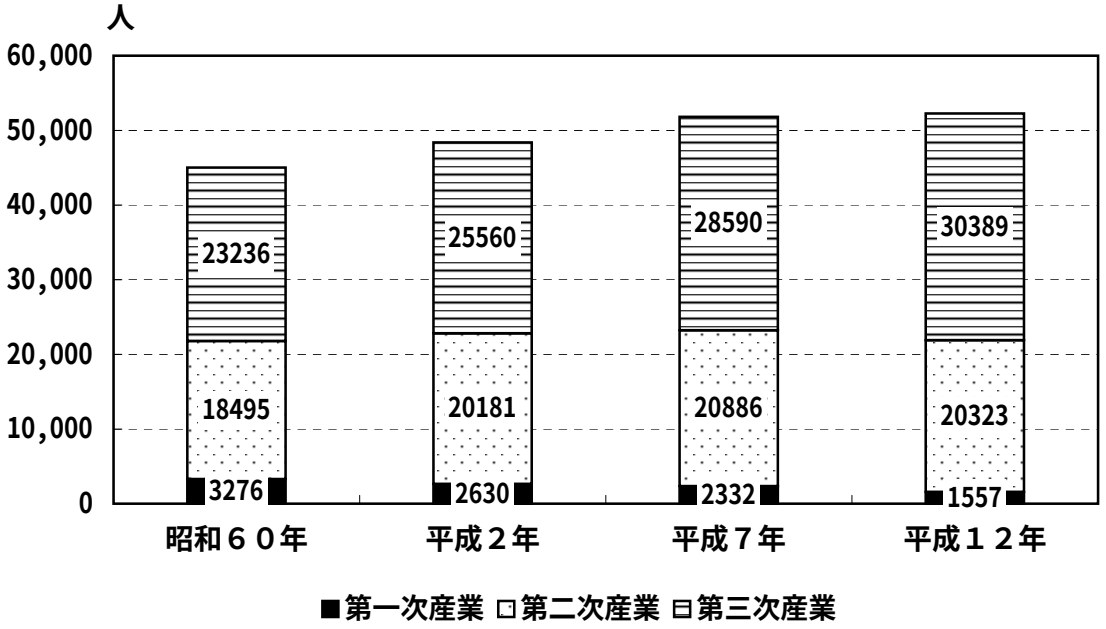

（４）交通

鉄道および主要幹線道路図

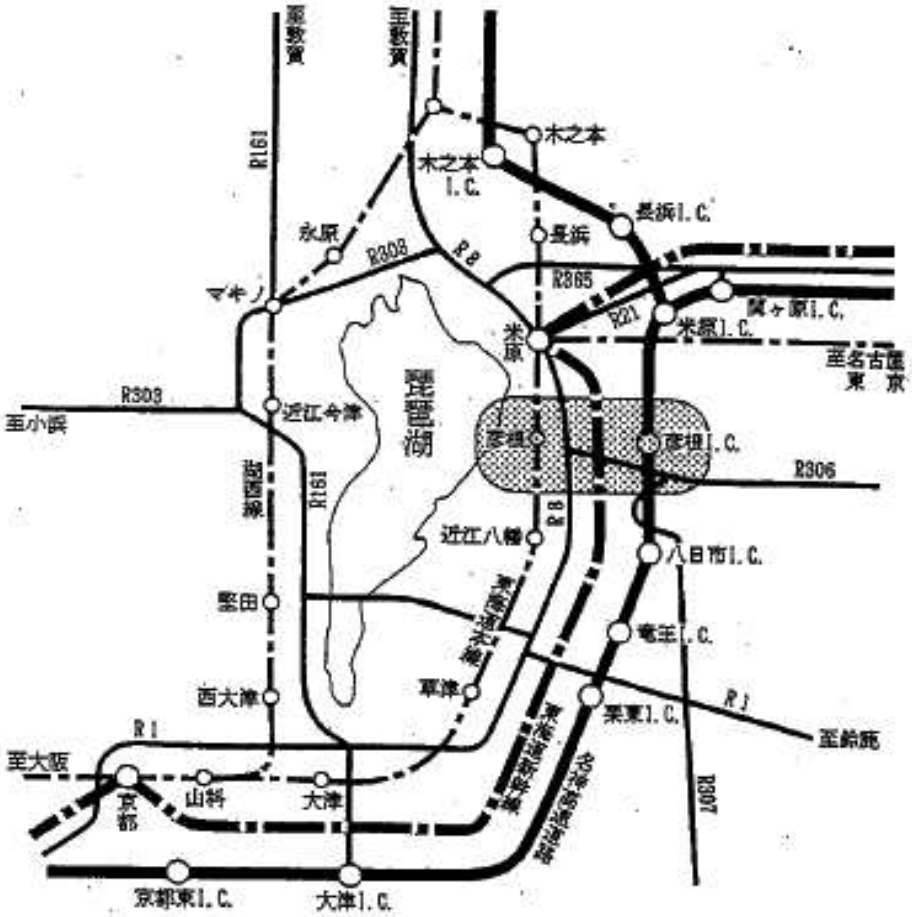

自動車保有台数

（単位：台）

車種 / 年度	登録自動車数					二輪・軽自動車				合計
							軽自動車			
	貨物用	乗合用	乗用	特種・特殊車	小計	小型二輪車	二輪車	その他	小計	
平成　９年度	5,902	182	36,327	1,265	43,676	969	1,128	22,234	24,331	68,007
平成１０年度	5,827	193	36,997	1,349	44,366	999	1,127	22,969	25,095	69,461
平成１１年度	5,778	203	37,315	1,389	44,685	961	1,091	24,005	26,057	70,742
平成１２年度	5,732	214	37,813	1,408	45,167	1,001	1,122	24,724	26,847	72,014
平成１３年度	5,639	218	37,995	1,413	45,265	1,029	1,123	25,437	27,589	72,854
平成１４年度	5,567	221	38,518	1,443	45,749	1,083	1,099	26,042	28,224	73,973

（資料：県警察本部交通部交通企画課「滋賀の交通」　各年度３月末日現在）

（５）土地利用

土地利用区分別面積

（単位：ｋｍ^2）

区分		平成１１年	平成１２年	平成１３年	平成１４年	平成１５年
田		33.69	33.56	33.40	33.14	32.70
畑		3.86	3.86	3.85	3.83	3.78
宅地		16.87	17.08	17.18	17.32	17.52
池沼		0.20	0.20	0.20	0.20	0.20
山林		18.67	18.69	18.70	18.65	18.64
原野		0.36	0.36	0.40	0.36	0.36
雑種地	ゴルフ場用地	0.71	0.69	0.70	0.71	0.71
	鉄軌道用地	0.63	0.61	0.61	0.61	0.61
	その他雑種地	11.44	11.39	11.40	11.66	11.98
その他		11.72	11.71	11.71	11.67	11.65
合計		98.15	98.15	98.15	98.15	98.15

土地利用区分面積の割合の推移

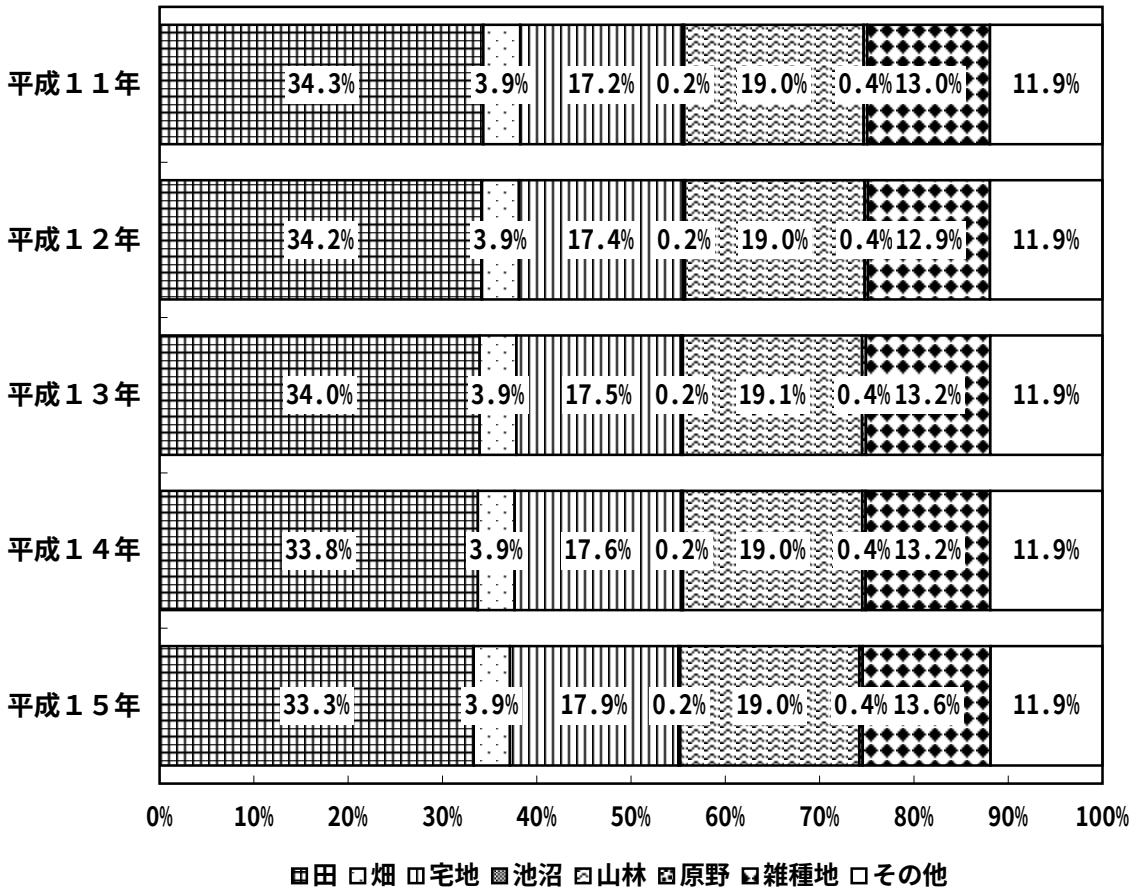

（６）気象

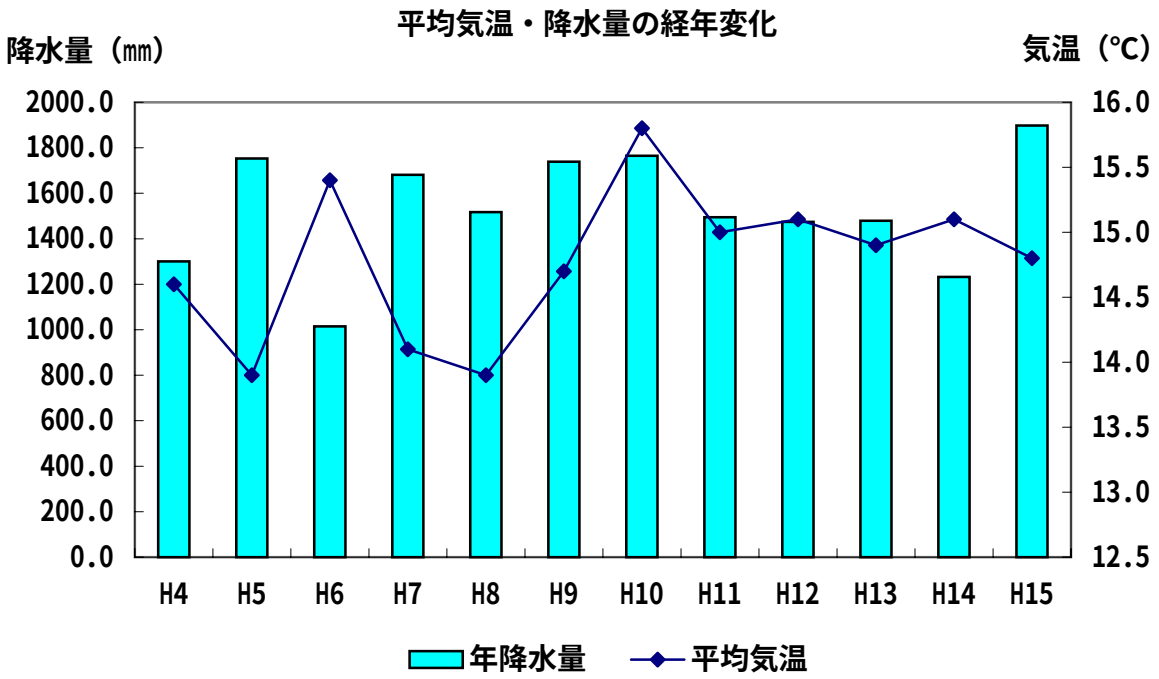
平均気温・降水量の経年変化
降水量（㎜）
気温（℃）
2000.0
1800.0
1600.0
1400.0
1200.0
1000.0
800.0
600.0
400.0
200.0
0.0
16.0
15.5
15.0
14.5
14.0
13.5
13.0
12.5
H4
H5
H6
H7
H8
H9
H10
H11
H12
H13
H14
H15
年降水量
平均気温

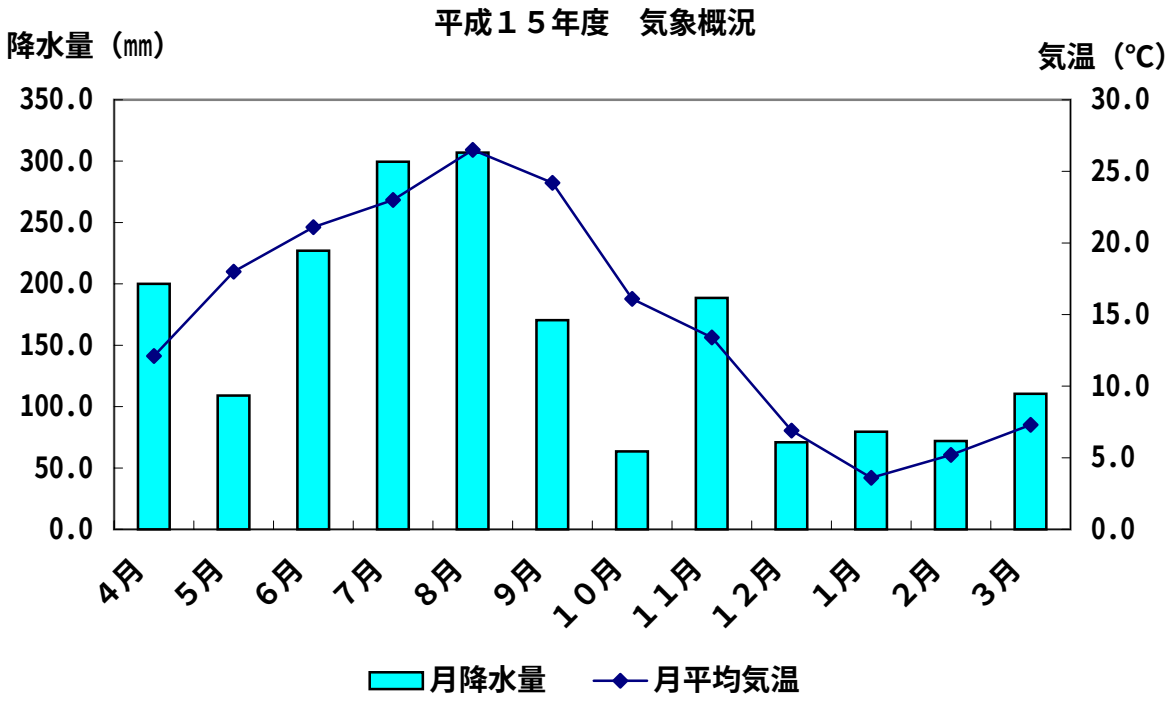
平成１５年度　気象概況
降水量（㎜）
気温（℃）
350.0
300.0
250.0
200.0
150.0
100.0
50.0
0.0
30.0
25.0
20.0
15.0
10.0
5.0
0.0
4月
5月
6月
7月
8月
9月
１０月
１１月
１２月
1月
2月
3月
月降水量
月平均気温

２　彦根市の環境行政

（１）行政組織

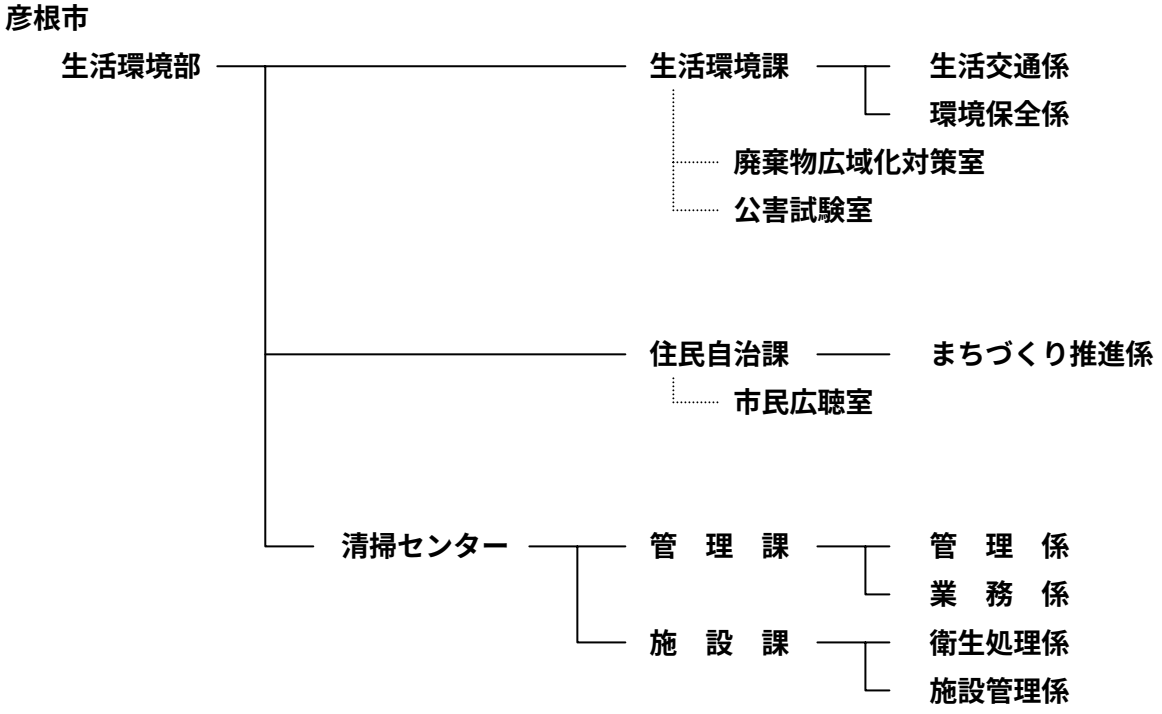

（２）審議会

彦根市では、行政施策等に関して基本的な事項を調査審議していただくため、各種の審議会を設置しています。生活環境部で所管している審議会は次のとおりです。

彦根市環境審議会

○根拠条例等	彦根市環境基本条例
○設 置 目 的	市の区域における良好な環境の保全と創出に関し基本的事項を調査審議すること。
○定員と構成	２０人以内（市議会の議員、諸団体の代表者、学識経験者、関係行政機関の職員、その他市長が適当と認める者）
○任　　期	２年（再任を妨げない）

彦根市廃棄物減量等推進審議会

○根拠条例等	彦根市廃棄物減量等推進審議会条例
○設 置 目 的	一般廃棄物の減量等に関する事項を調査審議すること。
○定員と構成	２０人以内（市議会の議員、学識経験者、事業者、廃棄物処理業者、その他市長が適当と認める者）
○任　　期	２年

（３）環境施策(事業)の体系図

ひこね２１世紀創造プラン

彦根市環境基本条例 ―― 彦根市環境審議会
[環境基本法第４４条]
(１５名)

彦根市環境基本計画および地域行動計画 ―― 彦根市環境パートナー委員会
(１０名)

公害防止対策事業	○彦愛犬環境協議会（１市７町）
大気・悪臭調査事業	
水質調査事業	
騒音・振動調査事業	
浄化槽対策事業	*【浄化槽設置補助金】*
環境保全対策事業	○循環・共生・参加まちづくりネットワーク（８２団体）
	○琵琶湖ラムサール条約連絡協議会（県、２１市町）
環境学習推進事業	●快適環境づくりをすすめる会（４５名、１８団体）
	●環境保全指導員連絡会議（５６名）
	○びわこ会議（４０名、１２４団体)
リサイクル推進事業	*【リサイクル活動推進事業奨励金】*
エコアクション事業	●ひこねエコキッズクラブ（９名）
	【エコフォスター事業補助金】
自然ふれあい事業	*【保存樹木等保全事業補助金・生物の住む環境保全事業補助金】*
環境基本計画推進事業	●快適環境づくりをすすめる会(自然環境調査) (指導員5名、調査員３６名)
	●環境推進市民会議（１０名）
環境ネットワーク事業	●リサイクルステーション運営委員会（１７名）
	○湖東地域エコトピア推進委員会（委員１５名、３部会５３名）
環境マネジメント構築事業	●環境管理組織（総括者、副総括者、総責任者、部局内責任者、推進幹部員１６名、推進員１１０名）
生活排水対策推進事業	●環境保全指導員連絡会議
	○全国生活排水対策重点地域指定市長村連絡協議会（２２１市町村）
環境マップコンクール事業	●環境推進市民会議
グリーン購入推進事業	○滋賀グリーン購入ネットワーク（県下３８１団体）

※●生活環境課所管組織
　○国・県等の行政関係組織
※構成団体人数は平成１５年度実績

３　環境の現状

（１）水質

　本市では、昭和４７年度から市内主要河川の水質検査を行っています。調査は原則として月１回実施し、調査地点は、調査開始以来若干の追加や廃止、変更を行っています。
　平成１５年度は１２河川１５地点で調査を行いました。
　また、地下水については、市内３地域で有機塩素化合物などによる汚染が判明しており、県とともに監視を続けています。

①　河川の水質

市内河川水質調査要領

調　査　地　点		１５地点（１２河川）
調　査　回　数		毎月１回、年１２回
調査項目	一　般　項　目	水温
	生活環境項目	水素イオン濃度（ｐＨ）、溶存酸素（ＤＯ）、生物化学的酸素要求量（ＢＯＤ）、化学的酸素要求量（ＣＯＤ）、浮遊物質量（ＳＳ）、銅、亜鉛、鉄、マンガン、総クロム、ふっ素、大腸菌群数、全窒素（Ｔ－Ｎ）、全りん（Ｔ－Ｐ）
	健　康　項　目	カドミウム、鉛、ひ素
	そ の 他 項 目	電気伝導度、塩化物イオン

採水地点

①	旧港湾（上流）	船町交差点付近
②	旧港湾（下流）	松原橋直下
③	芹川（上流）	名神高速道路付近
④	芹川（下流）	池州橋直下
⑤	矢倉川	河口付近
⑥	平田川	平田川橋上流
⑦	北川	北川橋直下
⑧	南川	大藪町
⑨	犬上川（中流）	犬上橋付近
⑩	犬上川（下流）	開出今橋直下
⑪	江面川	江面川橋直下
⑫	大川	休神橋直下
⑬	宇曽川	唐崎橋直下
⑭	文録川	つぶり橋直下
⑮	不飲川	普光寺町

河川の水質経年変化

① 旧港湾（上流）

項目＼年度	8	9	10	11	12	13	14	15
ｐＨ	7.7	7.5	7.9	7.9	7.3	7.6	7.7	8.0
ＢＯＤ　（mg／ｌ）	3.4	3.5	2.0	3.1	4.3	2.7	1.1	3.6
ＣＯＤ　（mg／ｌ）	5.8	6.1	6.2	7.4	7.2	6.1	6.1	3.6
ＤＯ　（mg／ｌ）	7.2	7.2	8.1	7.5	5.1	7.4	7.1	8.0
ＳＳ　（mg／ｌ）	5.3	7.2	4.9	9.2	5.4	1.8	1.8	2.7
Ｔ－Ｎ　（mg／ｌ）	3.76	4.41	4.26	6.09	5.97	5.39	4.13	4.36
Ｔ－Ｐ　（mg／ｌ）	0.13	0.08	0.10	0.14	0.13	0.09	0.06	0.10

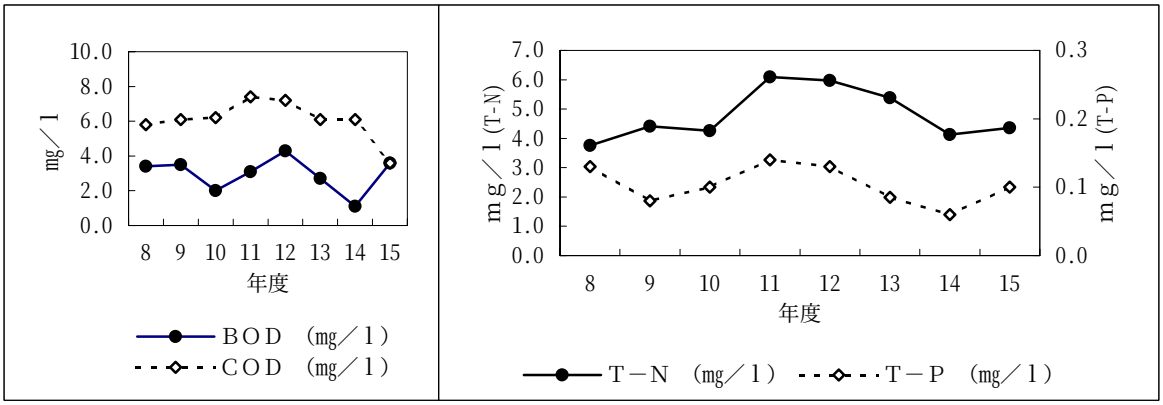

② 旧港湾（下流）

項目＼年度	8	9	10	11	12	13	14	15
ｐＨ	7.7	7.6	7.9	8.0	7.7	7.9	8.0	8.1
ＢＯＤ　（mg／ｌ）	2.2	3.4	2.8	3.0	2.9	3.2	2.0	1.7
ＣＯＤ　（mg／ｌ）	5.4	5.6	5.5	6.1	5.5	6.8	5.9	3.3
ＤＯ　（mg／ｌ）	7.2	6.9	7.2	8.0	7.2	7.6	6.9	6.1
ＳＳ　（mg／ｌ）	6.7	4.8	6.5	5.8	6.6	6.6	3.9	5.2
Ｔ－Ｎ　（mg／ｌ）	3.07	3.05	3.41	4.29	4.69	4.11	3.49	4.03
Ｔ－Ｐ　（mg／ｌ）	0.13	0.07	0.11	0.05	0.11	0.15	0.16	0.12

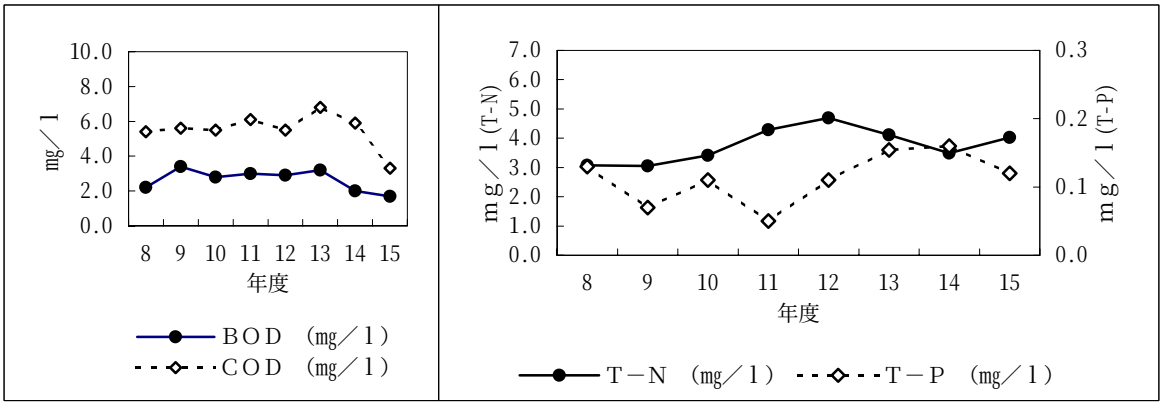

注）平成１５年度のＴ－Ｎ，Ｔ－Ｐについては、測定機器故障のため、Ｔ－Ｎは１回、Ｔ－Ｐは２回の測定しか行っていません。また、ＢＯＤについても、測定機器不良のため、１～２回の測定となっています。

③ 芹川（上流）

項目＼年度	8	9	10	11	12	13	14	15
ｐＨ	7.8	7.8	8.0	8.5	8.4	8.1	8.3	8.3
ＢＯＤ　（mg／ｌ）	1.4	2.3	1.7	1.5	2.6	1.8	2.0	4.2
ＣＯＤ　（mg／ｌ）	1.4	1.0	1.4	2.6	2.6	1.7	1.9	0.5
ＤＯ　（mg／ｌ）	10.3	11.5	10.1	9.4	10.1	8.9	8.6	9.9
ＳＳ　（mg／ｌ）	2.7	0.6	1.0	1.7	3.2	1.5	0.8	1.5
Ｔ－Ｎ　（mg／ｌ）	0.77	0.68	1.02	1.01	1.02	1.78	1.12	1.59
Ｔ－Ｐ　（mg／ｌ）	0.02	0.02	0.03	0.01	0.03	0.03	0.02	0.03

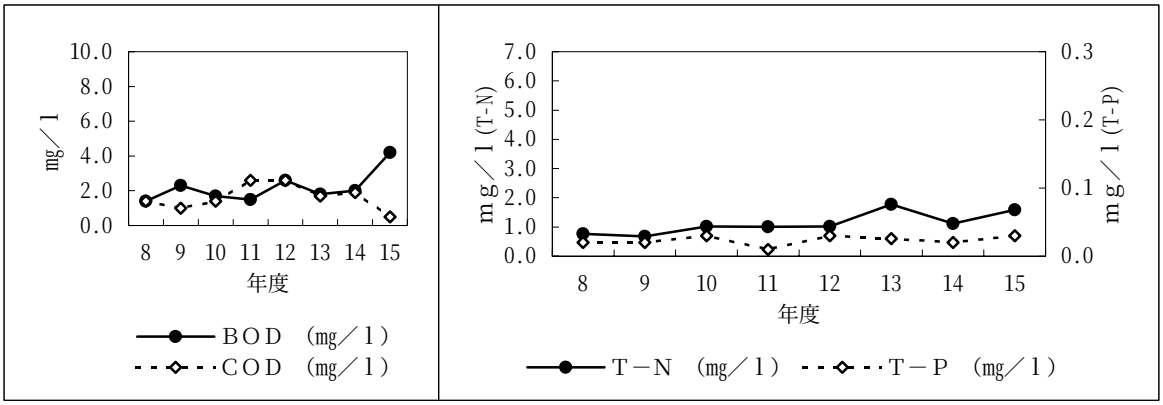

④ 芹川（下流）

項目＼年度	8	9	10	11	12	13	14	15
ｐＨ	8.0	7.9	8.2	8.7	8.4	8.4	8.3	8.7
ＢＯＤ　（mg／ｌ）	1.7	2.4	1.9	1.1	1.9	2.0	1.8	2.3
ＣＯＤ　（mg／ｌ）	1.9	2.0	1.8	2.8	2.0	1.5	2.3	0.9
ＤＯ　（mg／ｌ）	11.3	13.1	10.9	8.9	10.8	9.8	8.4	9.7
ＳＳ　（mg／ｌ）	2.2	1.7	1.2	6.3	3.0	1.5	0.7	2.4
Ｔ－Ｎ　（mg／ｌ）	0.99	0.77	1.27	1.11	1.15	1.39	1.52	1.65
Ｔ－Ｐ　（mg／ｌ）	0.05	0.03	0.06	0.04	0.06	0.03	0.02	0.03

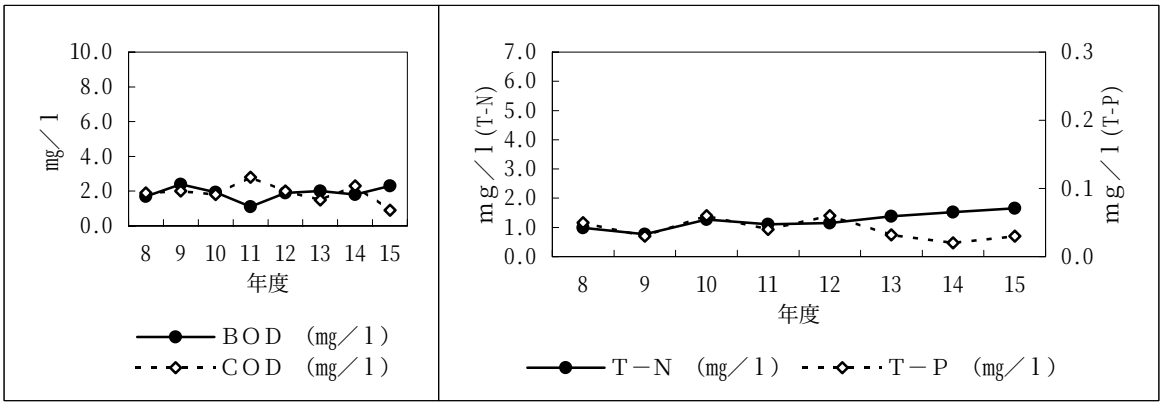

注）平成１５年度のＴ－Ｎ，Ｔ－Ｐについては、測定機器故障のため、Ｔ－Ｎは１回、Ｔ－Ｐは２回の測定しか行っていません。また、ＢＯＤについても、測定機器不良のため、１～２回の測定となっています。

⑤ 矢倉川

項目＼年度	8	9	10	11	12	13	14	15
ｐＨ	7.7	7.6	8.0	8.3	7.5	7.7	8.0	8.2
ＢＯＤ　(mg／ｌ)	1.6	1.8	1.6	1.8	2.2	2.5	2.0	2.5
ＣＯＤ　(mg／ｌ)	4.2	3.7	4.1	4.7	3.8	3.3	3.3	1.6
ＤＯ　(mg／ｌ)	8.9	8.5	7.1	7.5	7.4	3.3	6.8	7.6
ＳＳ　(mg／ｌ)	3.6	1.8	3.9	4.3	6.8	3.6	4.2	8.0
Ｔ－Ｎ　(mg／ｌ)	1.19	1.11	1.40	1.60	1.61	2.02	1.81	2.58
Ｔ－Ｐ　(mg／ｌ)	0.04	0.04	0.09	0.04	0.05	0.03	0.08	0.03

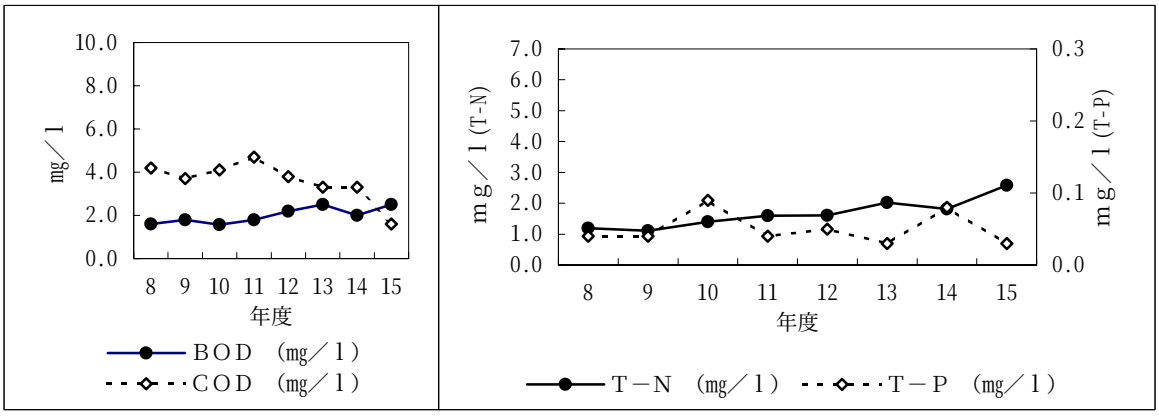

⑥ 平田川

項目＼年度	8	9	10	11	12	13	14	15
ｐＨ	7.7	7.8	8.0	8.1	7.8	8.0	8.0	8.6
ＢＯＤ　(mg／ｌ)	4.0	4.4	3.5	2.6	3.0	2.4	2.0	3.2
ＣＯＤ　(mg／ｌ)	4.0	4.4	3.6	4.2	3.1	3.1	3.9	1.7
ＤＯ　(mg／ｌ)	6.0	7.6	6.7	7.6	7.6	7.9	6.3	6.5
ＳＳ　(mg／ｌ)	5.7	3.8	3.3	8.9	5.5	2.4	4.6	4.1
Ｔ－Ｎ　(mg／ｌ)	2.46	1.96	3.08	2.07	2.28	2.56	2.60	2.86
Ｔ－Ｐ　(mg／ｌ)	0.23	0.21	0.17	0.14	0.22	0.15	0.13	0.16

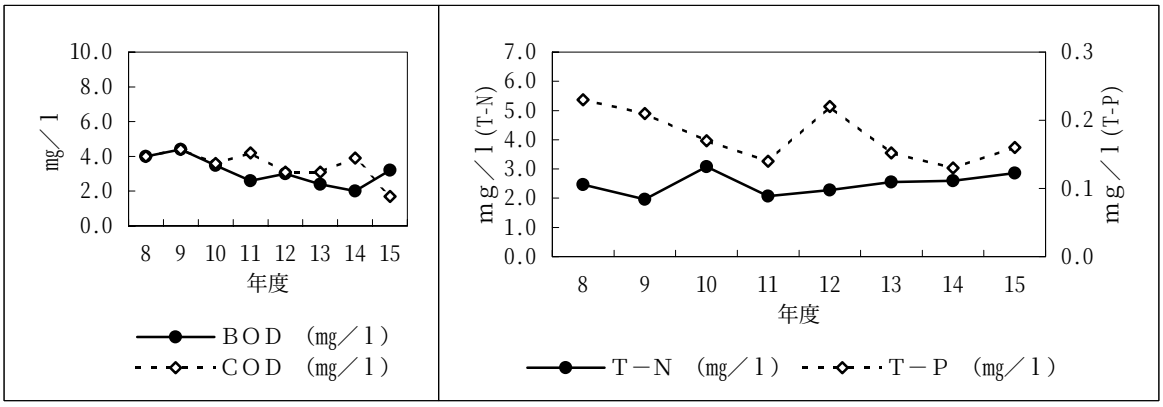

注）平成１５年度のＴ－Ｎ，Ｔ－Ｐについては、測定機器故障のため、Ｔ－Ｎは１回、Ｔ－Ｐは２回の測定しか行っていません。また、ＢＯＤについても、測定機器不良のため、１～２回の測定となっています。

⑦ 北川

項目＼年度	8	9	10	11	12	13	14	15
ｐＨ	7.7	7.8	8.0	8.2	8.0	8.0	8.2	8.7
ＢＯＤ　(mg／ｌ)	4.3	4.8	4.2	5.4	2.7	2.2	2.5	4.0
ＣＯＤ　(mg／ｌ)	5.2	5.2	3.9	4.0	3.2	3.5	3.7	1.6
ＤＯ　(mg／ｌ)	9.7	12.6	12.0	9.9	10.5	10.2	9.8	8.1
ＳＳ　(mg／ｌ)	8.6	7.6	6.6	9.2	3.9	3.6	1.9	5.9
Ｔ－Ｎ　(mg／ｌ)	1.96	1.53	2.51	1.70	1.74	1.46	1.86	2.37
Ｔ－Ｐ　(mg／ｌ)	0.17	0.15	0.12	0.09	0.14	0.16	0.09	0.05

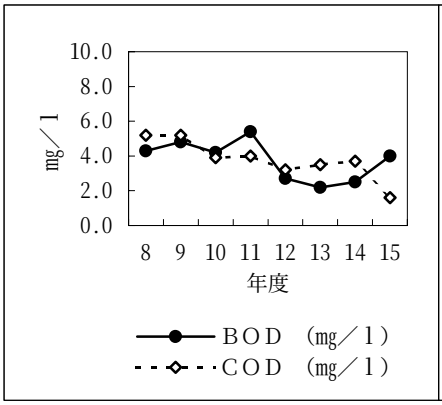

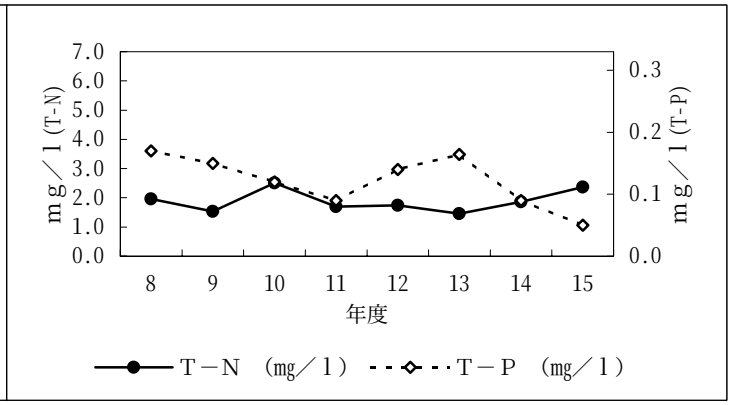

⑧ 南川

項目＼年度	8	9	10	11	12	13	14	15
ｐＨ	7.6	7.6	7.8	8.0	7.5	7.8	8.1	8.8
ＢＯＤ　(mg／ｌ)	3.7	3.5	3.2	2.4	3.1	2.8	1.7	3.1
ＣＯＤ　(mg／ｌ)	4.4	3.6	3.7	3.9	2.6	2.7	3.7	1.6
ＤＯ　(mg／ｌ)	7.5	8.3	8.7	8.6	8.3	9.1	7.5	8.2
ＳＳ　(mg／ｌ)	13.8	6.3	4.3	7.4	3.9	1.9	1.9	4.4
Ｔ－Ｎ　(mg／ｌ)	1.98	1.61	1.92	1.73	2.23	2.31	2.18	4.44
Ｔ－Ｐ　(mg／ｌ)	0.13	0.09	0.12	0.07	0.10	0.08	0.07	0.06

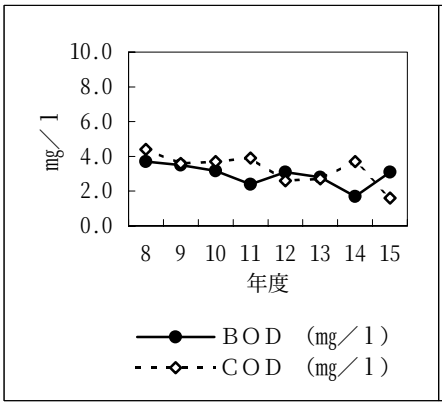

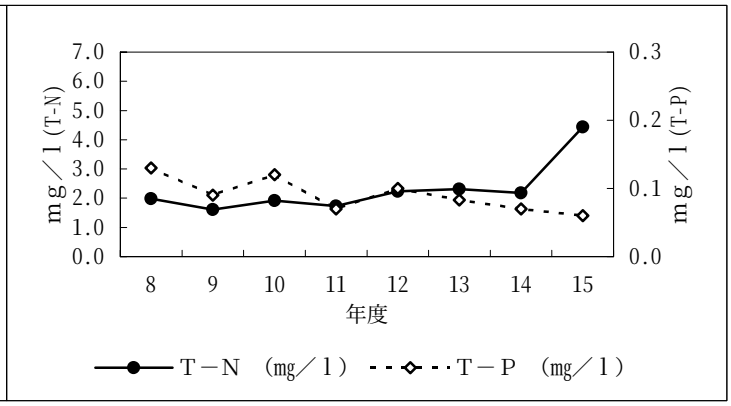

注）平成１５年度のＴ－Ｎ，Ｔ－Ｐについては、測定機器故障のため、Ｔ－Ｎは１回、Ｔ－Ｐは２回の測定しか行っていません。また、ＢＯＤについても、測定機器不良のため、１～２回の測定となっています。

⑨ 犬上川（中流）

項目＼年度	8	9	10	11	12	13	14	15	環境基準
ｐＨ	7.8	7.6	8.1	8.4	8.1	8.0	8.1	8.3	6.5～8.5
ＢＯＤ　(mg／ｌ)	2.3	1.9	1.5	0.8	1.5	1.5	1.6	3.4	
ＣＯＤ　(mg／ｌ)	2.8	1.8	1.8	2.8	1.8	1.5	2.9	1.6	
ＤＯ　(mg／ｌ)	10.2	10.6	9.2	9.7	8.9	8.9	7.3	9.1	≧ 7.5
ＳＳ　(mg／ｌ)	4.8	0.8	0.8	1.7	3.6	1.6	1.9	2.0	≦25.0
Ｔ－Ｎ　(mg／ｌ)	1.02	0.78	1.35	0.70	1.22	1.28	1.66	1.23	
Ｔ－Ｐ　(mg／ｌ)	0.05	0.02	0.04	0.02	0.04	0.06	0.02	0.02	

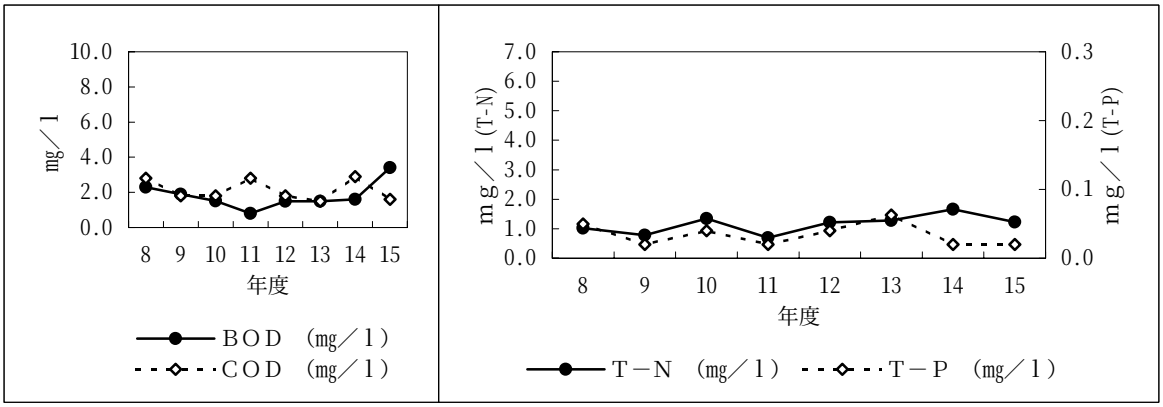

⑩ 犬上川（下流）

項目＼年度	8	9	10	11	12	13	14	15	環境基準
ｐＨ	7.9	7.8	8.2	8.5	8.0	8.2	8.5	8.2	6.5～8.5
ＢＯＤ　(mg／ｌ)	2.0	2.4	1.6	1.8	2.8	2.7	1.9	2.7	
ＣＯＤ　(mg／ｌ)	2.1	1.8	1.9	2.7	2.0	1.7	2.5	1.0	
ＤＯ　(mg／ｌ)	9.7	10.1	8.5	8.0	10.0	9.9	8.5	9.4	≧ 7.5
ＳＳ　(mg／ｌ)	4.8	1.3	1.0	2.5	2.8	1.8	1.9	1.1	≦25.0
Ｔ－Ｎ　(mg／ｌ)	1.07	0.73	1.26	0.76	1.16	1.15	1.29	2.49	
Ｔ－Ｐ　(mg／ｌ)	0.03	0.02	0.03	0.01	0.02	0.06	0.01	0.02	

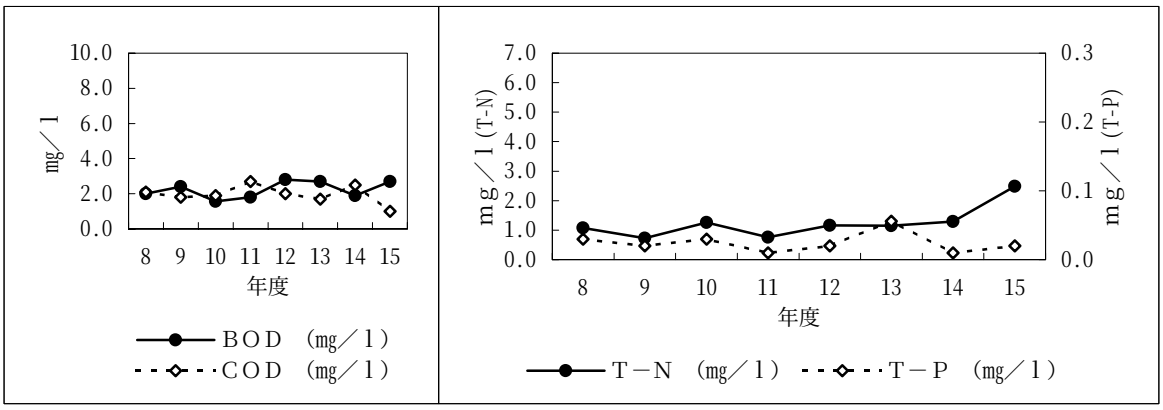

注）平成１５年度のＴ－Ｎ，Ｔ－Ｐについては、測定機器故障のため、Ｔ－Ｎは１回、Ｔ－Ｐは２回の測定しか行っていません。また、ＢＯＤについても、測定機器不良のため、１～２回の測定となっています。

⑪ 江面川

項目＼年度	8	9	10	11	12	13	14	15
ｐＨ	7.7	7.6	8.2	7.9	7.6	7.8	8.2	7.9
ＢＯＤ　(mg／ｌ)	2.0	2.9	2.3	2.0	3.0	2.2	1.9	3.1
ＣＯＤ　(mg／ｌ)	4.3	4.0	4.4	4.9	3.8	3.6	4.3	3.4
ＤＯ　(mg／ｌ)	7.1	7.5	6.1	6.9	6.6	7.5	7.0	7.4
ＳＳ　(mg／ｌ)	8.2	5.7	4.3	8.0	4.4	4.2	4.8	4.8
Ｔ－Ｎ　(mg／ｌ)	1.66	1.58	2.37	1.67	1.94	2.15	2.04	2.10
Ｔ－Ｐ　(mg／ｌ)	0.12	0.11	0.12	0.09	0.14	0.08	0.11	0.11

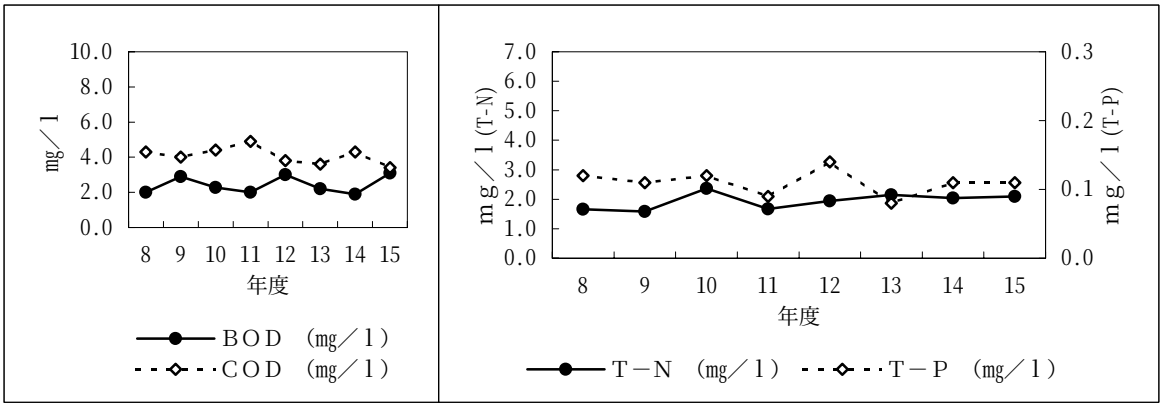

⑫ 大川

項目＼年度	8	9	10	11	12	13	14	15
ｐＨ	7.6	7.5	8.0	8.0	7.4	7.8	8.2	8.0
ＢＯＤ　(mg／ｌ)	1.7	2.2	1.6	2.3	2.1	1.6	1.4	2.9
ＣＯＤ　(mg／ｌ)	3.9	4.0	4.2	3.9	3.1	3.1	3.6	1.9
ＤＯ　(mg／ｌ)	6.1	6.6	6.5	5.7	6.2	6.8	6.6	7.8
ＳＳ　(mg／ｌ)	5.7	7.8	8.5	5.5	5.7	3.1	4.6	2.6
Ｔ－Ｎ　(mg／ｌ)	2.00	1.60	2.23	2.71	2.55	2.25	2.53	2.86
Ｔ－Ｐ　(mg／ｌ)	0.10	0.08	0.06	0.13	0.09	0.06	0.06	0.08

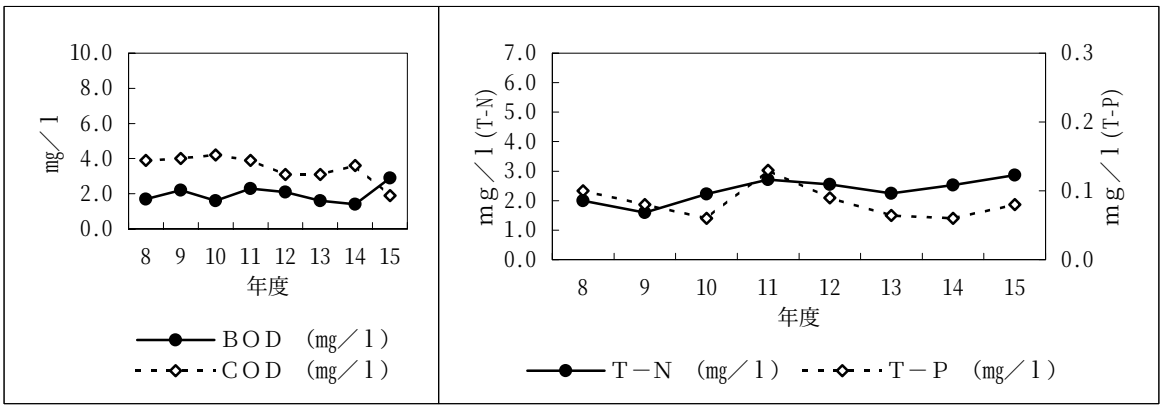

注）平成１５年度のＴ－Ｎ，Ｔ－Ｐについては、測定機器故障のため、Ｔ－Ｎは１回、Ｔ－Ｐは２回の測定しか行っていません。また、ＢＯＤについても、測定機器不良のため、１～２回の測定となっています。

⑬ 宇曽川

項目＼年度	8	9	10	11	12	13	14	15	環境基準
ｐＨ	7.7	7.5	8.0	8.1	7.7	7.8	8.3	8.1	6.5～8.5
ＢＯＤ　(mg／ｌ)	1.9	2.6	1.9	1.5	1.8	1.6	2.7	2.8	
ＣＯＤ　(mg／ｌ)	3.8	4.0	4.4	3.9	3.8	3.8	4.3	2.8	
ＤＯ　(mg／ｌ)	8.2	9.5	7.8	7.0	7.8	7.9	8.0	8.3	≧ 5.0
ＳＳ　(mg／ｌ)	11.6	5.4	6.5	14.2	7.5	3.6	2.7	3.8	≦25.0
Ｔ－Ｎ　(mg／ｌ)	1.87	1.41	1.91	1.72	1.71	1.97	1.67	1.93	
Ｔ－Ｐ　(mg／ｌ)	0.11	0.08	0.14	0.11	0.09	0.06	0.07	0.05	

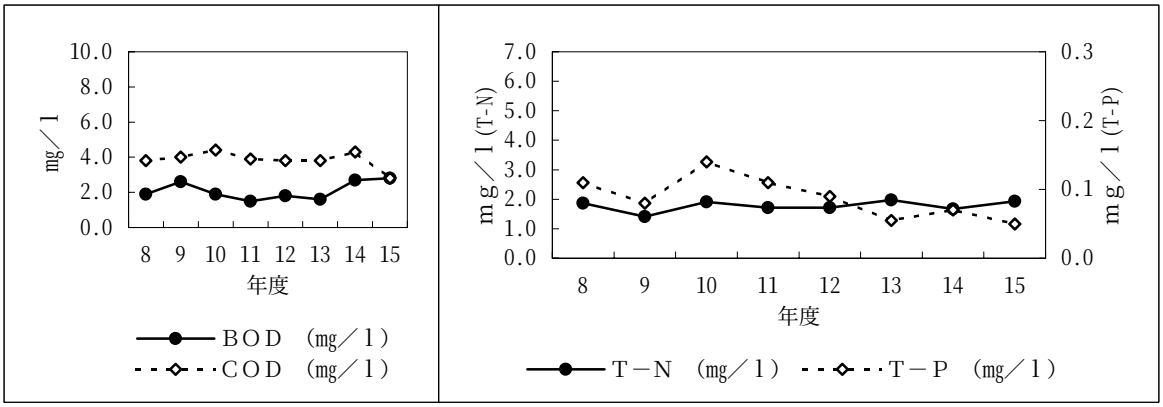

⑭ 文録川

項目＼年度	8	9	10	11	12	13	14	15
ｐＨ	7.5	7.5	8.0	8.0	7.5	7.7	8.3	8.1
ＢＯＤ　(mg／ｌ)	2.1	1.8	1.8	2.2	1.8	2.2	1.3	3.0
ＣＯＤ　(mg／ｌ)	4.4	4.5	4.8	3.9	3.8	4.1	4.8	2.6
ＤＯ　(mg／ｌ)	7.1	7.7	6.9	6.8	6.8	8.1	7.3	7.9
ＳＳ　(mg／ｌ)	7.7	5.3	4.4	14.0	5.4	2.6	4.9	9.3
Ｔ－Ｎ　(mg／ｌ)	1.51	1.30	1.94	1.96	2.08	2.04	2.18	2.21
Ｔ－Ｐ　(mg／ｌ)	0.11	0.08	0.10	0.08	0.09	0.07	0.07	0.07

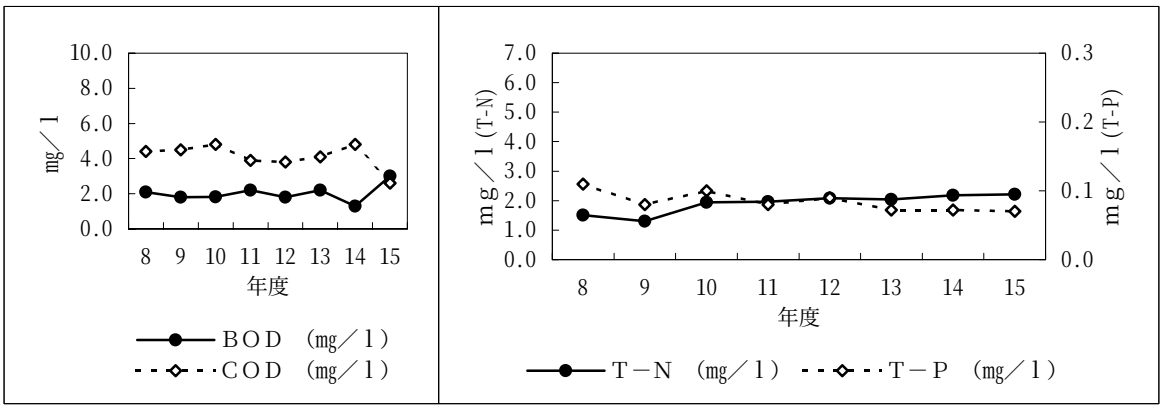

注）平成１５年度のＴ－Ｎ，Ｔ－Ｐについては、測定機器故障のため、Ｔ－Ｎは１回、Ｔ－Ｐは２回の測定しか行っていません。また、ＢＯＤについても、測定機器不良のため、１～２回の測定となっています。

⑮ 不飲川

項目＼年度	8	9	10	11	12	13	14	15
ｐＨ	7.5	7.5	7.9	7.9	7.5	7.8	8.3	8.2
ＢＯＤ　(mg／ｌ)	1.0	2.2	1.7	2.5	1.3	2.1	1.5	2.6
ＣＯＤ　(mg／ｌ)	3.9	3.1	3.9	3.4	2.3	3.1	3.3	1.6
ＤＯ　(mg／ｌ)	7.9	9.1	7.4	8.5	8.3	9.5	8.6	9.0
ＳＳ　(mg／ｌ)	16.1	3.1	3.3	6.4	4.9	2.4	2.2	3.4
Ｔ－Ｎ　(mg／ｌ)	1.02	0.82	1.92	1.11	1.43	1.10	1.05	1.22
Ｔ－Ｐ　(mg／ｌ)	0.08	0.04	0.10	0.03	0.07	0.05	0.04	0.05

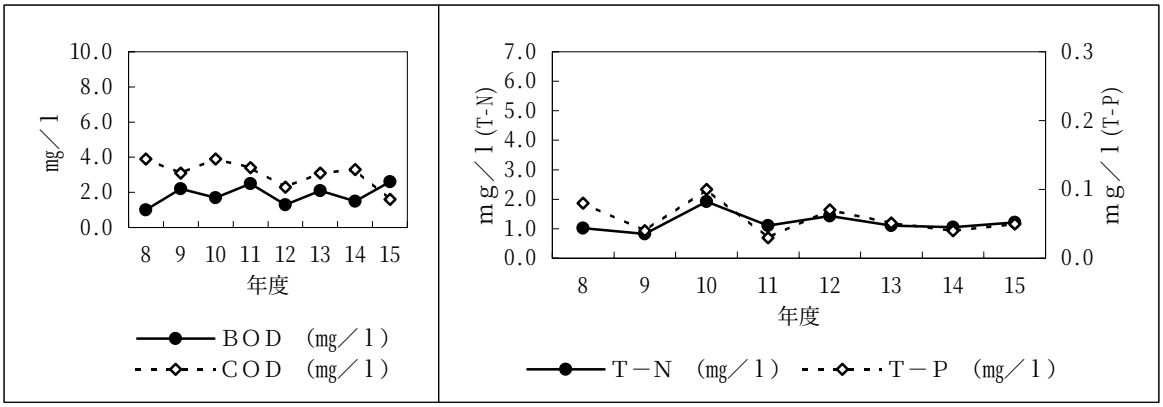

注）平成１５年度のＴ－Ｎ，Ｔ－Ｐについては、測定機器故障のため、Ｔ－Ｎは１回、Ｔ－Ｐは２回の測定しか行っていません。また、ＢＯＤについても、測定機器不良のため、１～２回の測定となっています。

② 地下水の状況

昭和５８年に環境庁（現在環境省）が全国の地下水実態調査結果を発表し、有機塩素化合物による全国的な地下水汚染の実態が判明しました。本市においても汚染地域が判明しており、県とともに監視を続けています。

区域	調査地点数	汚染物質	検出地点数	飲用不適地点数	年間最高検出濃度（mg/ｌ）				飲用基準（mg/ｌ）
					12年度	13年度	14年度	15年度	
A 馬場城町	14	ﾃﾄﾗｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	6	3	5.3	2.8	3.1	2.7	0.01
		ｼｽ-1,2-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	4	1	-	-	0.007	0.067	0.03
B 日夏 清崎 南川瀬	10	ﾃﾄﾗｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ	4	3	0.70	0.53	0.49	0.04	0.01
C 湖岸	3	ひ素	3	2	0.040	0.044	0.043	0.047	0.01

地下水汚染地域図

③ 琵琶湖の水質

生活環境の保全に関する環境基準

該当水域	項目類型	利用目的の適応性	基準値					達成期間	
			ｐＨ	ＣＯＤ	ＳＳ	ＤＯ	大腸菌群数		
琵琶湖	ＡＡ	水道１級・水産１級・自然環境保全およびＡ以下の欄に掲げるもの	6.5以上8.5以下	1mg/l以下	1mg/l以下	7.5mg/l以上	50MPN/100ml以下	南湖(ハ)	北湖(イ)

注)達成期間の(イ)は直ちに達成、(ハ)は５年を超える期間で可及的速やかに達成。

全窒素･全りんの環境基準　(mg/l)

	Ｔ－Ｎ	Ｔ－Ｐ
琵琶湖(Ⅱ類型)	0.2	0.01

透明度　(　m　)

	H9年度	H10年度	H11年度	H12年度	H13年度	H14年度	H15年度	平　均
北湖	5.4	5.0	5.7	5.1	5.2	5.8	5.5	5.4
南湖	1.8	1.9	2.0	2.0	2.0	2.1	2.4	2.0

ＢＯＤ　(mg／l)

	H9年度	H10年度	H11年度	H12年度	H13年度	H14年度	H15年度	平　均
北湖	0.6	0.6	0.6	0.5	0.6	0.6	0.6	0.6
南湖	1.0	1.0	1.2	1.0	1.0	1.1	1.0	1.0

ＣＯＤ　(mg／l)

	H9年度	H10年度	H11年度	H12年度	H13年度	H14年度	H15年度	平　均
北湖	2.5	2.7	2.6	2.7	2.7	2.7	2.6	2.6
南湖	3.0	3.2	3.2	3.1	3.2	3.3	3.1	3.2

ＳＳ　(mg／l)

	H9年度	H10年度	H11年度	H12年度	H13年度	H14年度	H15年度	平　均
北湖	1.2	1.4	1.3	1.4	1.1	1.0	1.2	1.2
南湖	6.0	5.6	5.6	6.2	5.1	4.8	3.7	5.3

Ｔ－Ｎ　(mg／l)

	H9年度	H10年度	H11年度	H12年度	H13年度	H14年度	H15年度	平　均
北湖	0.33	0.33	0.33	0.30	0.27	0.25	0.32	0.30
南湖	0.42	0.40	0.39	0.40	0.32	0.34	0.36	0.38

Ｔ－Ｐ　(mg／l)

	H9年度	H10年度	H11年度	H12年度	H13年度	H14年度	H15年度	平　均
北湖	0.008	0.009	0.008	0.008	0.009	0.008	0.009	0.008
南湖	0.019	0.018	0.018	0.019	0.019	0.018	0.016	0.018

クロロフィルａ　(μg／l)

	H9年度	H10年度	H11年度	H12年度	H13年度	H14年度	H15年度	平　均
北湖	4.0	4.3	4.4	3.1	3.7	3.3	3.0	3.7
南湖	7.0	7.2	8.2	5.6	6.0	6.7	5.8	6.6

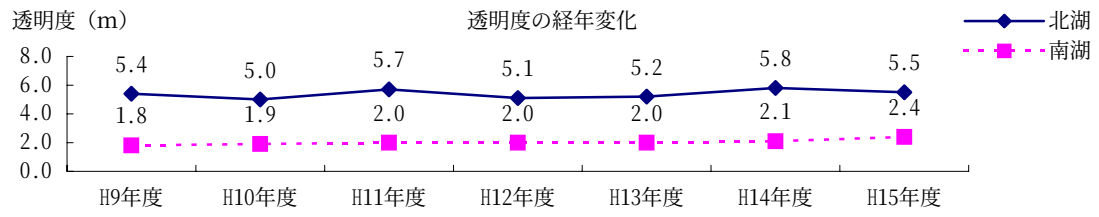
透明度（m）
透明度の経年変化
北湖
南湖
8.0
6.0
4.0
2.0
0.0
5.4
5.0
5.7
5.1
5.2
5.8
5.5
1.8
1.9
2.0
2.0
2.0
2.1
2.4
H9年度
H10年度
H11年度
H12年度
H13年度
H14年度
H15年度

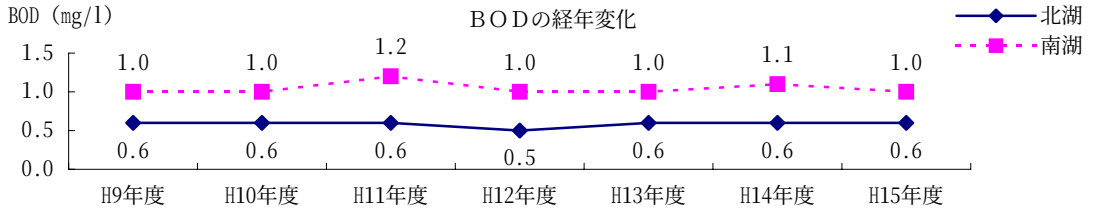
BOD（mg/l）
ＢＯＤの経年変化
北湖
南湖
1.5
1.0
0.5
0.0
1.0
1.0
1.2
1.0
1.0
1.1
1.0
0.6
0.6
0.6
0.5
0.6
0.6
0.6
H9年度
H10年度
H11年度
H12年度
H13年度
H14年度
H15年度

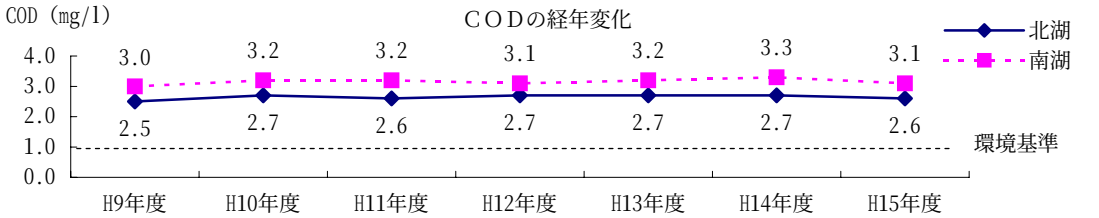
COD（mg/l）
ＣＯＤの経年変化
北湖
南湖
4.0
3.0
2.0
1.0
0.0
3.0
3.2
3.2
3.1
3.2
3.3
3.1
2.5
2.7
2.6
2.7
2.7
2.7
2.6
環境基準
H9年度
H10年度
H11年度
H12年度
H13年度
H14年度
H15年度

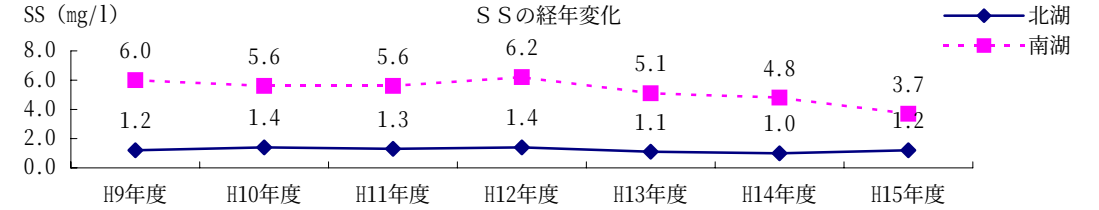
SS（mg/l）
ＳＳの経年変化
北湖
南湖
8.0
6.0
4.0
2.0
0.0
6.0
5.6
5.6
6.2
5.1
4.8
3.7
1.2
1.4
1.3
1.4
1.1
1.0
1.2
H9年度
H10年度
H11年度
H12年度
H13年度
H14年度
H15年度

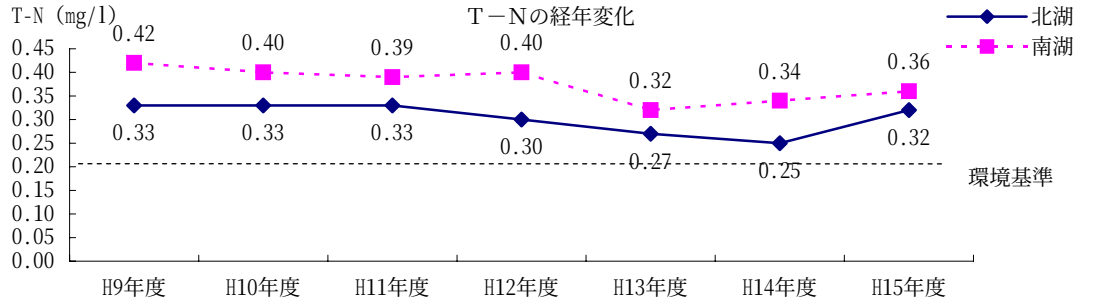
T-N（mg/l）
Ｔ－Ｎの経年変化
北湖
南湖
0.45
0.40
0.35
0.30
0.25
0.20
0.15
0.10
0.05
0.00
0.42
0.40
0.39
0.40
0.32
0.34
0.36
0.33
0.33
0.33
0.30
0.27
0.25
0.32
環境基準
H9年度
H10年度
H11年度
H12年度
H13年度
H14年度
H15年度

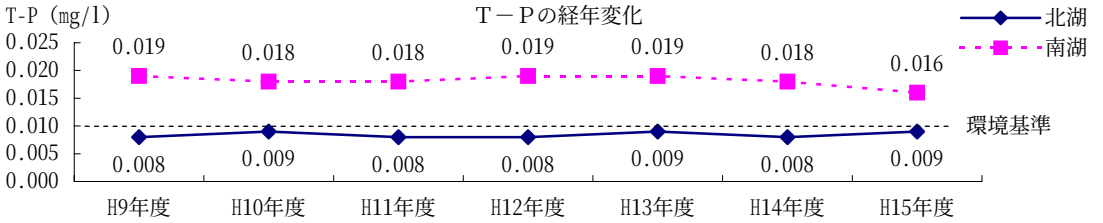
T-P（mg/l）
Ｔ－Ｐの経年変化
北湖
南湖
0.025
0.020
0.015
0.010
0.005
0.000
0.019
0.018
0.018
0.019
0.019
0.018
0.016
環境基準
0.008
0.009
0.008
0.008
0.009
0.008
0.009
H9年度
H10年度
H11年度
H12年度
H13年度
H14年度
H15年度

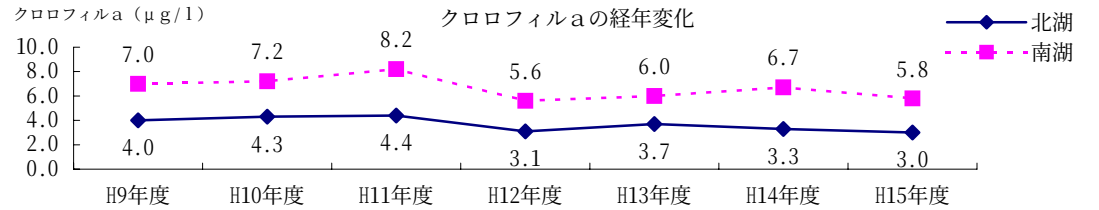
クロロフィルａ（μg/l）
クロロフィルａの経年変化
北湖
南湖
10.0
8.0
6.0
4.0
2.0
0.0
7.0
7.2
8.2
5.6
6.0
6.7
5.8
4.0
4.3
4.4
3.1
3.7
3.3
3.0
H9年度
H10年度
H11年度
H12年度
H13年度
H14年度
H15年度

④ 十王村の水

西今町にある十王村の水は、昭和60年に環境庁（現環境省）が選定した名水百選のひとつです。正方形の一角を切り取った変形五角形で、石の柵に囲まれています。また、水源地の中央には六角形のお堂があり、お地蔵様が祭られています。

本市では毎年水質の検査を実施しており、平成15年度も検査46項目すべてにおいて基準値を満たしていました。

平成１５年度十王村の水の水質

(mg／l)

検査項目	検査結果	飲用基準
一般細菌	1/ml	≦100/ml
大腸菌群	不検出	不検出
カドミウム	<0.001	≦0.01
水銀	<0.00005	≦0.0005
セレン	<0.001	≦0.01
鉛	<0.001	≦0.05
ひ素	<0.001	≦0.01
六価クロム	<0.005	≦0.05
シアン	<0.001	≦0.01
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	0.6	≦10
ふっ素	<0.08	≦0.8
四塩化炭素	<0.0002	≦0.002
1,2-ジクロロエタン	<0.0004	≦0.004
1,1-ジクロロエチレン	<0.001	≦0.02
ジクロロメタン	<0.001	≦0.02
シス-1,2-ジクロロエチレン	<0.001	≦0.04
テトラクロロエチレン	<0.001	≦0.01
1,1,2-トリクロロエタン	<0.0006	≦0.006
トリクロロエチレン	<0.001	≦0.03
ベンゼン	<0.001	≦0.01
クロロホルム	<0.001	≦0.06
ジブロモクロロメタン	<0.001	≦0.1
ブロモジクロロメタン	<0.001	≦0.03
ブロモホルム	<0.001	≦0.09
総トリハロメタン	<0.001	≦0.1
1,3-ジクロロプロペン	<0.0002	≦0.002
シマジン	<0.0003	≦0.003
チウラム	<0.0006	≦0.006
チオベンカルブ	<0.002	≦0.02
亜鉛	<0.05	≦1.0
鉄	<0.03	≦0.3
銅	<0.05	≦1.0
ナトリウム	9.6	≦200
マンガン	<0.005	≦0.05
塩素イオン	7.4	≦200
ｶﾙｼｳﾑ、ﾏｸﾞﾈｼｳﾑ等(硬度)	64	≦300
蒸発残留物	120	≦500
陰ｲｵﾝ界面活性剤	<0.02	≦0.2
1,1,1-トリクロロエタン	<0.001	≦0.3
フェノール類	<0.005	≦0.005
有機物等(過ﾏﾝｶﾞﾝ酸ｶﾘｳﾑ消費量)	0.2	≦10
ｐＨ値	7.3	5.8～8.6
臭気	異常なし	異常なし
色度	1度未満	≦5度
濁度	0.1度未満	≦2度
腸管出血性大腸菌Ｏ１５７	不検出	

（２）土壌

本市では、毎年任意の４地点で採取した土壌について、カドミウム、鉛、クロム、ひ素、水銀、銅の６項目の重金属分析を行っています。平成15年度は下記の４地点において調査を行い、いずれの項目も環境基準を満たしていました。

平成１５年度　土壌調査（溶出試験）　（ｍｇ／ｌ）

	カドミウム	鉛	クロム（Ｔ－Ｃｒ）	ひ素	水銀	銅
１．松原町（矢倉川河口付近）	<0.001	<0.005	<0.01	<0.005	<0.0005	<0.1
２．開出今町	<0.001	<0.005	<0.01	<0.005	<0.0005	<0.1
３．曽根沼付近	<0.001	<0.005	<0.01	<0.005	<0.0005	<0.1
４．肥田町	<0.001	<0.005	<0.01	<0.005	<0.0005	<0.1
環　境　基　準	≦0.01	≦0.01	≦0.05(Cr6+)	≦0.01	≦0.0005	

土壌調査地点

（３）大気

大気汚染は地域を越える広域的な問題であり、事業活動において燃焼時に発生する硫黄酸化物・すすなどの「ばい煙」や、物の破砕等による「粉じん」のほか、自動車の排ガスに含まれる窒素酸化物などにより引き起こされます。それらの汚染原因物質に対して、下の表のとおり法律で環境基準が定められており、本市では、県とともに監視を行っています。

大気汚染に係る環境基準

物　　質	環　境　上　の　条　件
二酸化いおう	１時間の１日平均値が０．０４ppm以下であり、かつ、１時間値が０．１ppm以下であること。
一酸化炭素	１時間値の１日平均値が１０ppm以下であり、かつ、１時間値の８時間平均値が２０ppm以下であること。
浮遊粒子状物質[1)]	１時間値の１日平均値が０．１０mg/m^{3}以下であり、かつ、１時間値が０．２０mg/m^{3}以下であること。
光化学オキシダント[2)]	１時間値が０．０６ppm以下であること。
二酸化窒素	１時間値の１日平均値が０．０４ppmから０．０６ppmまでのゾーン内またはそれ以下であること。
ベンゼン	１年平均値が０．００３mg/m^{3}以下であること。
トリクロロエチレン	１年平均値が０．２mg/m^{3}以下であること。
テトラクロロエチレン	１年平均値が０．２mg/m^{3}以下であること。

１）浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が１０μm以下のものをいう。
２）光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。

① 大気質の現況

東中学校に県の大気自動測定局が設置されており、大気環境の常時測定が行われています。いずれの項目にも大きな変化はなく、環境基準も満たしています。

大気質

(ppm)

	年　平　均　値						
	H9年度	H10年度	H11年度	H12年度	H13年度	H14年度	H15年度
二酸化いおう（SO_2）	0.004	0.003	0.004	0.005	0.005	0.004	0.004
一酸化窒素（NO）	0.032	0.029	0.027	0.028	0.025	0.026	0.026
二酸化窒素（NO_2）	0.025	0.024	0.023	0.023	0.022	0.022	0.022
光化学オキシダント（O_X）[1]	0.017	0.027	0.026	0.026	0.029	0.031	0.030

１）光化学オキシダント（O_X）は、昼間の１時間値の年平均値である。

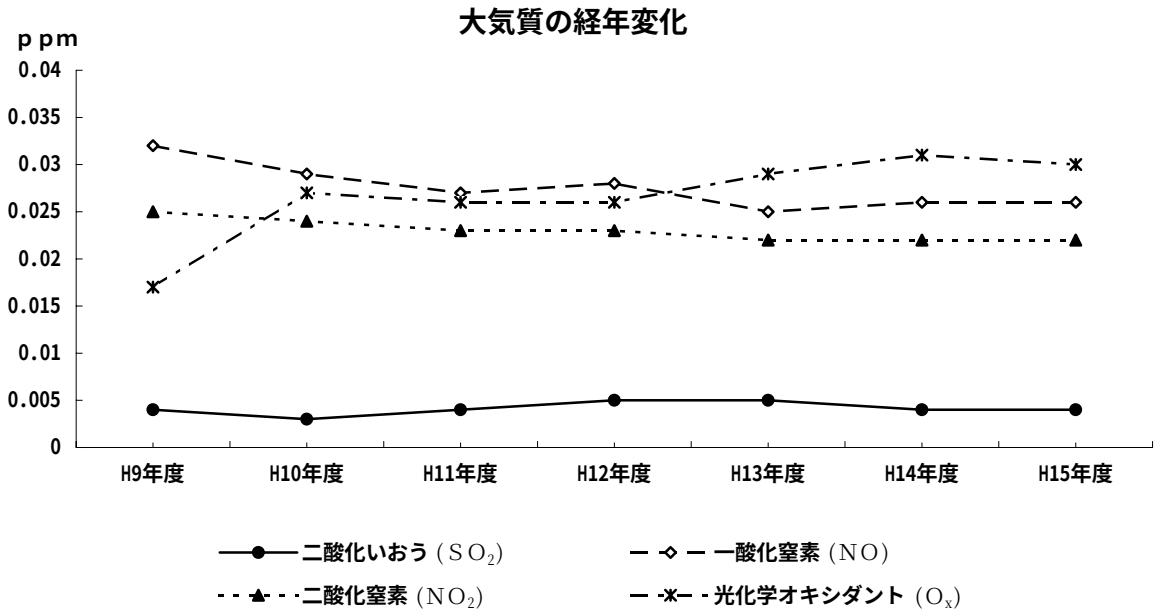

② 浮遊粒子状物質

本市では、毎月１回、市役所庁舎屋上において浮遊粒子状物質の測定を行っています。いずれの年度においても環境基準を満たしています。

浮遊粒子状物質

（mg／m³）

年　　度	9	10	11	12	13	14	15
市役所屋上	0.033	0.024	0.030	0.028	0.025	0.013	0.032

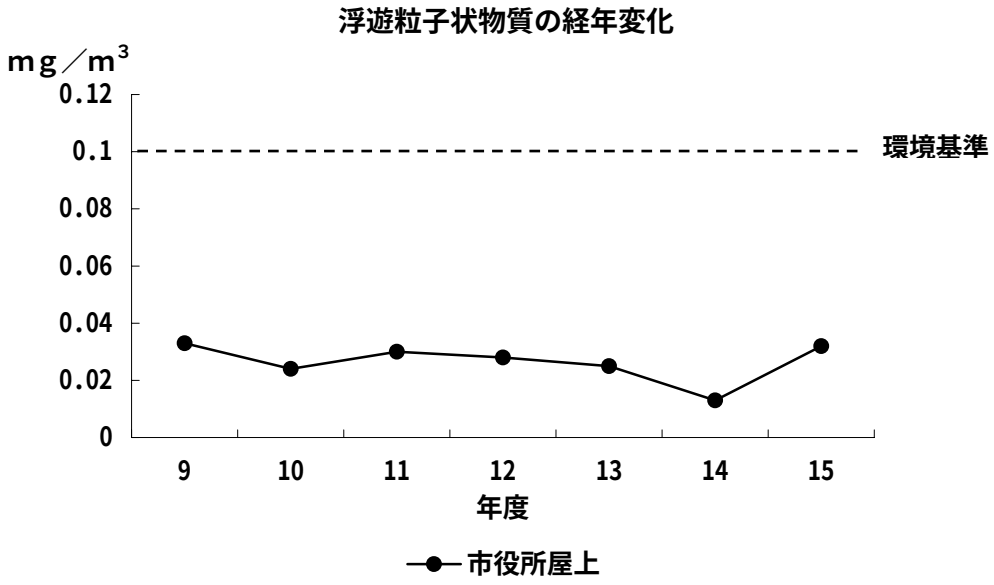

浮遊粒子状物質中重金属分析

浮遊粒子状物質中の重金属分析を、年２回、カドミウム、クロム、鉛、カルシウムの４項目について実施しており、その結果は以下のとおりです。

浮遊粒子状物質中重金属

		H11.7	H12.1	H12.6	H13.2	H13.9	H14.2	H14.7	H15.2	H15.5	H16.2
カドミウム	10^{-3} μg/m^3	0.000	1.006	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.289	0.351
クロム	10^{-2} μg/m^3	0.239	0.118	0.174	0.227	0.113	0.231	0.102	0.347	0.289	0.234
鉛	10^{-2} μg/m^3	0.538	4.024	1.620	1.814	1.359	0.810	0.818	0.984	2.199	2.456
カルシウム	μg/m^3	0.000	1.183	2.141	3.288	2.039	0.926	0.512	0.579	4.051	1.754

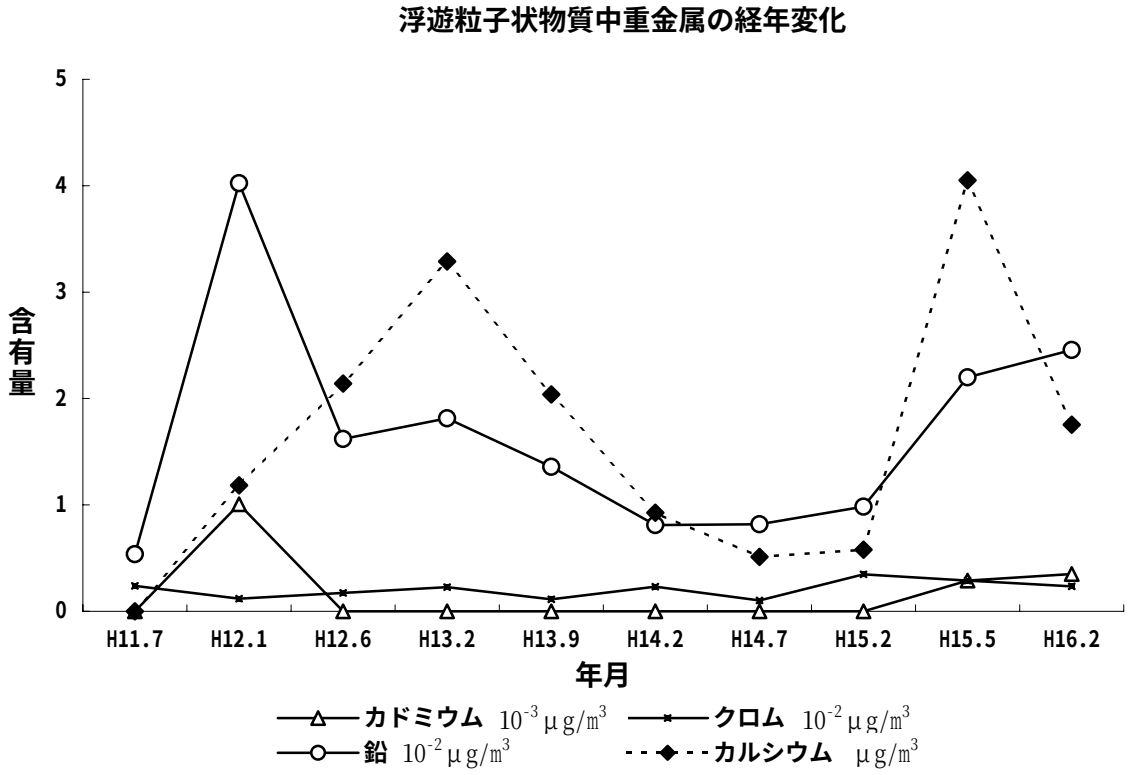

③ 降下ばいじん

里根町（１）

年度	9	10	11	12	13	14	15	平均
貯水量（L）	10.18	9.38	8.53	7.38	7.23	7.13	9.50	9.32
ＣａＯ(t/Km²/月)	0.12	0.10	0.08	0.10	0.08	0.09	0.10	0.11
ＳｉＯ₂(t/Km²/月)	0.02	0.02	0.01	0.01	0.02	0.02	0.01	0.01
総量(t/Km²/月)	1.53	2.22	1.75	1.70	1.69	1.72	1.46	1.46
ＣａＯ／総量	0.08	0.05	0.05	0.06	0.05	0.06	0.08	0.08

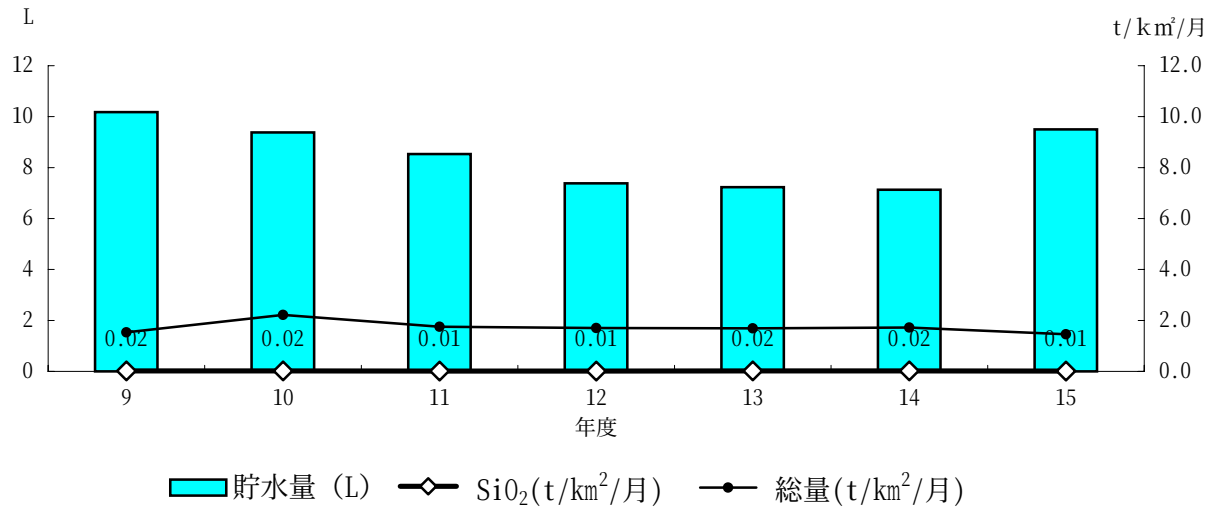

里根町（２）

年度	9	10	11	12	13	14	15	平均
貯水量（L）	10.82	10.30	9.65	8.61	7.94	7.9	9.84	9.67
ＣａＯ(t/Km²/月)	0.16	0.11	0.10	0.13	0.11	0.17	0.10	0.10
ＳｉＯ₂(t/Km²/月)	0.02	0.01	0.02	0.01	0.05	0.03	0.02	0.02
総量(t/Km²/月)	1.81	2.26	1.92	1.83	2.07	2.25	1.88	1.89
ＣａＯ／総量	0.09	0.05	0.05	0.07	0.05	0.08	0.06	0.06

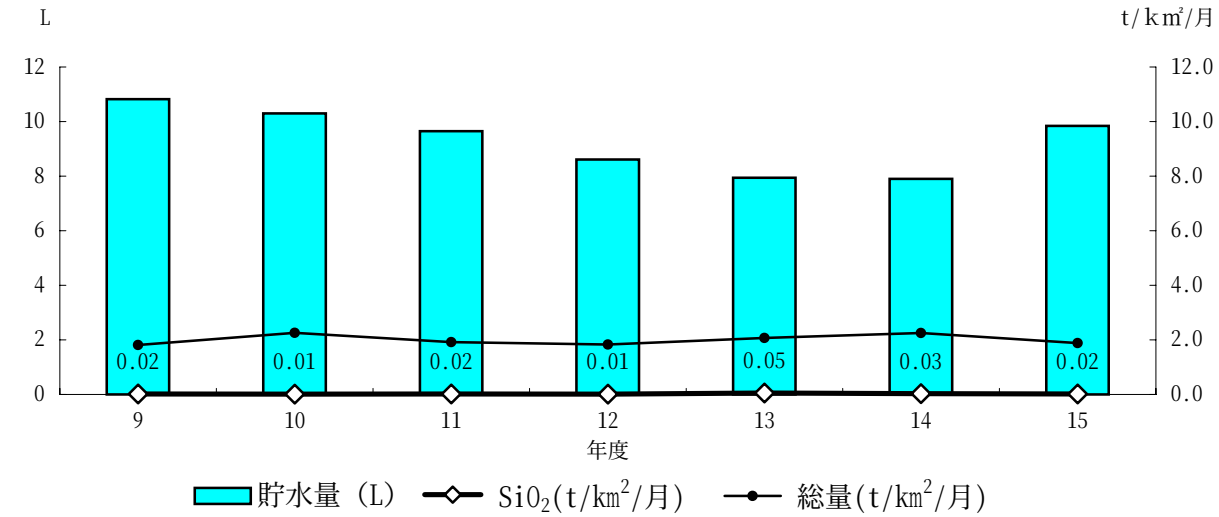

古沢町（沢２）

年度	9	10	11	12	13	14	15	平均
貯水量（L）	10.98	10.35	9.90	9.14	7.93	7.72	10.98	10.85
ＣａＯ(t/Km²/月)	0.17	0.21	0.18	0.22	0.24	0.2	0.18	0.19
ＳｉＯ₂(t/Km²/月)	0.03	0.03	0.03	0.02	0.05	0.03	0.04	0.04
総量(t/Km²/月)	2.01	2.86	2.70	3.31	4.17	2.66	2.80	2.83
ＣａＯ／総量	0.08	0.07	0.07	0.07	0.06	0.08	0.07	0.07

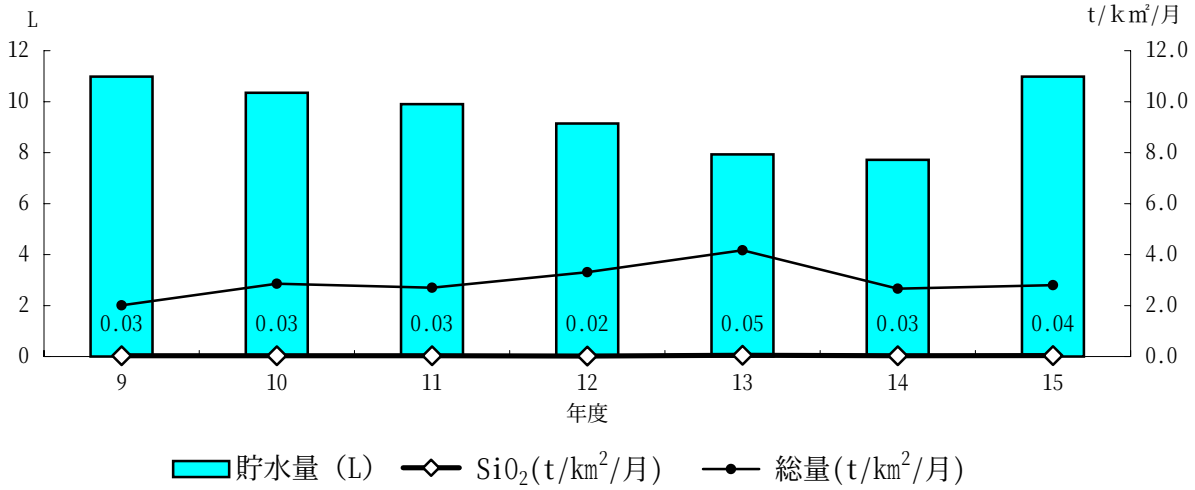

古沢町（松縄手１）

年度	9	10	11	12	13	14	15	平均
貯水量（L）	10.79	10.22	8.90	8.74	8.11	7.90	10.48	10.31
ＣａＯ(t/Km²/月)	0.19	0.22	0.16	0.21	0.15	0.22	0.25	0.26
ＳｉＯ₂(t/Km²/月)	0.02	0.03	0.02	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03
総量(t/Km²/月)	1.77	2.20	2.30	2.53	2.01	1.94	1.75	1.80
ＣａＯ／総量	0.11	0.10	0.07	0.08	0.13	0.12	0.13	0.14

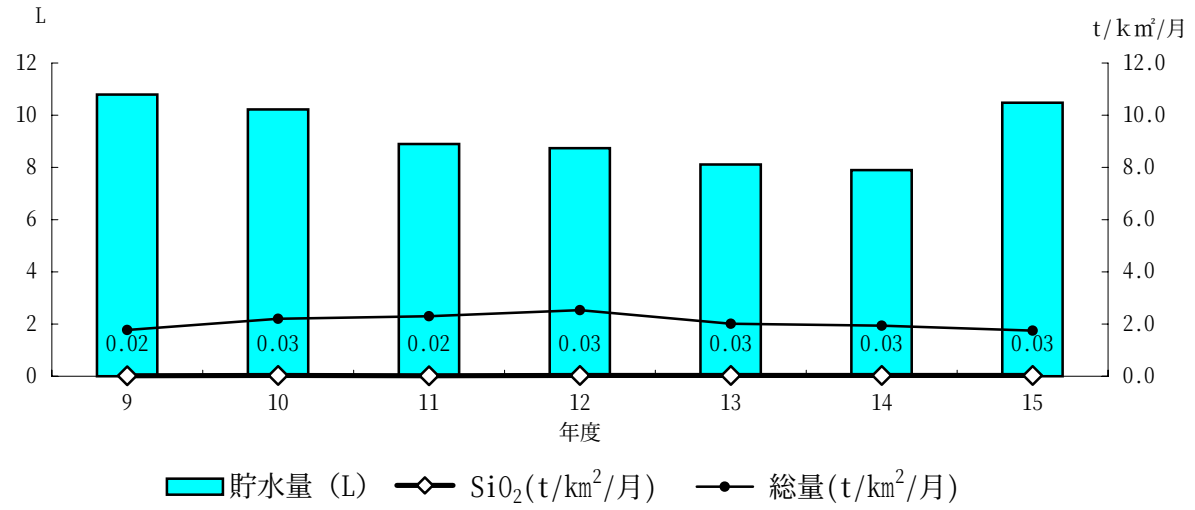

④ 光化学スモッグ

光化学スモッグは、夏季、陽射しが強く風の弱い日に発生しやすく、その影響は、人体に「目がチカチカする」、「のどが痛くなる」などといった症状を与えるほか、植物にもある種の症状を引き起こすことが知られています。

注意報等の発令基準

区　　分	発　　令　　基　　準
光化学スモッグ注意報	基準測定点におけるオキシダント濃度の1時間値が０．１２ｐｐｍ以上になり、気象条件からみて、その濃度が継続すると認められる時。
光化学スモッグ警報	基準測定点におけるオキシダント濃度の1時間値が０．２４ｐｐｍ以上になり、気象条件からみて、その濃度が継続すると認められる時。
光化学スモッグ重大緊急警報	基準測定点におけるオキシダント濃度の1時間値が０．４０ｐｐｍ以上になり、気象条件からみて、その濃度が継続すると認められる時。

平成１５年度、彦根市では光化学スモッグ注意報等の発令はありませんでした。

（４）騒音・振動

音には、私たちの生活・活動にともなって発生するものもあり、工場で生産・加工を行う際に発生する機械音や、工事現場の解体・補修作業にともなって発生する音、自動車・新幹線などの交通機関の走行音、飲食店やカラオケ店よりもれてくる音、隣の家から聞こえる楽器音やペットの鳴き声等様々です。

音の感受性、つまり音を騒がしいと感じるか感じないかには個人差があり、騒がしいと感じた場合に、音は「騒音」として苦情につながることもあります。また、音を発生する側と受ける側との仲の良し悪しによっても、同じ大きさの音が騒音として認識されるか否かが左右されることもあり、こういった理由から、騒音は一概に定義することのできない難しい問題のひとつです。

著しい騒音・振動を発生する施設を有する工場・事業場や特定建設作業については、騒音規制法・振動規制法によって「規制基準」が定められているほか、交通機関や地域においても、維持されることが望ましい「環境基準」が法・条例で定められており、本市ではそれらの基準に基づいて、騒音・振動からの生活環境の保全にあたっています。

環境騒音

本市では、市の全域をメッシュで区分し、毎年度環境騒音の調査を行っています。平成１５年度は下記の１６地点で調査を実施し、任意の一日について、昼間、夜間の２時間帯ごとに集計を行いました。

平成１５年度環境騒音調査結果

(dB)

地点番号	測　定　地　点	用　途　地　域	地域類型	測定値	
				昼	夜
1	宮田町むし山橋	市街化調整区域	B	53	52
2	馬場一丁目	第一種住居地域	A	62	45
3	正法寺町片山公園	準工業地域	B	52	50
4	旭森地区公民館	第1種住居地域	A	52	50
5	甘呂公民館	市街化調整区域	B	45	42
6	清崎町	市街化調整区域	B	45	42
7	太堂町	市街化調整区域	B	45	45
8	川瀬馬場町八幡神社	市街化調整区域	B	46	46
9	中藪町はなぞの遊園地	第1種中高層住居専用地域	A	50	40
10	開出今団地	第1種中高層住居専用地域	A	48	43
11	開出今町蔵の町団地	市街化調整区域	B	47	41
12	宇尾町白山神社	第1種中高層住居専用地域	A	52	45
13	東福寺	市街化調整区域	B	41	40
14	稲葉神社	市街化調整区域	B	56	46
15	久留美神社	市街化調整区域	B	45	37
16	新海浜公園	第1種低層住居専用地域	A	52	46

＊　　は環境基準値超過

騒音に係る環境基準

(dB)

地域類型	区　分	昼間(6:00～22:00)	夜間(22:00～6:00)
A	一般地域	55	45
	2車線以上の道路に面する地域	60	55
B	一般地域	55	45
	2車線以上の道路に面する地域	65	60
C	一般地域	60	50
	車線を有する道路に面する地域	65	60

環境騒音測定地点

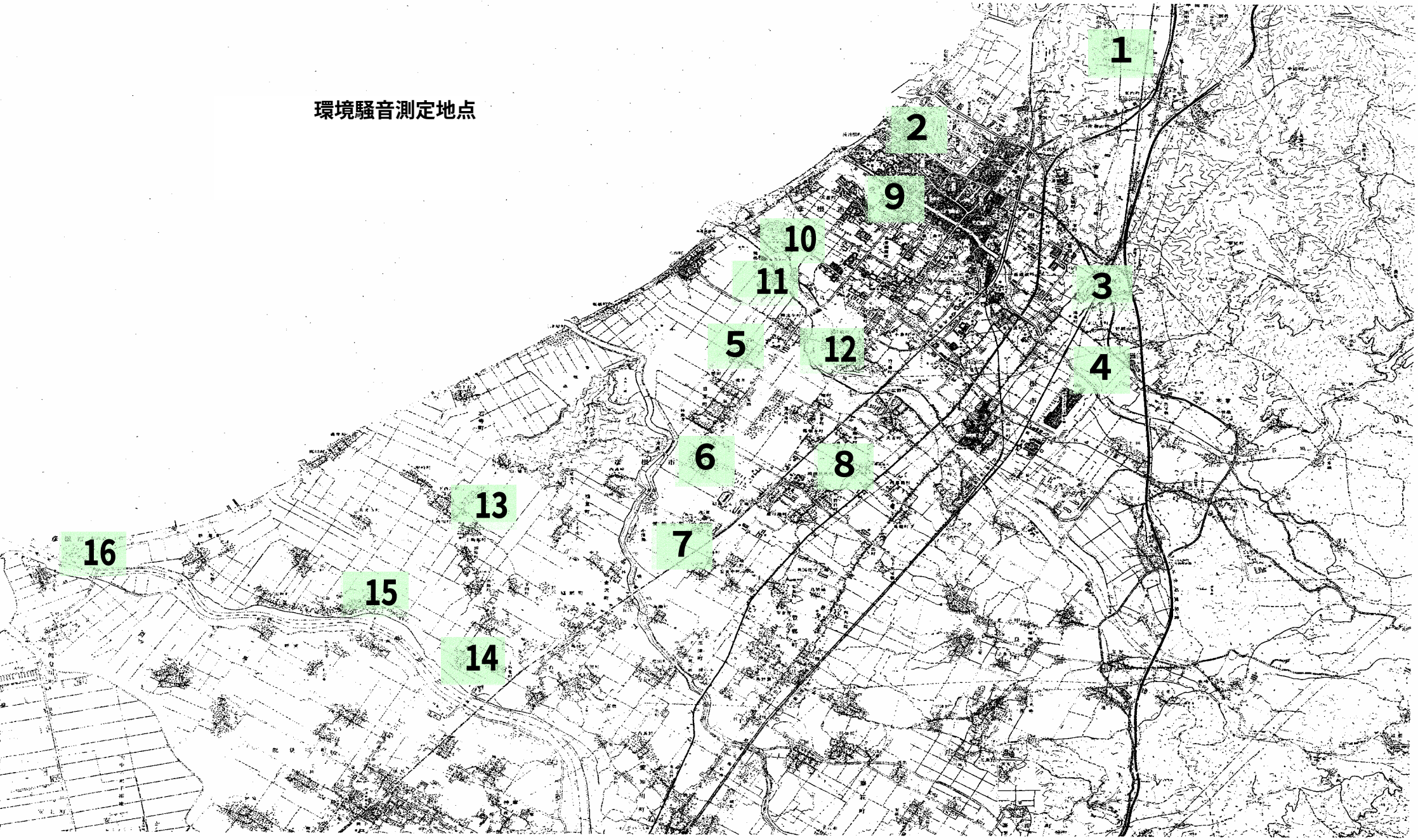

騒音にかかる規制基準

I）特定工場において発生する騒音の規制基準　(dB)

	朝 午前６時～ 午前８時	昼　間 午前８時～ 午後６時	夕 午後６時～ 午後１０時	夜　間 午後１０時～ 翌日の午前６時
第１種区域	45	50	45	40
第２種区域	50	55	50	45
第３種区域	60	65	65	55
第４種区域	65	70	70	60

1）第１種区域　良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域
　第２種区域　住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域
　第３種区域　住居の用にあわせて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域住民の生活環境を保全するため、騒音の発生を防止する必要がある区域
　第４種区域　主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい騒音の発生を防止する必要がある区域

2）第２種区域、第３種区域、第４種区域内に所在する学校教育法第１条に規定する学校、児童福祉法第７条に規定する保育所、医療法第１条第１項に規定する病院および第２項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの、図書館法第２条第１項に規定する図書館、ならびに老人福祉法第１４条第１項第２号に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね５０ｍの区域内における当該基準は、本表の規定にかかわらず、本表の値からそれぞれ５dBを減じた値とする。

騒音規制区域区分と騒音環境基準の地域類型あてはめとの関係

地域	区域区分	騒音環境基準の地域類型
住居系地域	第１種区域	A
	第２種区域	B
商業系　・ 工業系地域	第３種区域 第４種区域	C

i）Ａ類型：第１種低層住居専用地域、第２種低層住宅専用地域、第１種中高層住居専用地域
　　第２種中高層住居専用地域
　Ｂ類型：第１種住居地域、第２種住居地域、準住居地域
　Ｃ類型：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

II）特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準

規制種別 ＼ 特定建設作業 ＼ 区域		くい打機等を用いる作業	びょう打機等を用いる作業	さく岩機を用いる作業	空気圧縮機を用いる作業	ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾟﾗﾝﾄ等を用いる作業	ﾊﾞｯｸﾎｳ、ﾄﾗｸﾀｰｼｮﾍﾞﾙ、ﾌﾞﾙﾄﾞｰｻﾞｰを用いる作業
基　準　値	①②	８５　dB					
作業時間	①	午後７時～午前７時の時間内でないこと					
	②	午後10時～午前６時の時間内でないこと					
1日当たりの作業時間※	①	１０時間／日を越えないこと					
	②	１４時間／日を越えないこと					
作業期間	①②	連続６日を越えないこと					
作　業　日	①②	日曜日その他の休日ではないこと					

ｱ）基準値は特定建設作業の場所の敷地境界線での値
ｲ）基準値を越えている場合、騒音の防止の方法のみならず、１日の作業時間を※欄に定める時間未満４時間以上の間において短縮することを勧告または命令できる。
ｳ）上表の地域の区分①、②は以下のとおりである。

①	１号区域	特定工場等の騒音に係る第１種、第２種、第３種区域の全域および第４種区域のうち学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別老人ホームの敷地周辺８０ｍの区域
②	２号区域	特定工場の騒音に係る指定区域のうち上記を除く区域

振動にかかる規制基準

I）特定工場において発生する振動の規制基準　　(dB)

区域＼時間		昼間	夜間
		午前８時～午後７時	午後７時～午前８時
第１種区域		60	55
第２種区域	I	65	60
	II	70	65

1）第１種区域　：良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域及び住民の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域
　第２種区域Ｉ：住民の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある地域
　第２種区域II：主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する区域
2）第２種区域にあって、学校、保育所、病院、図書館、特別養護老人ホームの敷地の周囲５０ｍの区域内における当該基準は、本表の規定にかかわらず、本表の値から５dB減じた値とする。

II）特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準

規制種別＼特定建設作業	区域	くい打機等を用いる作業	鋼球を用いて破壊する作業	舗装版破砕機を用いる作業	ﾌﾞﾚｰｶｰ
基　準　値	①②	７５　dB			
作業時間	①	午後７時～午前７時の時間内でないこと			
	②	午後10時～午前６時の時間内でないこと			
１日当たりの作業時間※	①	１０時間／日を越えないこと			
	②	１４時間／日を越えないこと			
作業期間	①②	連続６日を越えないこと			
作　業　日	①②	日曜日その他の休日ではないこと			

ｱ）基準値は特定建設作業の場所の敷地境界線での値。
ｲ）基準値を越えている場合、振動の防止の方法のみならず、１日の作業時間を※欄に定める時間未満４時間以上の間において短縮することを勧告または命令できる。
ｳ）上表の区域の区分は以下のとおりである。

①	１号区域	特定工場の振動に係る第１種、第２種Ｉ区域の全域および第２種II区域のうち学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別老人ホームの敷地周辺８０ｍの区域
②	２号区域	特定工場の振動に係る指定区域のうち上記を除く区域

（５）廃棄物

一般廃棄物を大きく分類するとごみとし尿（浄化槽汚泥を含む）に分けられます。本市では清掃センターと彦根犬上広域行政組合中山投棄場においてこれらの廃棄物の処理を行っています。

また、廃棄物であっても、それが資源として活用できるものについては積極的に活用する必要があります。本市では「びん類」「缶・金属類」「ペットボトル」の３品目について分別収集を行い、再資源化を進めています。ペットボトルに関しては地域による拠点回収に加え、市内各地に設置したペットボトル回収機による収集も行っています。また、新聞・雑誌などの古紙については、地域の団体等によって集団回収が行われ、これに対し、市はリサイクル奨励金を交付するなど、リサイクルに対する意識の高揚を図っています。

平成１４年１０月１日からは、正しい分別の徹底によるごみの減量化を目的として、「燃やせるごみ」、「プラスチック類」及び「陶器類・その他」の三種類について半透明のポリ袋を導入し、さらに、平成１５年１０月１日からはプラスチックごみについて資源化を開始して、よりいっそうの廃棄物リサイクルに取り組み始めました。

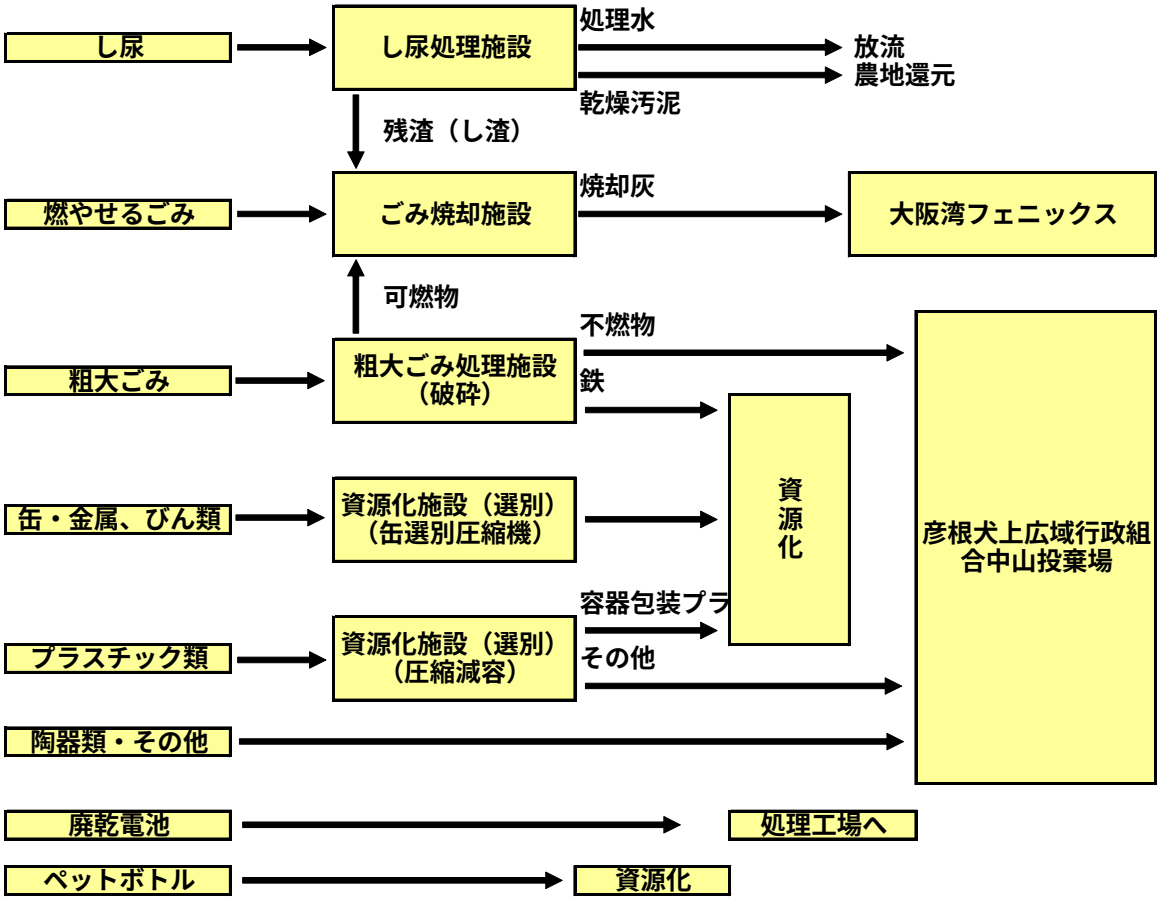

① ごみ

燃やせるごみ搬入量

年度	可燃物（t）
6	25,724
7	27,629
8	28,659
9	30,818
10	30,236
11	30,780
12	31,734
13	32,997
14	32,562
15	32,710

燃やせるごみ組成（dry.wt%）

年度	紙・布類	木・竹・わら	厨芥類	ﾋﾞﾆｰﾙ類	不燃物類	その他
6	53.9	12.5	10.9	11.0	4.8	6.9
7	54.5	10.4	11.0	12.0	4.8	7.3
8	54.9	7.3	16.0	10.5	4.0	7.3
9	60.5	11.1	9.5	9.5	3.7	5.7
10	60.1	9.8	10.9	10.3	5.2	3.7
11	60.5	5.2	8.5	14.1	2.1	9.6
12	67.7	5.3	1.9	19.5	2.4	3.2
13	61.0	10.8	7.1	13.5	2.4	5.2
14	66.5	9.3	5.7	11.3	1.4	5.8
15	63.2	13.6	8.8	8.2	1.1	5.1

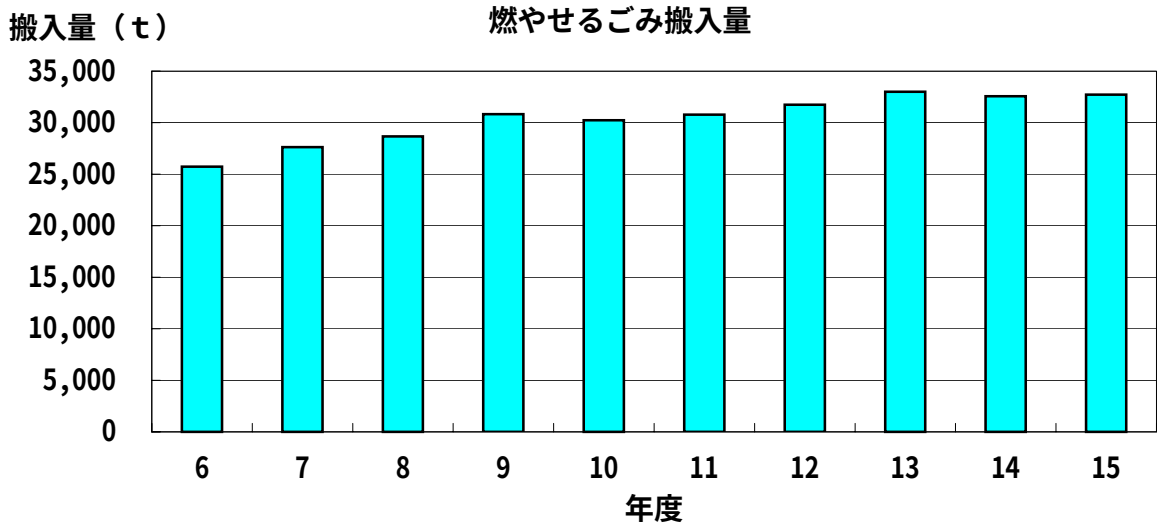

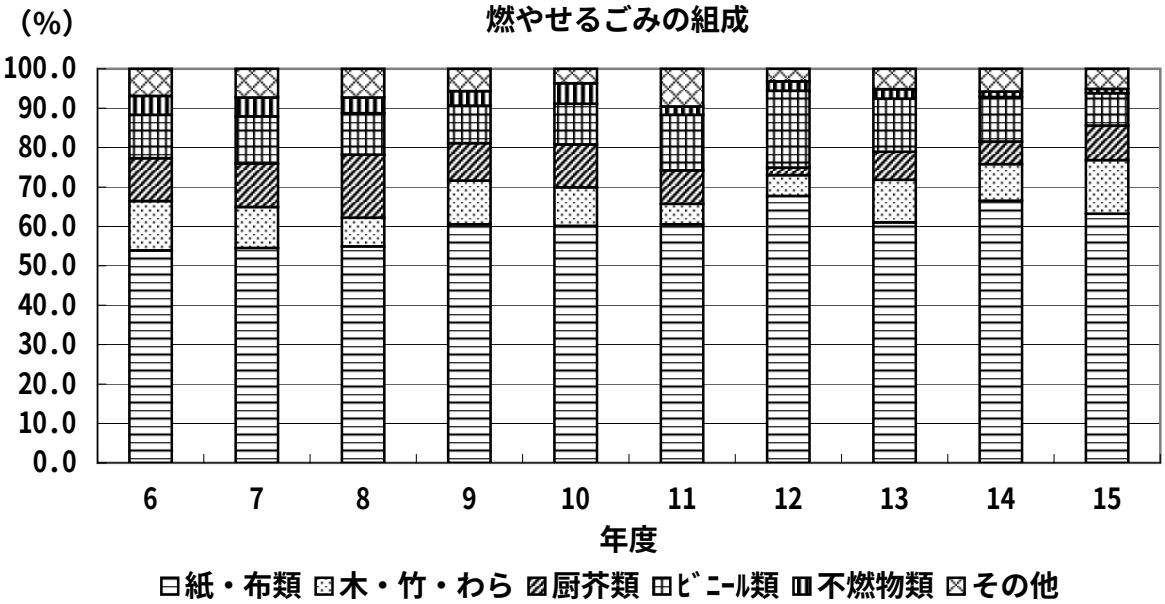

燃やせないごみ種類別搬入量（ｔ）

年度	廃プラ	粗大	陶器類他※	缶・金属	ビン
6	1,715	3,203	875	815	1,292
7	1,777	2,853	719	804	1,340
8	1,930	3,188	737	869	1,284
9	2,012	3,107	703	831	1,329
10	2,287	3,035	937	762	1,284
11	2,416	2,845	1,126	702	1,249
12	2,476	4,370	1,311	735	1,270
13	2,470	1,631	1,292	754	1,324
14	2,573	1,900	1,271	685	1,329
15	2,632	1,756	1,287	495	1,224

※ 陶器類他は市内直営収集分

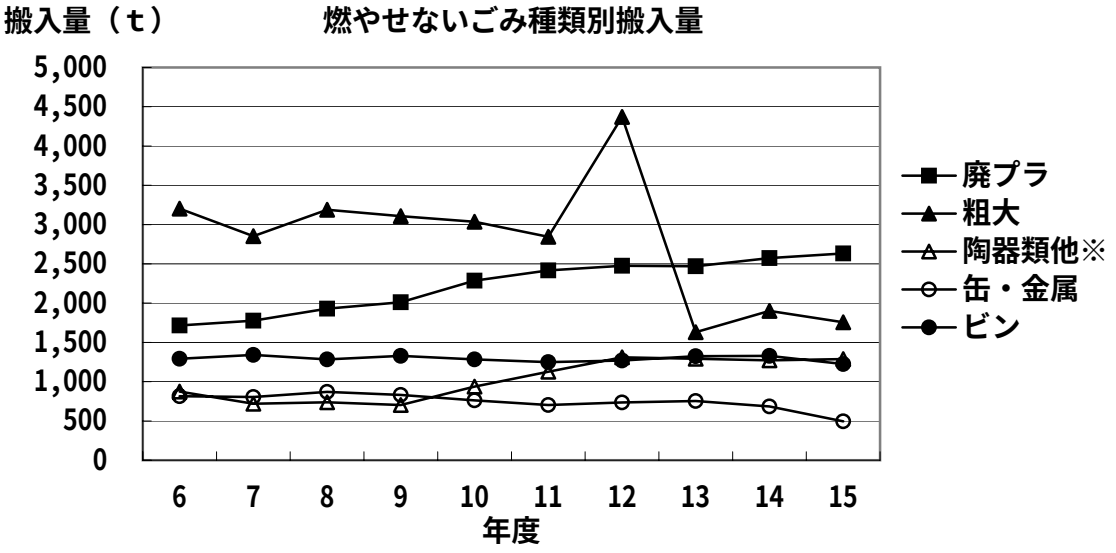

廃乾電池収集量（kg）

年度	乾電池
6	17,437
7	19,426
8	15,216
9	25,828
10	28,247
11	27,568
12	29,164
13	21,136
14	23,957
15	29,400

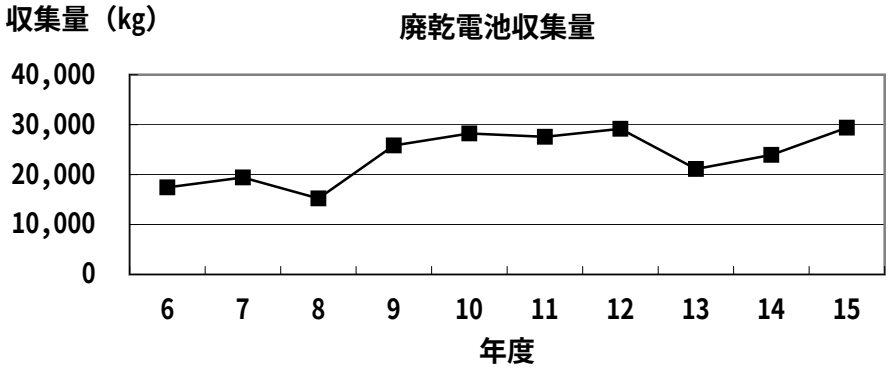

ＰＥＴボトル回収量（ｔ）

年度	ＰＥＴボトル
12	66.8
13	68.1
14	76.5
15	143.2

② し尿等

生し尿・浄化槽汚泥搬入量（kl）

年度	生し尿	浄化槽汚泥			合計
		単独	合併	浄化計	
6	34,099	11,378	13,719	25,097	59,196
7	33,605	10,992	13,680	24,672	58,277
8	31,617	10,351	16,661	27,012	58,629
9	29,985	9,405	14,455	23,860	53,845
10	28,117	11,032	15,685	26,717	54,834
11	26,629	8,679	19,983	28,662	55,291
12	24,720	9,856	16,541	26,397	51,117
13	23,637	11,504	16,954	28,458	52,095
14	21,190	8,482	19,762	28,244	49,434
15	20,332	8,045	18,183	26,228	46,560

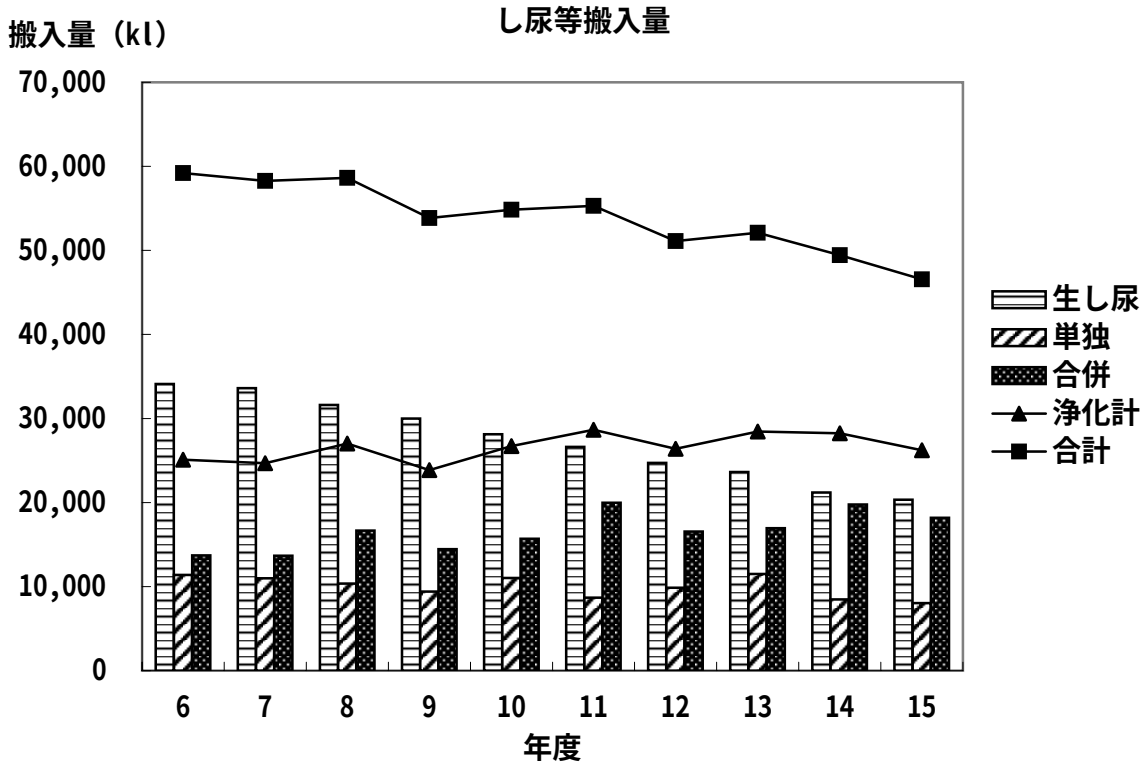

年度	残渣（t）		放流水
	し渣	乾燥汚泥	（m^3）
6	236.18	466.32	356,388
7	212.16	479.44	315,563
8	218.04	548.81	312,965
9	156.96	530.18	377,808
10	152.00	546.78	347,354
11	124.78	541.98	350,467
12	99.00	597.26	351,769
13	94.94	641.16	344,200
14	84.00	610.04	321,315
15	81.66	526.24	344,899

し　　渣：し尿処理施設の前処理機（スクリーン）にかかったごみ
プレス後の水分約６０％
本市の場合、焼却場へ搬入されている

乾燥汚泥：生物処理の余剰汚泥および脱りん工程での凝集汚泥を脱水乾燥したもの
水分約２０％以下
全量、肥料として農地還元されている

③ 古紙等集団回収

古紙等集団回収量

(t)

年度	段ボール	新聞	雑誌	繊維類	合計
6	490	3,007		260	3,757
7	467	3,049		273	3,789
8	494	2,240	1,015	293	4,042
9	395	1,681	661	225	2,962
10	378	1,540	1,038	217	3,173
11	366	1,254	898	199	2,717
12	358	1,176	1,005	210	2,749
13	362	1,389	757	31	2,539
14	348	1,244	732	4	2,328
15	382	1,349	750	7	2,487

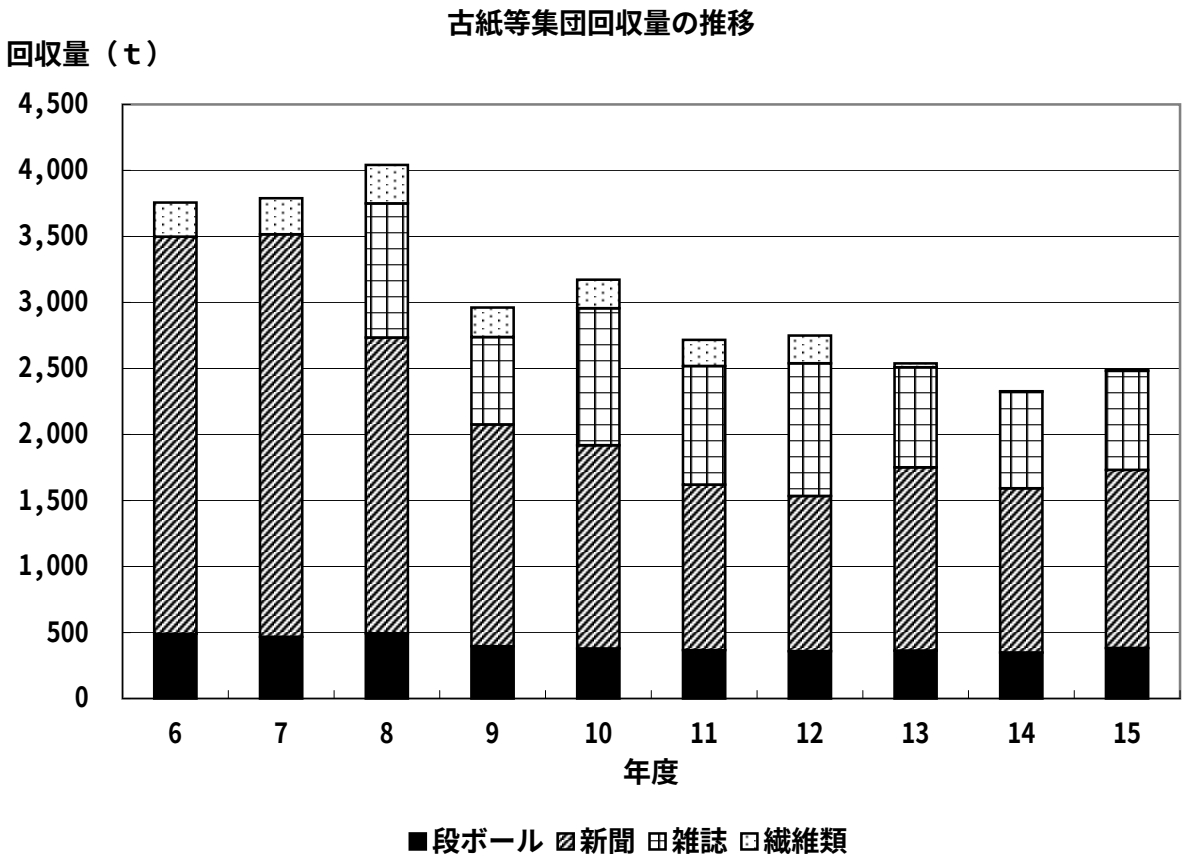

④ ＰＥＴボトル回収機投入状況

平成１５年度ＰＥＴボトル回収量

（本）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
ビバシティ	2,012	2,870	1,992	3,385	2,921	3,412	2,352	2,330	1,582	1,687	1,751	2,006	28,300
パリヤ	5,096	6,121	5,869	6,445	7,731	9,158	6,392	5,930	4,400	4,522	3,728	4,632	70,024
フタバヤ	5,009	8,130	6,417	9,118	9,158	9,000	8,289	7,227	6,051	7,990	5,811	6,898	89,098
市役所前	345	303	278	485	351	422	123	214	253	95	222	70	3,161
稲枝支所	212	247	230	613	238	247	282	256	290	98	191	74	2,978
JA鳥居本	256	303	176	281	363	397	65	200	243	60	105	52	2,501
Aコープ河瀬	45	116	112	193	117	57	25	65	33	13	74	27	877
東中	202	95	65	176	126	171	35	100	181	63	78	25	1,317
丸善				568	437	377	188	424	356	689	404	381	3,824
平和堂日夏	1,949	2,265	1,843	2,115	2,665	2,815	1,872	1,691	1,333	1,742	1,205	2,212	23,707
稲枝フレンドマート	1,257	1,069	955	1,195	1,326	1,232	988	779	638	1,259	542	952	12,192
アルプラザ彦根	450	505	116	853	439	660	80	312	815	279	254	192	4,955
リサイクルステーション	228	146	205	576	264	381	138	0	568	117	149	104	2,876
合計	17,061	22,170	18,258	26,003	26,136	28,329	20,829	19,528	16,743	18,614	14,514	17,625	245,810

平成１５年度ＰＥＴボトル回収量の推移

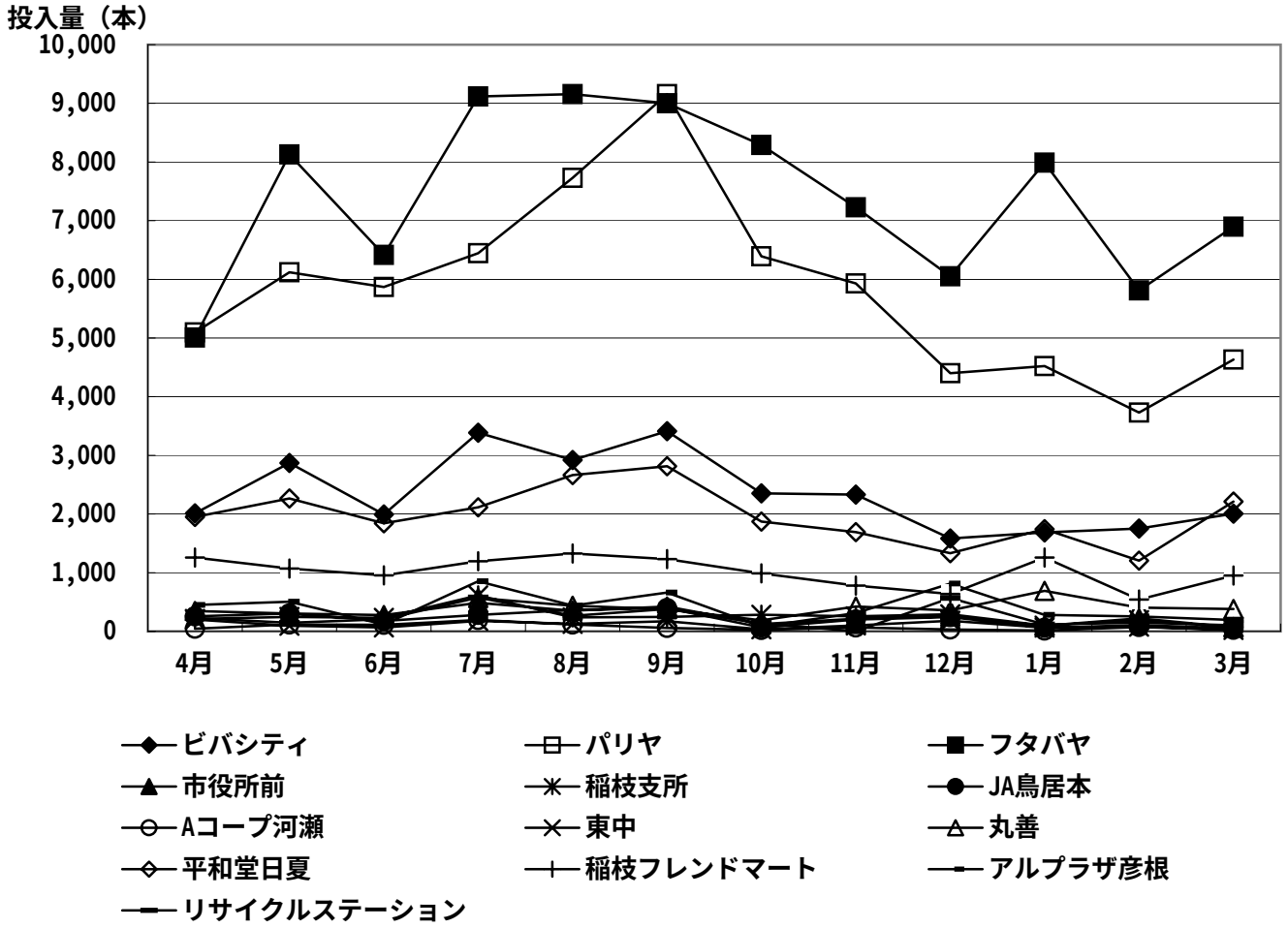

⑤ ポイ捨て禁止条例

彦根市では、ごみの散乱および犬のふん害から市民の快適な生活を守り、良好な環境を保全することを目的として、平成１４年１０月１日より「彦根市ごみの散乱およびふん害のない美しいまちづくり条例」を施行しています。

主な内容

屋外に出たごみを持ち帰って、適正に処分しなければなりません。

犬を飼う人は、ふん害を防止し、生活環境が損なわれないように努めなければなりません。また、犬を連れて歩く時は、ふんを回収する用具を携帯し、犬がふんをしたときは、回収しなければなりません。

自動販売機設置者は、自動販売機に回収容器を設置し、適正に管理するとともにその周辺を清掃しなければなりません。

事業活動により生じたごみは事業者が清掃をしなければなりません。

外で喫煙する時は、吸殻入れのある場所で喫煙するか、携帯用吸殻入れを持ち、たばこの吸殻の散乱防止に努めなければなりません。

イベントを行う人は、ごみの発生を抑制する企画に努めなければなりません。また、開催場所および周辺の清掃をしなければなりません。

宣伝物、印刷物を配布した人は、配布した場所およびその周辺に散乱している配布物を回収しなければなりません。

ごみのポイ捨てや犬のふんを放置すると

まず　①必要な措置をするよう**指導**します。
次に指導に従わなければ　②期限を定めた**勧告**を行います。
その勧告に従わなければ　③その勧告に従うよう**命令**します。
その命令に従わなければ　④**２万円以下の罰金**に処します。

（６）生活排水対策

生活排水は、トイレ、台所、洗濯、風呂などから出される生活に起因する排水のことをいい、公共水域の汚濁原因の一つとしてあげられます。

この生活排水の対策を推進するためには、公共下水道をはじめとした生活排水処理施設の整備はもとより、各家庭から出される汚濁物質を削減するための環境保全意識の啓発活動などを総合的に推進していく必要があります。

彦根市では、公共下水道を主体とした整備を進める一方、合併処理浄化槽の設置による対策を実施しています。なお、農業振興地域の７地区は、農業集落排水施設事業が完了しています。生活排水対策は、平成１３年３月に改訂しました「彦根市生活排水対策推進計画」により基本方針や目標を設定し推進しているほか、市内を流下する主な河川については「彦根市環境基本計画および地域行動計画」において市独自の水質目標値を定めています。

① 公共下水道

琵琶湖流域下水道東北部処理区の関連公共下水道として平成３年に供用を開始し、順次整備を進めています。平成１６年４月１日現在では５９．７％の人口普及率となりました。

公共下水道の推移

年　度	下水道処理施設への総流入量（㎥／年）	下水道人口普及率（％）	処理区域内人口（人）	処理区域内世帯数（世帯）
７	4,771,390	22.4	23,052	8,282
８	6,144,821	27.6	28,695	10,283
９	8,110,261	31.2	32,699	11,807
１０	9,929,920	34.6	36,549	13,198
１１	11,731,710	37.1	39,612	14,532
１２	13,928,263	40.4	43,444	16,033
１３	16,196,992	43.7	47,395	17,864
１４	18,473,307	48.2	52,362	19,529
１５	21,580,520	53.6	58,350	21,534
１６	—	59.7	65,104	23,788

・人口普及率、人口、世帯数は４月１日現在

・下水道普及率＝ $\frac{\text{処理区域内人口}}{\text{行政区域内人口}}$ ×１００

② 農業集落排水

平成５年から供用を開始した新海地区をはじめ、７地区１３集落に農業集落排水施設が整備されています。

農業集落排水施設の整備状況

処　理　区 （供用開始年月）	処理区内人口（人）	使用人数（人）	供用率（%）
新　　海(H5.4)	755	747	98.9
南三ツ谷(H6.6)	739	724	98.0
本　　庄(H7.4)	1,332	1,258	94.4
服　　部(H7.4)	714	673	94.3
両　　浜(H7.4)	763	749	98.2
下 石 寺(H8.8)	405	385	95.1
稲　　里(H9.4)	715	669	93.6
合計（7処理区）	5,423	5,205	96.0

③ 合併処理浄化槽

合併処理浄化槽は、トイレからの排水だけを処理する従来の単独処理浄化槽とは異なり、生活排水を併せて処理する浄化槽で、公共水域への汚濁負荷が少なく、適正な維持管理により高い生活排水処理能力を有することや設置整備費用も比較的安価で短期間で使用開始できるなど生活排水対策として高く評価できます。

彦根市では、下水道などの面的整備が困難な区域あるいは整備までに時間を要する区域においては、合併処理浄化槽により対策を進めており、昭和６２年度から合併処理浄化槽の設置に対する補助制度を導入し、合併処理浄化槽の設置を積極的に推進しています。

浄化槽の設置状況

年　　度	単独処理浄化槽（基）	合併処理浄化槽（基）	うち補助（基）
７	333	239	102
８	276	237	115
９	119	269	125
１０	159	297	134
１１	38	342	153
１２	0	283	172
１３	0	250	132
１４	0	226	128
１５	0	253	115

（７）自然環境

彦根市では恵み豊かな環境を保全し創出するために、平成１１年３月に彦根市環境基本条例を制定し、条例を受けて平成１３年３月に彦根市環境基本計画および地域行動計画を策定しました。この環境基本計画を策定するうえでの基礎資料ならびに彦根市のレッドリストの作成等を目的に、平成１１年度から市内の自然環境調査を実施しています。本調査は、調査対象ごとに専門の指導員と一般市民の調査員とで植物、昆虫、魚類、動物（ほ乳類）、鳥類について調査をしています。ここでは生息が確認できたもののうち貴重種のみを紹介します。

★植物・・・調査では１０００種以上の植物の生息を確認しています。

科　　名	種　　名	環境庁レッドリスト	近畿	滋賀県レッドリスト	市内の生息環境
アカザ	カワラアカザ			絶滅危機増大種	湖岸
アブラナ	イヌナズナ			希少種	湖岸砂地
	タチスズシロソウ	絶滅危惧Ⅱ類	○	絶滅危機増大種	湖岸
アヤメ	カキツバタ	絶滅危惧Ⅱ類	○		山間湿地
	ノハナショウブ		○	その他重要種	山間湿地
イチヤクソウ	ウメガサソウ			絶滅危惧種	山地
イネ	アゼガヤ			その他重要種	水田畔
	ヒメコヌカグサ		○	その他重要種	山間湿地
ウキクサ	オオアカウキクサ	絶滅危惧Ⅱ類	○	その他重要種	水田、水路
オシダ	カタイノデ			希少種	山地
	ヒロハヤブソテツ			希少種	山地
オモダカ	アギナシ		○	希少種	山間湿地
カエデ	カラコギカエデ			要注目種	低湿地
ガガイモ	アズマカモメヅル		○	希少種	山間湿地の縁
	コバノカモメヅル		○		湿地の縁
ガマ	コガマ		○	その他重要種	放棄水田、休耕田
カヤツリグサ	アオテンツキ			希少種	湖岸
	アゼテンツキ		○	その他重要種	水田
	オオシロガヤツリ		○	希少種	水田
	オニナルコスゲ		○	その他重要種	旧内湖畔
	シロガヤツリ		○	絶滅危機増大種	水田
	タイワンヤマイ			その他重要種	水田
	タカネマスクサ			希少種	山地
	ヒメアオガヤツリ			希少種	水田
	マツカサススキ		○	その他重要種	川原
	マメスゲ		○	その他重要種	山間湿地
キク	オグルマ		○	その他重要種	水田畔
	タイミンガサ		○	分布上重要種	山地
	ヒメヨモギ			要注目種	山地
	フジバカマ	絶滅危惧Ⅱ類	○	要注目種	河川堤防
キツネノマゴ	オギノツメ			絶滅危機増大種	旧内湖畔
キンポウゲ	アズマイチゲ		○	その他重要種	山地
	カザグルマ	絶滅危惧Ⅱ類	○	絶滅危惧種	低湿地
	トウゴクサバノオ			分布上重要種	山地
	フクジュソウ	絶滅危惧Ⅱ類	○	分布上重要種	山地

科　　名	種　　名	環境庁レッドリスト	近畿	滋賀県レッドリスト	市内の生息環境
クマツヅラ	ハマゴウ			絶滅危機増大種	湖岸
ゴマノハグサ	クチナシグサ			分布上重要種	山地
	コシオガマ			希少種	山地
	シソクサ		○	その他重要種	水田
サクラソウ	ヤナギトラノオ			分布上重要種	旧内湖畔
シソ	ヒメナミキ		○	その他重要種	旧内湖畔
	ミズネコノオ	絶滅危惧Ⅱ類	○	絶滅危機増大種	水田
	ミゾコウジュ		○	絶滅危機増大種	川原
スイレン	オニバス	絶滅危惧Ⅱ類	○	絶滅危惧種	彦根城の外堀
セリ	オオハナウド		○	要注目種	山地
タデ	ナガバノウナギツカミ			希少種	旧内湖畔
	マダイオウ		○	絶滅危機増大種	山地
トウダグサ	ノウルシ	絶滅危惧Ⅱ類	○	その他重要種	旧内湖畔
トチカガミ	コウガイモ			その他重要種	琵琶湖
	トチカガミ		○	その他重要種	琵琶湖
ナス	オオマルバノホロシ		○	その他重要種	湖岸
バラ	オオトックリイチゴ			絶滅危惧種	彦根城特産
	カワラサイコ		○	その他重要種	湖岸
ヒガンバナ	ナツズイセン		○		路傍
ヒユ	ヤナギイノコズチ		○	その他重要種	河川堤防
ヒルムシロ	オオササエビモ			分布上重要種	琵琶湖
	ヒロハノエビモ			分布上重要種	琵琶湖
ホシクサ	ホシクサ		○	絶滅危機増大種	水田
ボタン	ヤマシャクヤク	絶滅危惧Ⅱ類		希少種	山地
マツバラン	マツバラン	絶滅危惧Ⅱ類	○	絶滅危惧種	岸壁
マメ	ハマエンドウ			絶滅危惧種	湖岸
	マキエハギ		○	要注目種	山地
ミクリ	ナガエミクリ		○		小河川、水路
	ミクリ		○	その他重要種	河川畔
	ヤマトミクリ	絶滅危惧Ⅱ類	○	分布上重要種	山間湿地
ミズゴケ	オオミズゴケ			絶滅危機増大種	山間湿地
ミズワラビ	ミズワラビ		○		水田
ミソハギ	ヒメミソハギ		○	その他重要種	水田
	ミズマツバ	絶滅危惧Ⅱ類			水田
メギ	キバナイカリソウ		○	分布上重要種	山地
モクレン	コブシ		○		河畔林
ユキノシタ	タキミチャルメルソウ	絶滅危惧Ⅱ類		分布上重要種	山地
	タコノアシ	絶滅危惧Ⅱ類	○	その他重要種	川原
ラン	エビネ	絶滅危惧Ⅱ類		その他重要種	山地
	キンラン	絶滅危惧Ⅱ類		希少種	山地
	ギンラン			希少種	山地
	クモキリソウ			希少種	山地
	トンボソウ		○	その他重要種	山間湿地
	ナツノエビネ	絶滅危惧Ⅱ類		その他重要種	山地
	ミズトンボ	絶滅危惧Ⅱ類		その他重要種	山間湿地

○滋賀県レッドリストで郷土種としてあげられているもの・・・
　　湖岸のヨシ、湖岸のヤナギ、湖岸のハマヒルガオ、湖岸のクロマツ、タブ林
○その他の重要種（上記のレッドリストにはあげられていないが、彦根市で産地が減少しており貴重と思われるもの）・・・
　　アブノメ、アギスミレ、オミナエシ、カキラン、クルマシダ、コバギボウシ、シロイヌノヒゲ、スズメノトウガラシ、チダケサシ、マツバスゲ、ムカゴニンジン、ヤナギスブタ、コオニユリ
○過去に記録はあるが今回の調査で未確認の種（今後確認する必要がある）・・・
　　ジロウボウエンゴサク、トウオオバコ、ケヤマウツボ、デンジソウ、アカウキクサ、コギシギシ、コシンジュガヤ、コバナワレモコウ、ハイハマボッス

※引用文献
滋賀県琵琶湖環境部自然保護課（２０００），滋賀県で大切にすべき野生生物２０００年版，滋賀県．
レッドデータブック近畿研究会（１９９５），近畿地方の保護上重要な植物―レッドデータブック近畿，関西自然保護機構．
環境庁自然保護局野生生物課（２０００），改訂・日本の絶滅のおそれのある野生生物―レッドデータブックー８植物Ⅰ（維管束植物），自然環境研究センター．

★昆虫・・・２０００年現在、彦根市からチョウは９３種（滋賀県記録の７５％）、トンボは７４種（同７６％）、セミは８種（同７３％）が確認されていますが、今後の調査で未確認の種が記録される可能性は充分あります。

○チョウ[鱗翅目（リンシモク）]

科　名	種　　名	成虫の時期				環境庁レッドリスト	滋賀県レッドリスト
		春	夏	秋	冬		
アゲハチョウ	ギフチョウ	■				絶滅危惧Ⅱ類	希少種
シロチョウ	ツマグロキチョウ	■	■	■	■	絶滅危惧Ⅱ類	
タテハチョウ	オオウラギンヒョウモン		■	■		絶滅危惧Ⅰ類	絶滅危惧種
	オオムラサキ		■			準絶滅危惧	絶滅危惧増大種
	クモガタヒョウモン	■	■	■			希少種
シジミチョウ	シルビアシジミ	■	■	■		絶滅危惧Ⅰ類	
	ゴイシシジミ	■	■	■			希少種
	ミヤマカラスシジミ		■				希少種

○トンボ[蜻蛉目（カゲロウモク）]

科　　名	種　　名	成虫の時期				環境庁レッドリスト
		春	夏	秋	冬	
アオイトトンボ	コバネアオイトトンボ		■	■		絶滅危惧Ⅱ類
ムカシトンボ	ムカシトンボ	■	■			
ヤンマ	オオルリボシヤンマ		■	■		
	サラサヤンマ		■	■		
エゾトンボ	タカネトンボ		■	■		
	エゾトンボ		■	■		
トンボ	ナニワトンボ		■	■		絶滅危惧Ⅱ類
	オオキトンボ		■	■		絶滅危惧Ⅱ類

※引用文献
・蜻蛉研究会編「滋賀県のトンボ」

★魚類・・・魚類１３科３７種の生息が確認できました。大きな河川では、主にドジョウ科、コイ科、ハゼ科の魚が生息していました。水田の間を流れているような水路には、ドジョウ、ヨシノボリ、コイ科の魚、水草の茂った流れの穏やかなところではメダカを数多く確認しました。山間部の湧水路では、アブラハヤやタカハヤ、ホトケドジョウを確認しました。
大きな河川で確認できたものの中には、オオクチバスやブルーギルなどの外来種が存在し、今後これらが増えると、琵琶湖古来の在来種を脅かす危険性が考えられます。

○魚類

科　　名	種　　名	環境庁のレッドリスト	滋賀県のレッドリスト
メダカ	メダカ	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危機増大種
ドジョウ	ドジョウ		要注目種
	シマドジョウ		要注目種
	ホトケドジョウ	絶滅危惧ＩＢ類	絶滅危機増大種
コイ	コイ		要注目種
	ゲンゴロウブナ		要注目種
	ギンブナ		要注目種
	ホンモロコ		要注目種
	モツゴ		希少種
	カワムツ		分布上重要種
	タカハヤ		要注目種
	アブラハヤ		要注目種
	ハス		分布上重要種
カジカ	ウツセミカジカ	絶滅危惧Ⅱ類	分布上重要種
アユ	アユ		分布上重要種
ナマズ	ナマズ		要注目種
ハゼ	ドンコ		要注目種
	ヨシノボリ		要注目種
トゲウオ	ハリヨ		絶滅危惧種
サケ	ビワマス	絶滅危惧Ⅱ類	要注目種
	イワナ		要注目種
ヤツメウナギ	スナヤツメ	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危機増大種

○その他

科　　名	種　　名	滋賀県のレッドリスト
タニシ	マルタニシ	希少種
アカガエル	トノサマガエル	要注目種
サンショウウウオ	カスミサンショウウウオ	希少種
イモリ	イモリ	要注目種

★動物（ほ乳類）・・・調査の結果、１３科２４種の哺乳類の生息を確認することができました。しかし、生息が予想されているものの、確実な証拠を得ることができなかった種も多くありました。

○翼手目（ヨクシュモク）

科　　名	種　　名	滋賀県のレッドリスト	分布状況等
キクガシラコウモリ	キクガシラコウモリ	絶滅危惧種	山地に分布？

○霊長目（レイチョウモク）

科　名	種　名	滋賀県のレッドリスト	分　布　状　況　等
オナガザル	ニホンザル	要注目種	山地に分布（まれに平地にも現れる）

○兎目（ウサギモク）

科　名	種　名	滋賀県のレッドリスト	分　布　状　況　等
ウサギ	ノウサギ	要注目種	山地～山地縁辺と平地の限られた場所に分布

○齧歯目（ゲッシモク）

科名	種　名	環境庁のレッドリスト	滋賀県のレッドリスト	分　布　状　況　等
リス	ニホンリス	特に保護に留意すべき地域個体群		山地に分布
	ムササビ		希少種	山地～山地縁辺の限られた場所に分布
ネズミ	スミスネズミ		その他重要種	山地の限られた場所（男鬼、武奈）に分布
	カヤネズミ		希少種	平地（犬上川、芹川の河川敷）、丘陵の一部に分布

○食肉目（ショクニクモク）

科名	種　名	滋賀県のレッドリスト	分　布　状　況　等
イヌ	キツネ	郷土種	平地～山地に広く分布
	タヌキ	郷土種	平地～山地に広く分布
イタチ	チョウセンイタチ	生態系に悪影響を及ぼす外来種・移入種	平地（市街地周辺）に分布

○偶蹄目（グウテイモク）

科名	種　名	滋賀県のレッドリスト	分　布　状　況　等
ウシ	ニホンカモシカ	希少種	山地の限られた場所（男鬼、武奈）に分布

★鳥類・・・彦根市内で１３８種の鳥類を記録しています。これまでの記録に追加して、新たにヒシクイ、シマアジ、ホオジロガモ、ミサゴ、クマタカ、イヌワシ、ハヤブサ、チゴハヤブサ、コチョウゲンボウ、アオバズクなど３０種が確認されています。このことによって、彦根市の鳥類としては、現在までに３７科１５９種が確認されたことになります。
１９９９年までに滋賀県で確認された鳥類は１８目５７科２７２種となっており、彦根市での確認はこの半数を越えています。
季節移動型別に見ると留鳥が６２種と最も多く、次いで冬鳥が４７種、夏鳥が２７種、旅鳥が２３種となっています。夏鳥と留鳥の計８９種については、彦根市域およびその周辺で繁殖している可能性があります。

科　名	種　名	滋賀県 レッドリスト	季節 移動型	出現 頻度	生　息　環　境
カイツブリ	カイツブリ	その他重要種	留鳥	◎	琵琶湖岸・内湖・河川敷・河辺林
	カンムリカイツブリ	希少種	冬鳥	◎	琵琶湖岸・内湖・河川敷・河辺林
サギ	ヨシゴイ	絶滅危機増大種	夏鳥	△	市街地
	ササゴイ	希少種	夏鳥	△	市街地
	チュウサギ	希少種	留鳥	○	農地・村落・市街地・琵琶湖岸・内湖・河川敷・河辺林
ガンカモ	ヒシクイ	絶滅危機増大種	冬鳥	□	河川敷・河辺林
	コハクチョウ	希少種	冬鳥	△	琵琶湖岸・内湖・河川敷・河辺林
	トモエガモ	希少種	冬鳥	□	琵琶湖岸・内湖
	ヨシガモ	希少種	冬鳥	○	琵琶湖岸・内湖
	アメリカヒドリ	希少種	冬鳥	△	琵琶湖岸・内湖
	シマアジ	希少種	旅鳥	△	河川敷・河辺林
	ホオジロガモ	希少種	冬鳥	□	河川敷・河辺林
	ミコアイサ	希少種	冬鳥	○	市街地・琵琶湖岸・内湖・河川敷・河辺林

科　　名	種　　名	滋賀県 レッドリスト	季節 移動型	出現 頻度	生　息　環　境
ガンカモ	ウミアイサ	希少種	冬鳥	△	琵琶湖岸・内湖・河川敷・河辺林
	カワアイサ	希少種	冬鳥	△	河川敷・河辺林
ワシタカ	ミサゴ	絶滅危機増大種	留鳥	△	河川敷・河辺林
	ハチクマ	絶滅危機増大種	夏鳥	□	山林
	オオタカ	絶滅危機増大種	留鳥	△	山林・河川敷・河辺林
	ツミ	希少種	夏鳥	□	山林
	ハイタカ	希少種	留鳥	△	山林・農地・村落
	ノスリ	希少種	留鳥	○	山林
	サシバ	希少種	夏鳥	△	山林
	クマタカ	絶滅危惧種	留鳥	□	山林
	イヌワシ	絶滅危惧種	留鳥	□	山林
	チュウヒ	絶滅危機増大種	留鳥	△	琵琶湖岸・内湖・河川敷・河辺林
ハヤブサ	ハヤブサ	絶滅危機増大種	留鳥	△	山林
	チゴハヤブサ	希少種	留鳥	□	山林
	コチョウゲンボウ	希少種	冬鳥	□	農地・村落
	チョウゲンボウ	希少種	留鳥	△	琵琶湖岸・内湖・河川敷・河辺林
キジ	コジュケイ	その他重要種	留鳥	△	山林・市街地・河川敷・河辺林
	ヤマドリ	その他重要種	留鳥	○	山林
クイナ	バン	希少種	留鳥	○	市街地・琵琶湖岸・内湖
チドリ	イカルチドリ	希少種	留鳥	○	河川敷・河辺林
	ダイゼン	希少種	旅鳥	△	河川敷・河辺林
	タゲリ	希少種	冬鳥	○	農地・村落・河川敷・河辺林
シギ	トウネン	希少種	旅鳥	△	農地・村落
	ヒバリシギ	希少種	旅鳥	□	農地・村落
	ウズラシギ	希少種	旅鳥	□	農地・村落
	ツルシギ	希少種	旅鳥	△	農地・村落・河川敷・河辺林
	アオアシシギ	希少種	旅鳥	□	農地・村落・河川敷・河辺林
	クサシギ	希少種	旅鳥	□	河川敷・河辺林
	タカブシギ	希少種	旅鳥	□	農地・村落
	キアシシギ	希少種	旅鳥	□	農地・村落
	イソシギ	希少種	留鳥	○	河川敷・河辺林
	ホウロクシギ	希少種	旅鳥	□	農地・村落
	チュウシャクシギ	希少種	旅鳥	△	農地・村落・河川敷・河辺林
	タシギ	希少種	冬鳥	△	農地・村落・河川敷・河辺林
カモメ	コアジサシ	希少種	夏鳥	○	琵琶湖岸・内湖
ハト	アオバト	希少種	留鳥	△	山林・河川敷・河辺林
ホトトギス	カッコウ	希少種	夏鳥	△	山林・市街地
	ツツドリ	希少種	夏鳥	△	山林
	ホトトギス	希少種	夏鳥	○	山林・市街地
フクロウ	コミミズク	絶滅危機増大種	冬鳥	△	山林
	アオバズク	希少種	夏鳥	△	市街地
ヨタカ	ヨタカ	絶滅危機増大種	夏鳥	△	山林・市街地
	アマツバメ	希少種	旅鳥	△	山林
カワセミ	カワセミ	希少種	留鳥	○	市街地・琵琶湖岸・内湖・河川敷・河辺林

科　　名	種　　名	滋賀県 レッドリスト	季節 移動型	出現 頻度	生　息　環　境
キツツキ	アリスイ	希少種	夏鳥	□	山林
	アオゲラ	希少種	留鳥	△	山林
	アカゲラ	希少種	留鳥	△	山林・河川敷・河辺林
ツバメ	コシアカツバメ	その他重要種	夏鳥	○	農地・村落・市街地
セキレイ	ビンズイ	希少種	冬鳥	○	河川敷・河辺林
	タヒバリ	希少種	冬鳥	□	河川敷・河辺林
サンショウクイ	サンショウクイ	希少種	夏鳥	△	山林
レンジャク	キレンジャク	要注意種	冬鳥	△	市街地
	ヒレンジャク	要注意種	冬鳥	△	山林・市街地
カワガラス	カワガラス	希少種	留鳥	○	山林
ミソサザイ	ミソサザイ	希少種	留鳥	△	山林
ヒタキ	ルリビタキ	希少種	冬鳥	□	山林
	トラツグミ	希少種	留鳥	○	山林
	クロツグミ	希少種	夏鳥	△	山林
ヒタキ	ヤブサメ	希少種	夏鳥	△	山林・農地・村落
	オオヨシキリ	希少種	夏鳥	○	農地・村落・琵琶湖岸・内湖
	メボソムシクイ	希少種	旅鳥	□	山林
	エゾムシクイ	希少種	旅鳥	△	山林
	センダイムシクイ	希少種	夏鳥	△	山林
	セッカ	希少種	留鳥	△	琵琶湖岸・内湖・河川敷・河辺林
	キビタキ	希少種	夏鳥	△	山林・市街地
	オオルリ	希少種	夏鳥	△	山林
	サメビタキ	希少種	夏鳥	△	山林
	コサメビタキ	希少種	夏鳥	△	河川敷・河辺林
	サンコウチョウ	希少種	夏鳥	□	山林
シジュウカラ	コガラ	希少種	留鳥	△	山林
ホオジロ	ミヤマホオジロ	希少種	冬鳥	△	山林
	オオジュリン	希少種	冬鳥	△	琵琶湖岸・内湖・河川敷・河辺林
アトリ	ベニマシコ	希少種	冬鳥	□	山林・河川敷・河辺林
	ウソ	希少種	冬鳥	△	山林・市街地
	シメ	希少種	冬鳥	○	市街地・河川敷・河辺林

※　◎：よく見られる　　○：見られる　　△：まれに見られる　　□：非常にまれ

彦根市保存樹木等

本市では、「彦根市都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律施行細則」第２条の規定に基づき、彦根市の健全な環境の維持および向上に寄与することを目的として、７樹木および樹林３ヶ所を、それぞれ「保存樹」、「保存樹林」として指定しています。これらは、我々が生活する中において、心にやすらぎを与え、美観をかもしだしている貴重な存在です。

彦根市保存樹木等リスト

指定番号	指　定年月日	所在地	名　称	保存樹			保存樹林	
				樹種	幹周(cm)	樹高(cm)	主要な樹種	土地面積(m^2)
T-2	S63.6.5	野田山町 291	金毘羅宮（三本杉）	スギ	512 510 414	38 40 24	—	—
T-3	S63.6.5	南川瀬町 1196	法蔵寺	ｲﾁｮｳ	408	20	—	—
T-4	S63.6.5	広野町 69	春日神社	ｹﾔｷ	489	28	—	—
W-1	S63.6.5	地蔵町 1	春日神社	—	—	—	ｼｲ、ｱﾗｶｼ、ｽｷﾞ	1,395
W-2	S63.6.5	上稲葉町 108	稲倉神社	—	—	—	ｹﾔｷ、ｸﾛｶﾞﾈﾓﾁ	1,314
T-5	S63.10.25	岡町 128	新神社	ﾀﾌﾞ	335	21	—	—
T-6	S63.10.25	犬方町 710	国府神社	ﾑｸﾉｷ	400	16	—	—
W-3	S63.10.25	甘呂町 880	甘呂神社	—	—	—	ｹﾔｷ、ｸｽﾉｷ、ｽｷﾞ	39,943
T-7	H7.6.5	古沢町 1130	井伊神社	ｼﾀﾞﾚｻﾞｸﾗ	167	6	—	—
T-8	H7.6.5	八坂町 1420	善敬寺	ｸﾛﾏﾂ	218	7	—	—

彦根市保存樹木等位置図

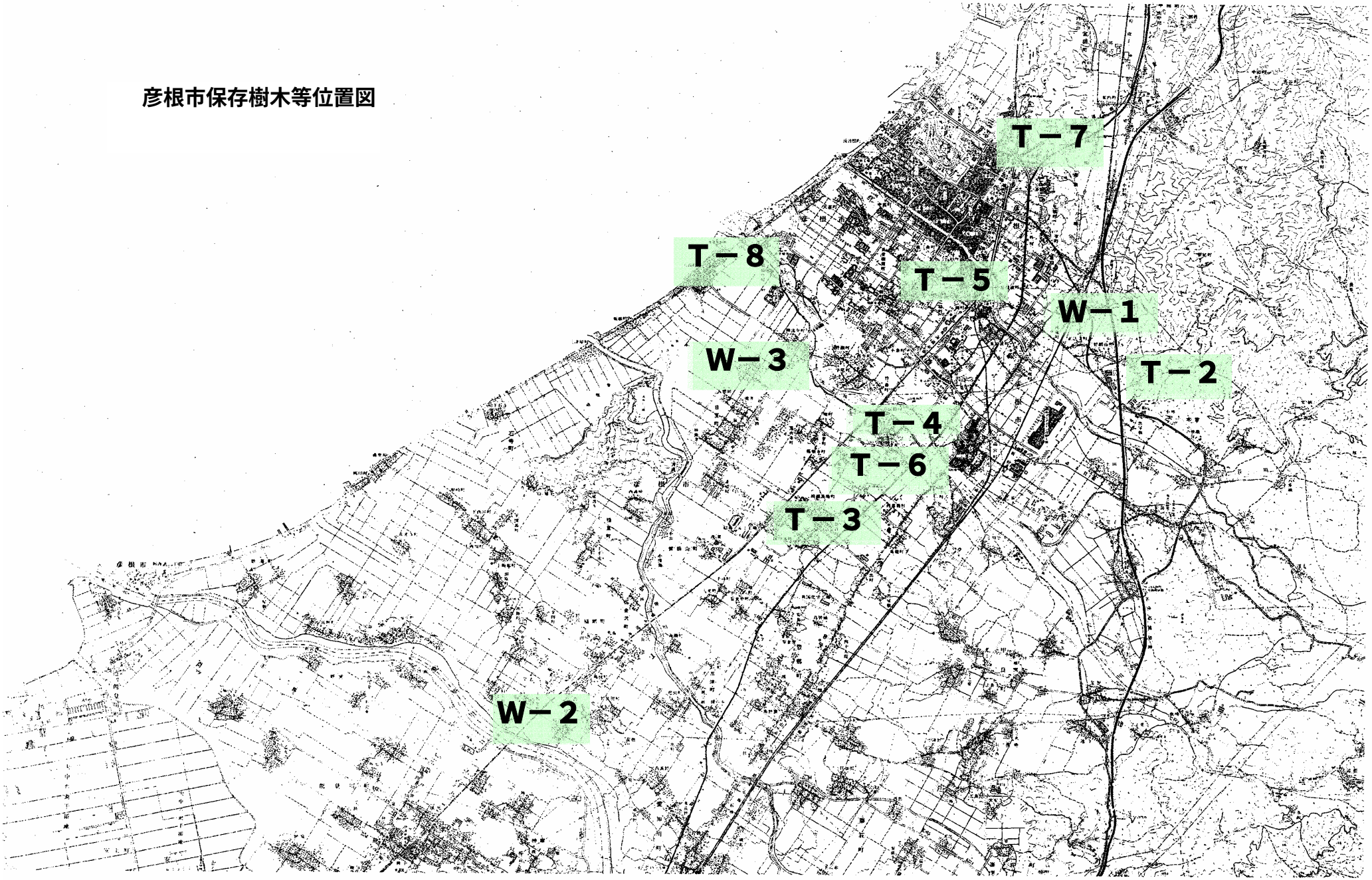

４　公害防止対策

（１）公害苦情の状況

公害苦情件数

	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
大気汚染	50	54	37	39	46	30	33
水質汚濁	28	26	15	25	26	17	20
騒音	19	12	7	9	12	5	8
振動	3		2	3		3	1
悪臭	13	21	6	12	11	18	10
土壌汚染	1		1				
地盤沈下							
典型７公害以外	19	14	14	22	32	18	6
計	133	127	82	110	127	91	78

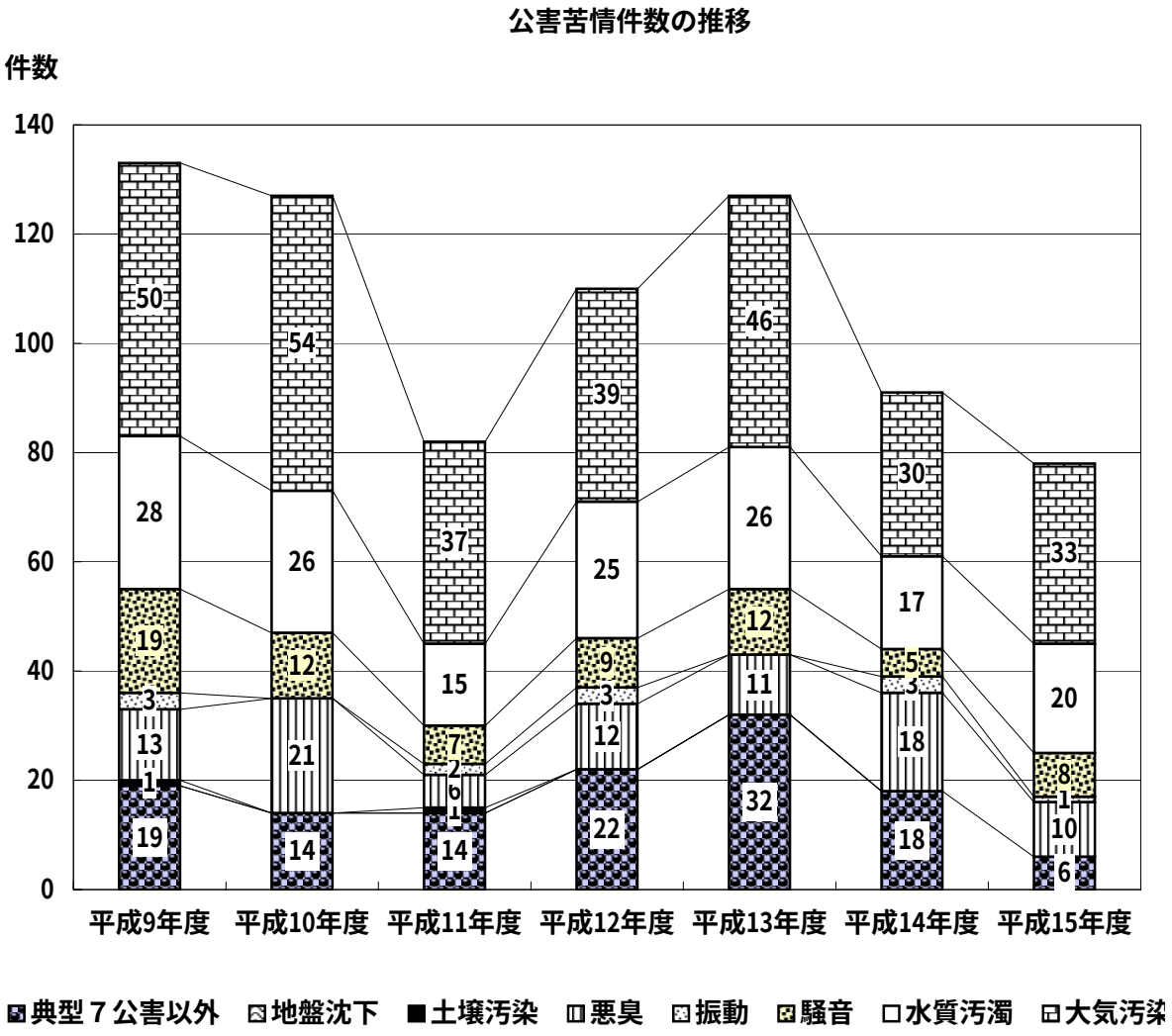

（２）公害関係届出状況

工場や事業場は、著しい騒音や振動を発生するものとして政令で定められた「特定施設」を設置しようとするときには、事前に届け出を行うことが義務づけられています。

騒音関係特定施設別施設数

番号	施設種類	特定工場等数	特定施設数
1	金属加工機械	37	466
2	空気圧縮機等	93	1312
3	土石用破砕機等	3	14
4	織機	15	705
5	建設用資材製造機械	6	9
6	穀物用製粉機	0	0
7	木材加工機械	19	55
8	抄紙機	0	0
9	印刷機械	4	57
10	合成樹脂用射出成型機	11	172
11	鋳型造型機	16	52
合　　計		204	2842

（平成16年3月31日現在）

振動関係特定施設別施設数

番号	施設種類	特定工場等数	特定施設数
1	金属加工機械	41	603
2	空気圧縮機等	73	543
3	土石用破砕機等	9	16
4	織機	9	360
5	ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸﾏｼﾝ等	0	0
6	木工加工機械	1	1
7	印刷機械	7	70
8	ゴム等練用ロール機	0	0
9	合成樹脂用射出成型機	11	187
10	鋳型造型機	0	0
合　　計		151	1780

（平成16年3月31日現在）

（３）環境保全および公害防止に関する協定

本市では、公害防止の一手段として、地域に応じた公害防止の目標値や具体的な公害対策等を内容に掲げた公害防止協定を下記工場との間で締結しています。

公害防止協定締結工場一覧

（平成１６年３月３１日現在）

Ｎｏ	締　結　工　場　名	住　所	締結年月日	見直し日
1	(株）ナイキ彦根工場	彦根市彦富町７７３	S45.11.24	S59.12.18
2	沢村バルブ工業（株）川瀬工場	彦根市川瀬馬場町１２６２	S47．3．8	
3	関西日本電気（株）彦根工場	彦根市川瀬馬場町７５０	S47．3．8	H15.7.22
4	（株）ブリヂストン彦根工場	彦根市高宮町２１１	S47．4.28	S52.11.30
5	（株）ピラミッド彦根工場	彦根市西葛篭町２３３	S47．5．1	
6	松下電工（株）彦根工場	彦根市岡町３３	S47．5.13	H14．3.14
7	新日本コア（株）彦根工場	彦根市鳥居本町１９９０	S47．6．9	S53．7.12
8	（株）大和バルブ彦根工場	彦根市西葛篭町４０８	S47．6．9	S49．7.24
9	大丸工業（株）彦根工場	彦根市西葛篭町４２２	S47．6．9	S49．7.24
10	寺田鋳造（株）彦根工場	彦根市金沢町９２	S47．6.22	
11	マルホ（株）彦根工場	彦根市高宮町２７６３	S47．6.27	H15.5.2
12	新神戸電機（株）彦根工場	彦根市川瀬馬場町８００	S47．7．3	H16.1.22
13	大日本スクリーン製造（株）彦根地区事業所	彦根市高宮町４８０－１	S47.10.14	S52．8．8
14	昭和電工（株）　彦根事業所	彦根市清崎町６０	S48．5.25	H13．9．6
15	昭和アルミニウム缶（株）彦根工場	彦根市楡町３７０	S48．5.25	H13．9．6
16	キリンビール（株）彦根工場	犬上郡多賀町敏満寺１６００	S49．2.20	
17	三笠コカコーラボトリング（株）滋賀工場	愛知郡愛知川町愛知川３４８	S50．7.25	
18	清水工業（株）	彦根市楡町２５０	S51.10.28	H15.5.7
19	ダイニック（株）滋賀工場	犬上郡多賀町多賀２７０	S52．5．2	
20	大東電材（株）彦根工場	彦根市野口町１	S53.12．9	H13.11.6
21	角田鉄工（株）	彦根市日夏町２７８９	S55.12.25	
22	彦根テック（株）	彦根市楡町２８０	S57．4.23	
23	タカタ（株）彦根製造所	彦根市彦富町１５４２	S59.12.18	
24	（有）杉本商事	彦根市南川瀬町７７１	S63．7．7	
25	伊奈精機（株）	彦根市服部町８４０	S63．9.17	
26	（株）三水	彦根市高宮町２２	S63.12.27	
27	（有）中野鉄工	彦根市高宮町２７５４	H 1．2．6	
28	（株）夏原電子産業	彦根市高宮町２６８８	H 4．7．8	
29	森嶋漬物（株）	彦根市蓮台寺町３２	H 4．7.24	
30	佐伯金属（株）	彦根市金沢町１２３	H 4.10.27	
31	（株）三和鉄線	彦根市金沢町１－１	H 5．1.22	
32	（株）アルカット	彦根市高宮町２８１０	H 5．2.10	
33	（株）ヤマト精工	彦根市高宮町２７５７－１	H 6．4.25	
34	オリエンタル化工機（株）	彦根市高宮町３０２３	H 6．5.19	
35	滋賀松下電工（株）	彦根市野瀬町２６９	H 7．6.22	
36	彦根犬上広域行政組合	彦根市中山町３８１－１	H 8.11.18	H10．7．1
37	夏原工業（株）	彦根市高宮町２６８８	H 9．6.30	
38	フジテック（株）滋賀製作所	彦根市宮田町５９１－１	H11．6.23	
39	タカタサービス㈱	彦根市金沢町１－７	H13．8.23	
40	㈱石川製作所	彦根市高宮町２６３０－１	H14.5.29	
41	日の出㈱	彦根市金剛寺町６０	H14.11.29	

5　環境保全に向けた取り組み

（1）環境基本条例

彦根市は、豊かな自然と長い歴史に刻まれた文化を礎に、恵まれた環境の中で湖東地方の中心都市として発展してきました。

しかしながら、近年の社会経済活動の進展により、産業や生活の様式が変化し、利便性が高まる一方で、資源やエネルギーの大量消費、生活排水による水質汚濁、廃棄物の増大などの環境問題が生じてきました。さらに、地球温暖化現象や生物多様性の危機など、地球規模の環境問題も指摘されるようになってきています。

国においては、平成５年に「環境基本法」を、県においても平成８年に「滋賀県環境基本条例」を制定されるなど、国をあげて環境問題に取り組む枠組みが整備されてきました。

こうした中で、本市においても環境保全に関する理念や基本方針を明らかにし、市民のすべてが共通の認識をもちながら対処していくことが大変重要となってきました。こうした認識に立って、地域の社会的自然的条件に応じた取り組みを総合的計画的に推進することと併せ、良好な環境の保全と創出を基本に、地球環境をも視野に入れた施策を積極的に推進していくため、平成１１年３月に彦根市環境基本条例を制定しました。

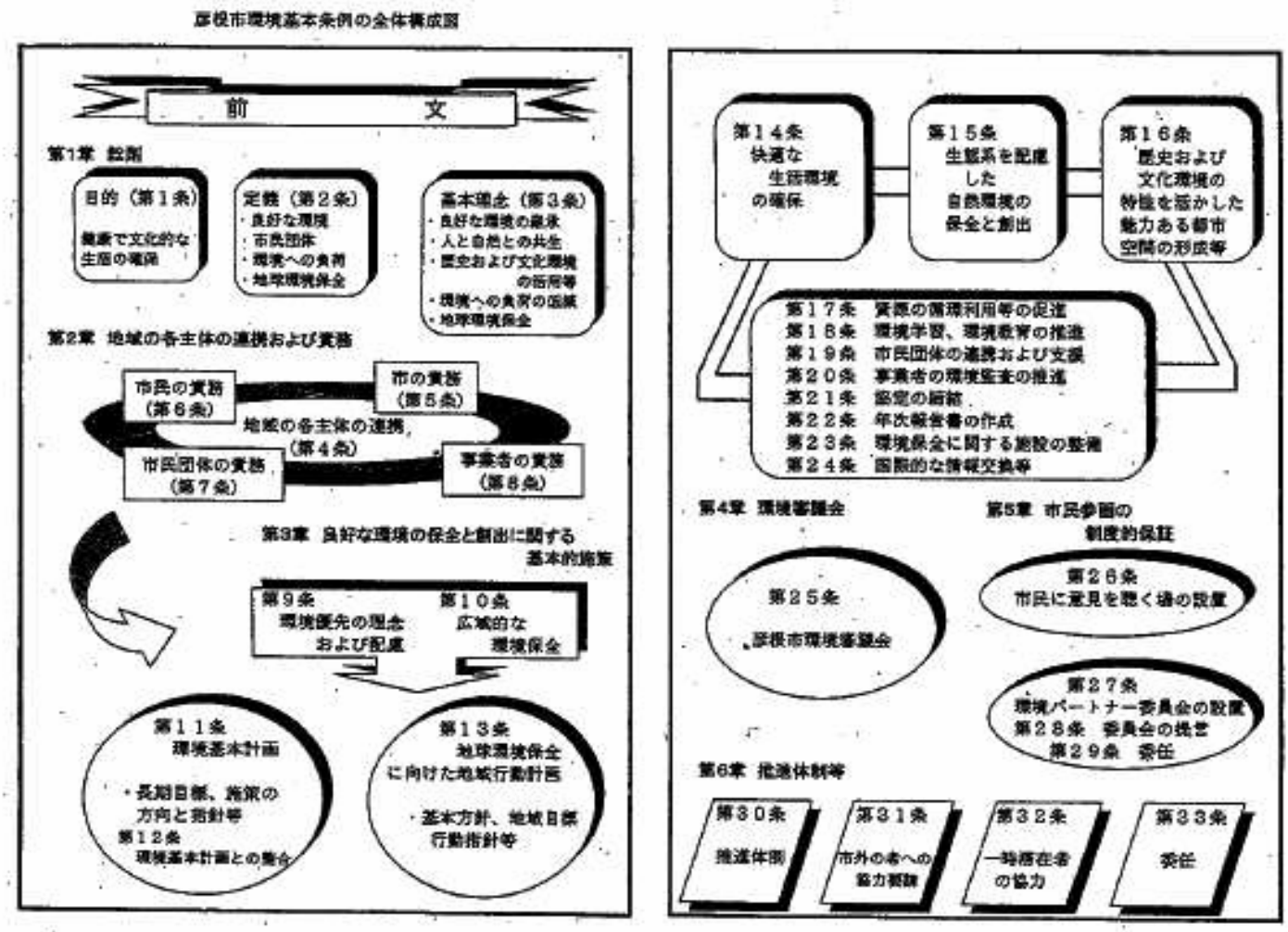

（２）環境基本計画および地域行動計画

彦根市環境基本条例の制定を受けて、平成１３年３月に「自然と歴史をいかし　恵みゆたかな環境をはぐくむまち　彦根」を環境像（長期目標）と定めた「彦根市環境基本計画および地域行動計画」を策定しました。環境基本計画は、良好な環境の保全と創出に関する長期的な目標や施策の方向と指針を設定し、今後の環境施策を推進していく上での具体的な道筋を明らかにしています。また、地域行動計画は、地球環境保全にも目を向けて地域の目標を設定し、市民・市民団体・事業者・行政の行動指針を整理し体系化しています。

計画は、５つの基本方向と２５の個別目標に整理し、その個別目標ごとに環境指標とその目標数値を掲げています。また、その中で、特に日々の生活や事業活動の中で、いつも念頭に置いておきたいものとして、代表的な３つの指標を併せて示しています。次ページ以降、３つの代表指標と２５の個別目標ごとの環境指標・個別指標の達成状況を掲載しました。

さらに、策定後の平成１３年度より、計画に基づいて実施する施策について適正に実施されているかどうか、あるいは、目標にどの程度到達しているかなどの評価検討を行うための機関として、環境パートナー委員会を設置しています。委員会では、年度ごとに評価をまとめた報告書（『環境計画の進展』（〇年度彦根市環境基本計画および地域行動計画の年次評価報告書））が発行されており、市はその提言を受けて、彦根市環境審議会に報告しています。参考までに、６０ページ以降に、平成１６年３月に提言された評価報告の概要を掲載しました。

彦根市環境基本計画および地域行動計画の進行管理の体制

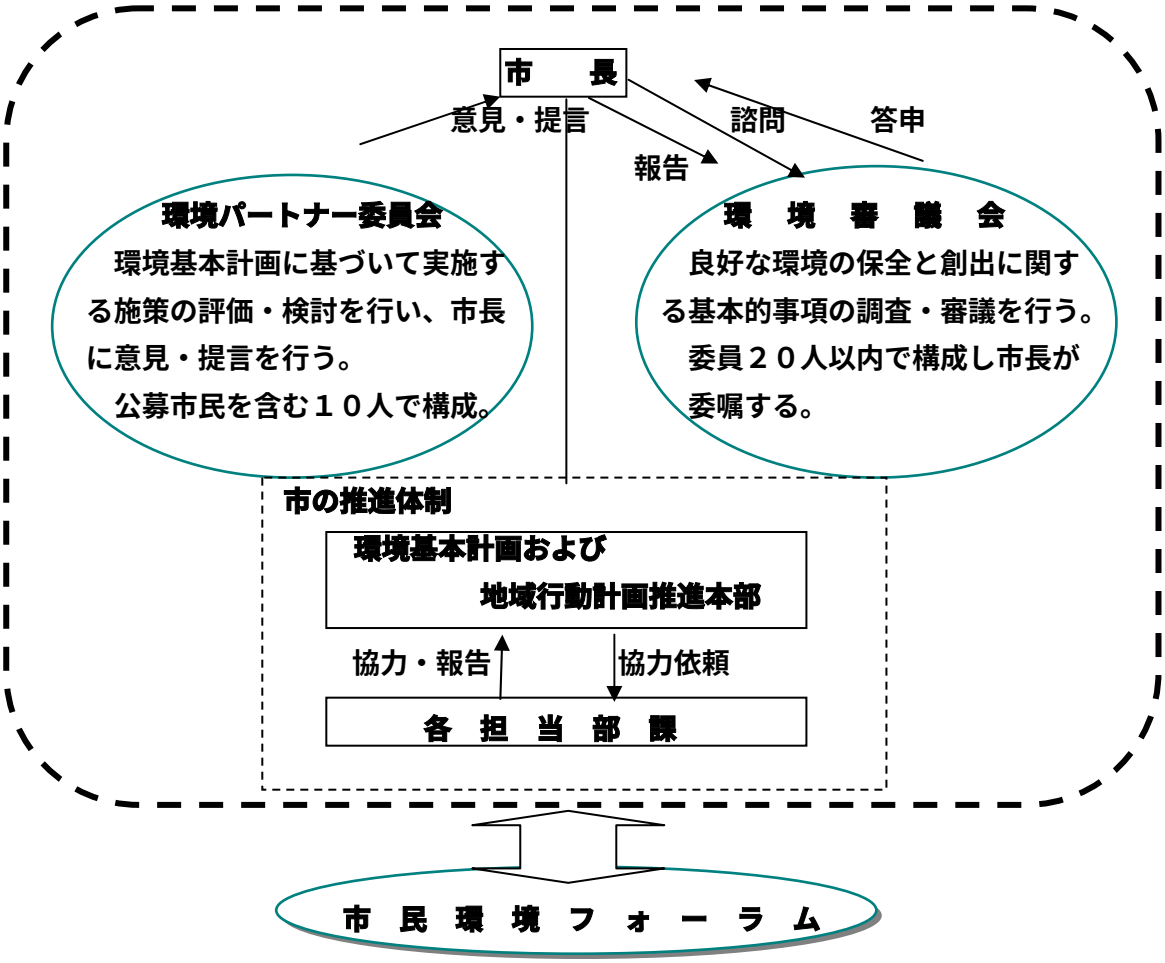

彦根市環境基本計画および地域行動計画の目標達成状況

	代表指標	平成１４年度	平成１５年度	平成１７年度目標	平成２２年度目標
1	生活排水の適正処理実施率	７０％	７５％	７０％	９０％
2	まちの緑（樹木）面積率	―	―	１２％	１５％
3	ごみ量の発生率（削減率）	９３％	９３％	９４％	８５％

	環境指標・個別指標	平成１４年度	平成１５年度	平成１７年度	平成２２年度
1-1-①	市民１人あたりの都市公園面積	１２．３４㎡	１２．３４㎡	１２．６９m2	１３．２４m2
	身近な公園や広場に対する市民の満足度	―	―	５０％	６０％
	公共施設の緑化面積割合	―	―	１２％	１５％
1-1-②	公共の自転車駐車場の利用率	５７％	６０％	９０％	９５％
	交通指導員数	３９人	４０人	４５人	５０人
	１級・２級道路における街路樹整備率	５．１％	４．９％	８．０％	１０．５％
	１級・２級道路における自転車・歩行車道整備率	２５．６％	２６．１％	２６．４％	２７．７％
1-1-③	エコフォスター登録団体数	７団体	１５団体	５団体	１０団体
	不法投棄パトロール員の登録者数	0人	0人	１０人	３０人
	まちや公園での散在性ごみの状況に関する市民の満足度	―	―	４０％	５０％
1-2-④	主な河川の快適基準達成率	１７％	４％	４０％	６０％
	公共下水道人口普及率	５３．６％	５９．７％	６３．０％	７８．０％
	農業排水による河川の平均透視度	２１．６ｃｍ	２０．４ｃｍ	２１．０ｃｍ	２５．０ｃｍ
	合併処理浄化槽設置基数	２３８２基	２５６３基	３，０００基	３，５００基
1-2-⑤	主な環境項目の環境基準達成率	５０％	７５％	７５％	１００％
	騒音環境基準の達成率	昼　７９％ 夜　４８％	昼　８４％ 夜　５４％	昼　９０％ 夜　６０％	昼　９０％ 夜　６５％
	街路の整備率	―	―	４２．１％	４４．０％
	幹線道路の整備率	２９．２％	３１．１％	３２．２％	３３．５％
1-2-⑥	化学物質の排出等に関する事業所の情報公開率	１１．０％	―	５％	２０％
	ダイオキシン類の大気中の濃度	―	―	０．１pg/m3	０．１pg/m3
	市内事業所のISO14001認証取得に向けた市が行う支援事業数	２事業所	４事業所	３事業所	５事業所
2-1-⑦	公共施設における透水性舗装導入箇所数	１４箇所	１５箇所	２０箇所	３０箇所
	上水道有収率	８５．３％	８４．９％	８５．２％	８５．５％
	市道における透水性舗装の整備延長	７．９ｋｍ	１０．８ｋｍ	１０ｋｍ	１５ｋｍ
2-1-⑧	ビオトープの創出箇所数	１箇所	１箇所	２箇所	５箇所
	地域や事業所におけるビオトープの登録数	０箇所	０箇所	３箇所	５箇所
	多自然型対応河川の整備箇所数	０箇所	０箇所	２箇所	５箇所

2-1-⑨	**ホタルの確認場所数**	**４メッシュ**	**１８メッシュ**	**３０メッシュ**	**３０メッシュ以上**
	身近な生き物調査登録者数	５０人	５６人	２００人	３００人
2-2-⑩	**彦根市で大切にすべき生き物リストの作成**	**基礎調査の実施**	**基礎調査の実施**	**３分類**	**５分類**
	自然環境調査員数	３７人	３６人	４０人	５０人
2-2-⑪	**平地部の緑（樹木）の率**	**―**	**―**	**１２％**	**１５％**
	都市景観形成協定の認定	１地区	１地区	５地区	７地区
3-1-⑫	**まちづくり総合支援事業の整備率**	**―**	**―**	**４５％**	**９０％**
	景観条例の重点地区指定ならびに地区基準の策定	１地区	１地区	１５地区	２０地区
3-1-⑬	**特別史跡彦根城跡保存整備事業の進捗率**	**１８％**	**２１％**	**３１．０％**	**６７．５％**
	指定文化財の説明板整備率	５７％	５９％	７０％	９０％
3-2-⑭	**環境マップづくりの取り組みグループ数**	**6グループ**	**0グループ**	**１0グループ**	**２0グループ**
	小・中学生による環境マップづくりの取り組みグループ数	5グループ	0グループ	5グループ	１0グループ
3-2-⑮	**保存樹木の登録数**	**１０箇所**	**１０箇所**	**１５箇所**	**２０箇所**
	生活文化調査普及員数	0人	0人	１０人	２0人
4-1-⑯	**公共・公益クリーンエネルギー自動車の普及状況**	**１９台**	**１８台**	**３０台**	**１００台**
	市内でエコステーションの整備箇所数	0箇所	0箇所	１箇所	２箇所
4-1-⑰	**環境チェック表の利用状況**	**２００世帯**	**４２６世帯**	**５００世帯**	**１，０００世帯**
	市役所庁舎のエネルギー削減率	２．４％増	０．７％増	５％減	７％減
	市役所公用車の削減率	５％減	４％減	１５％減	１５％減
4-2-⑱	**１人１日あたりのごみ発生量**	**９７５ｇ**	**１，００８ｇ**	**１，０１０ｇ**	**９３０ｇ**
	給食実施校の生ごみ処理機設置率	２２．２％（４校）	２２．２％（４校）	３８．９％（７校）	１００％（１８校）
4-2-⑲	**リサイクル率の状況**	**１１．８％**	**１３．９％**	**１８％**	**２４％**
	新聞紙等の紙系リサイクル量	２，３２８ｔ	２，６０４ｔ	４,０００ｔ	４,７００ｔ
4-2-⑳	**グリーン購入ネットワークへの加盟団体数**	**６９団体**	**６１団体**	**５０団体**	**１００団体**
	市役所で使用する事務用品約５０品目のグリーン購入率	７２．６％	９１．５％	８０％	１００％
5-1-㉑	**広域的な環境交流の推進**	**2ケース**	**2ケース**	**3ケース**	**5ケース**
	広域的な環境調査の取り組み項目数	0項目	0項目	２項目	５項目
5-1-㉒	**環境市民団体の登録団体数**	**4団体**	**登録未整備**	**１５団体**	**２０団体**
	広報やその他の情報誌による市民活動情報の年間提供回数	１回	５回	２回	５回
5-1-㉓	**こどもエコクラブ、クラブ員数**	**3団体５６人**	**2団体１７人**	**8団体８０人**	**１0団体１００人**
	市立図書館における環境問題関係図書の所蔵冊数	１，９６６冊	２，０７９冊	１，８００冊	２，０００冊
5-2-㉔	**環境情報コーナーの設置箇所数**	**1箇所**	**1箇所**	**１0箇所**	**２0箇所**
	インターネットを通じた環境情報の提供項目	１７項目	１８項目	５分野	１0分野
5-2-㉕	**環境パートナー委員会に選任された市民の数（累計）**	**6人**	**１１人**	**１８人**	**３0人**
	環境基本計画推進市民会議の設立と参画者数	9人	１２人	２0人	５0人

彦根市環境基本計画および地域行動計画の平成１４年度年次評価報告　概要

１　平成１５年度委員会開催経過

平成１５年	７月１０日	第１回委員会
	９月２５日	第２回委員会
	１０月１１日	市民環境フォーラム（参加者：４９名）
	２３日	市庁舎環境フォーラム（参加者：２２名）
	１２月１８日	第３回委員会
平成１６年	２月１２日	第４回委員会

２　評価報告書作成手順

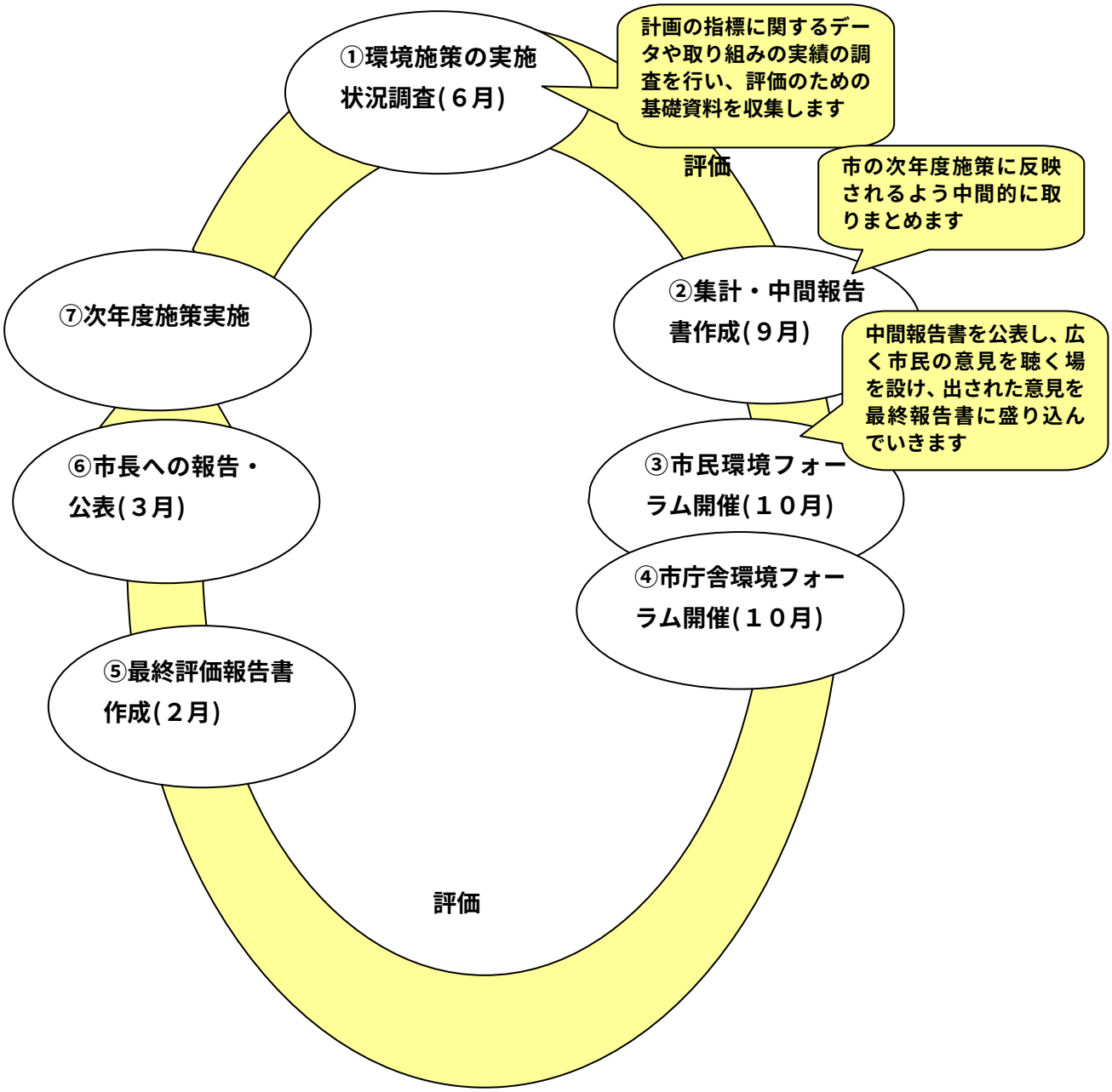

３　総括

環境パートナー委員会では、平成１５年度（2003 年度)、主に２つのことを重点的に実行、ないし議論してきました。１つは、市民環境フォーラムでの市民意見や環境パートナー委員会での意見･提案を市役所の担当部局の政策に反映させるための場を設けたことです。２つめは、「ごみ・廃棄物量の削減」という目標に対して行ってきた活動を評価したことです。

１．市民の参加と市役所の担当部局の施策への反映

平成１５年（2003 年）１０月１８日に、市役所の関連部局の職員を対象とした『市庁舎環境フォーラム』を、初めて実施しました。これは、市民環境フォーラムと環境パートナー委員会で出された意見・提案を、次年度の市役所の担当部局の施策に反映させ、かつそれを実施するための予算を獲得することを目的としたものです。フォーラムには、各部局の次長級の職員や生活環境課、都市計画課、道路河川課等の課長級・係長級の職員約２０名が参加しました。各担当部局では、『市庁舎環境フォーラム』での提言と討論を受けて、提言がどの程度、そしていつまでに施策に反映できるのか、について回答しました。

この結果を見ると、Ｃ評価やＤ評価、つまり、『中長期的に検討』ないし『対応はできない』という回答が少なくないことがわかります。しかし、具体的な回答の内容を見ると、端から全く何も対応しないということではなく、部分的には、あるいは時間をかければ対応可能というものもあります。

ここで重要なのは、誰もがその後の進展を監視し、施策に反映させるように圧力をかけ続けていかなければ、市役所のどの部局も積極的には行動しないかもしれないということです。つまり、環境パートナー委員会の委員だけでなく、市民一人ひとりが、市役所の担当部局が本当に回答した通りの内容を適切な時期に実施するのかを今後しっかりと監視していくことが重要です。

また同時に、特にＣ評価やＤ評価の項目については、どうすれば市役所の担当部局が施策を実施するようになるのかについて、提案を出していくことが重要です。環境改善のための施策を実施しようとすれば、経済成長や企業の利益と衝突することも少なくなく、そのことが、担当部局が施策を実施できない要因となっていることもあります。そこで、担当部局が環境改善のための施策を実施するための条件を整えることもまた重要なのです。

２.「ごみ・廃棄物量の削減」目標の評価

環境基本計画では、「ごみ・廃棄物量の削減」目標の達成度を表す代表指標として、「ごみ量の発生率」が用いられています。そして、平成１０年度（1998 年度）を１００としたときの発生量を、平成１７年度（2005 年度）には９３に、平成２２年度（2010 年度）には８５まで減らすことが計画されています。そして平成１４年度（2002 年度）の数値は９３となりました。つまり、計画を上回るスピードで目標が達成されたことになります。

ところが、ここで定義している「ごみ量」とは、彦根市の焼却炉（野瀬町）と埋立処分地（中山投棄場）に持ち込まれたごみの量であることに注意する必要があります。つまり、家電リサイクルやパソコンリサイクルが法制化された結果、単に彦根市の施設に搬入されるごみの量が減っただけで、家庭や事業所が排出するごみの量はほとんど変わっていない可能性が高いのです。

他方で、不法投棄は市内各地で目立つようになっています。また個別目標１９に見られるように、容器包装や古紙などのリサイクル率は、平成１４年度（2002 年度）は平成１１年度（1999 年度）よりも下がっています。

図　粗大ごみを除く彦根市の廃棄物搬入量の推移

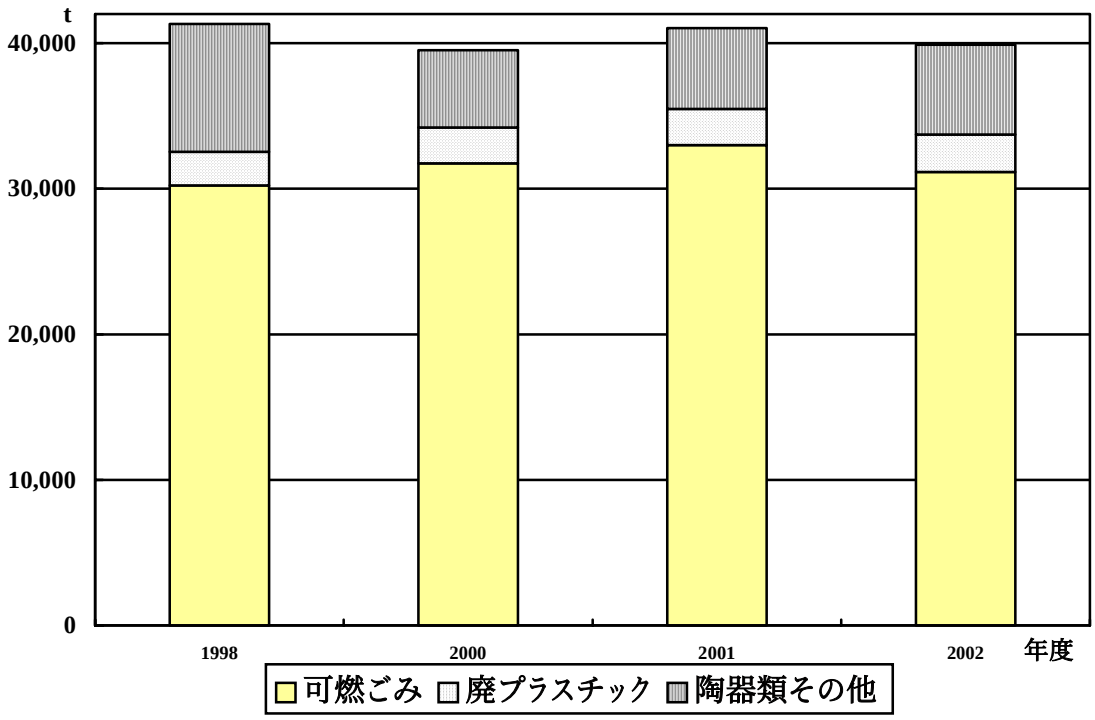

これらのことから言えるのは、市民や事業者がごみの減量化を進めるための誘因を持っていないということです。根本的に減量化を進めるための施策、つまり、家庭や事業所にごみとなるようなものを持ち込ませないための施策が行われなければなりません。また、家庭や事業所も、買ったらすぐにごみとなるようなものをできる限り買わないか、再使用・リサイクルすることに協力することが必要です。

そこで環境パートナー委員会では、まず、スーパーのレジ袋対策を進めることを提案しました。これは、単にレジ袋に税金をかけると言うことではありません。彦根市だけでレジ袋税を導入しても、消費者は彦根市以外に立地する小売店で購入することになるからです。この点をふまえて、レジ袋やトレイの減量化に協力する消費者にお金を還元するような措置を行う小売

店を増やすこと、こうした措置を行わない小売店に対してのみレジ袋税を導入することを提言しました。

　また同時に、グリーン購入・調達の量を増やしていくことも、ごみの減量化や再使用・リサイクルの増大のためには不可欠です。個別目標２０に見られるように、グリーン購入ネットワークへの加盟団体数は、平成１４年度（2002 年度）には、中間目標よりも多くなり、目標実現に向けて進んでいます。環境パートナー委員会では、この動きを積極的に評価するとともに、今後も加盟団体数およびグリーン購入の量や金額を増やしていくための措置を追加的に行うことを提案します。

３．その他の目標と目標の見直し

　個別目標の中で、全く進展が見られないものがいくつかありました。典型的な例が、個別目標２に挙げられている「公共の自転車駐車場の利用率」で、計画策定時より一貫して実績が下がり続けています。不法駐輪の撤去回数を増やしたにもかかわらず、です。地球温暖化を防止するという観点からは、自動車から自転車への乗り換えは歓迎すべきです。しかし、鉄道駅前を含めて不法駐輪が多くある状態では、安心して町を歩くことは難しくなります。この状況をどのように改善するかは、次年度に行う地球温暖化対策の進展の評価と一緒に検討していきたいと考えています。

　また、個別目標２２の「市民活動の推進と連携」に関しても、進展が見られない状況が続いています。ただし、環境市民団体の登録団体数で評価することが本当によいことなのか、つまり、登録していなくても積極的な活動を行っていれば十分なのではないか、という議論も出されました。

　これらの問題に関しては、来年度、中間目標を評価する際に、再度目標の妥当性を検討し、必要があれば変更・修正することを予定しています。

４　環境パートナー委員会および市民からの意見と行政の対応

評価報告書を取りまとめる過程での環境パートナー委員会から提出された意見や、市民環境フォーラムで述べられた意見への行政（市役所の担当課）の回答です。

摘要欄　　Ａ：次年度（平成１６年度）中には対応します
　　Ｂ：次々年度（平成１７年度）中には対応します
　　Ｃ：中長期的に検討します
　　Ｄ：今後の施策展開の参考にしますが、対応はできません

【環境パートナー委員会意見に対する行政の対応】

内　　容	摘要	担当課
〈意見〉 事業者へのＩＳＯ１４００１認証取得支援が必要である。 〈回答〉 環境配慮の取り組みが市民や事業者へも拡大することを目指して、まずは市が率先して取り組むことを掲げており、ＩＳＯ１４００１の認証を取得しようとする事業者からの相談があれば、環境マネジメントシステム構築に関するアドバイスや研修会への講師派遣などの支援は行っております。 平成１６年度で市の全施設でＩＳＯ１４００１を認証取得予定であり、それ以降の方向性としては、金銭的な支援は考えておりませんが、ＩＳＯ１４００１認証取得相談等の支援は積極的に実施していきたいと考えており、広報やホームページで情報提供をしていきたいと考えております。	Ｂ	生活環境課
〈意見〉 レジ袋はごみ袋として使用できないのであるならば、レジ袋をごみとして排出させないための施策が弱い。（お買い物袋持参運動の強化、レジ袋税導入の検討等） 〈回答〉 県や滋賀グリーン購入ネットワーク等と協働で市内量販店でのお買い物袋持参啓発活動や広報誌によるお買い物袋持参の呼びかけ等行っているが、今後もこれらの活動を続けるとともに、市民対象のグリーン購入に関する研修会の開催についても検討し、平成１６年度から実施していきたいと考えております。 また、レジ袋税の導入についてですが、環境の視点のみならず、経済の視点等あらゆる角度からの検討が必要であり、市域のみで実施して効果がでるものかどうかなども含め中長期的に検討していきたいと考えております。	Ｃ	生活環境課

〈意見〉 事業者におけるごみの現状把握と情報公開のシステムが必要である。 〈回答〉 今年度、公害防止協定締結事業者、滋賀グリーン購入ネットワーク加入事業者、量販店を対象にごみ量やエネルギー使用量、さらには環境に関する自社の取り組み等についてアンケートを実施しました。しかし、回答率は低い状況であり、その原因としては、今回が初めての調査であり、アンケートの趣旨が十分理解していただけない状況があったものと思われます。今後も継続的に調査を続け、データを蓄積させていくとともに、事業者側にも取り組みに関して理解を求めていき、その上で公開に関しては、検討・協議を重ね、数年後には「彦根市の環境」等に掲載できるよう取り組みを進めてまいります。	C	生活環境課
〈意見〉 ごみに関する行政施策の市民への周知が不十分である。（広報誌だけでなく、学区、自治会単位等でのきめ細かな周知方法はとれないか。） 〈回答〉 清掃センターへの施設見学会や出前講座を制度化し、来年度から実施します。施設見学会および出前講座の実施については、広報ひこね、市のホームページ、自治会長会議等への資料の配布等を通じてＰＲを行います。	A	清掃センター
〈意見〉 生ごみや汚泥の堆肥化であるが、堆肥の利用が進まなければ有効な施策とは言い難く、堆肥化からその利用までを考えた一連のシステムが必要である。 〈回答〉 家庭用生ごみ処理機の使用状況については、彦根市地域循環型生活推進協議会により平成１４年１１月に市の補助を受けて家庭用生ごみ処理機を購入した２００世帯を対象にアンケート調査が実施されており、その結果から堆肥として利用している者は約９０％あり、ごみとして出している者は約６％という結果も出ていますが、堆肥の利用を一層推進するため、堆肥の上手な作り方および上手な利用の事例調査を行い、市のホームページ等を通じ、情報提供していきます。 市衛生処理場の乾燥汚泥は、肥料取締法に基づき普通肥料「おでい肥料」として国に登録しており、その生産量は、平成１４年度６１０トンであります。また、その肥料、土壌改良材として有効に利用された量は、生産量に対して９７％であり、順調に利用されている状況にあります。今後も継続して利用を推進するため、市の広報紙、ホームページ等を通じ、ＰＲを行います。	A	清掃センター

〈意見〉 　燃やせるごみの指定袋変更やプラスチックごみと陶器類・その他ごみの指定袋制導入に関して、袋の大きさや質に対する様々な意見が市民等から寄せられていると思うが、どう対応しているか示して欲しい。特に陶器類・その他ごみの袋の強度が低いという意見に対してはどう考えているのか。 〈回答〉 【燃やせるごみ専用袋】 　大袋より大きい袋の販売をしてほしい。 　⇒平成１５年７月から特大袋を販売開始。 　木の枝を袋に入れるのは困難。 　⇒袋なしで束ねることで収集する。 　古紙・ダンボール・雑誌を専用袋に入れるのか。 　⇒原則として、古紙回収で出していただくようご協力をお願いしています。 【プラスチックごみ専用袋】 　大きすぎるので小さい袋の販売をしてほしい。 　⇒週１回の収集であり、ごみ容積が大きいため現規格のままにします。 【陶器類・その他ごみ専用袋】 　傘などを出す場合、袋から出る。 　⇒一部出ても収集可とし、専用袋の使用をお願いする。 　強度が低い。 　⇒他の専用袋より 0.01 ㎜厚く、0.04 ㎜としており、裂けにくくするため、低密度ポリエチレン製としており、他市の仕様や市販袋とも変わりはありません。入れるもの（例えば、ガラス等）により裂けることがあるので、工夫して出していただくことをお願いします。 　肥料袋を使用したい。 　⇒強度だけの問題ではなく、排出での分別の徹底を図るためにも禁止しています。 　基本的には、市民の方々の負担額を従前の紙袋と同額程度を計画しており、大きく、厚くすることは、それだけ材料やごみが増大すると考えられ、現状のままでご協力をお願いしていきます。	D	清掃センター

〈意見〉 街路樹に関し、植栽樹木の選定から市民が関わりを持ち、管理まで一貫して行ってもらうようなシステムは構築できないか。 〈回答〉 街路樹の剪定等については業者に委託しており、落ち葉の清掃等の日常管理については市民の方にご協力いただいておりますが、積極的な協力が得られない地域もあります。 新規路線については、樹木選定の段階から少しでも地元の方々に関心を持っていただくために、できるだけ自治会等の意見を取り入れられるよう調整を図っております。また、落ち葉の清掃や散水等の日常管理は地元の方々の積極的な協力が得られるよう啓発しています。しかし、一貫したシステムの確立は、既存路線の樹木をどうするのか、協力が得られない地域をどうするのかなど様々な問題があり、難しいと考えられます。今後も一貫したシステムの確立という方向でなく、自治会等への個別協議で対応していきます。	D	道路河川課
〈意見〉 まちの緑を増やしていく上で、さらなる啓発が必要である。 〈回答〉 これまでの緑化啓発については、春（４月）と秋（１０月）にイベントを開催して、苗木の配布やみどりの大切さ、必要性についてのパンフレット等の配布を行ってきました。今年度においては、財政事情の厳しいことから他のイベントと合同で、１０月２５日に「花とみどりのフェスタ」を開催しました。今後とも緑化啓発の需要性を認識し、イベントの開催についても努力を行うともに、行政主導から市民が主役の花と緑のまちづくりを展開していく必要があると考えております。 こうしたことから、市民、企業、自治会、行政等が一堂に会して、来年度「花と緑のまちづくり市民会議」を開催して、「市民ひとり一本緑化・花がいっぱい運動」を展開して行きたいと考えております。 【タイムスケジュール】 Ｈ１５・１１　「花と緑のまちづくり市民会議」準備会開催 Ｈ１６・１０　「花と緑のまちづくり市民会議」開催 「花と緑のフェスタ」開催（あかちゃん誕生の苗木配布等）	B	都市計画課
〈意見〉 まちの緑の面積把握が航空写真によるものであり、毎年は把握ができていない。航空写真は、市民が日常感じることのできない視点での緑地状況の把握であり、市民の視野で感じることができ、毎年状況把握できるものは何かないか。	C	都市計画課

〈回答〉 　航空写真撮影は、毎年行うことは経費がかるため実施できず、一年毎に緑化面積がどれだけ増えたかを把握することは困難であります。 　毎年状況把握できる手法としては、現在のところ確立されていないことから、まずは緑化面積をいかに増やすかを考えていくことが必要だと考えており、平成１６年度に「花と緑のまちづくり市民会議」を開催して市民に広く啓発を行いたいと考えております。		
〈意見〉 　宅地開発等指導要綱等で緑化の努力規定が設けられているが、追跡調査はされていない現状であるが、追跡調査や努力規定の義務化を含めたさらなる内容の強化はできないのか。 〈回答〉 　彦根市宅地開発等指導要綱では、分譲宅地の開発ならびに中高層建築物の対象となる場合は、緑化推進の指導を行っております。 　ご指摘の緑化の追跡調査につきましては、建築工事完了後に植栽が行われることから、植栽の適期もあり、確実なデータの収集は困難でありますが、分譲宅地につきましては、完成後一定期間を置いて調査を実施する等手法について検討してまいります。 　なお、今後の取り組みにつきましては、広く市民（事業主、建築主）に対して、緑化の推進を図るべく、普及啓発に努めていきます。	C	建築指導課 開発調整課

【市民環境フォーラムでの市民意見に対する行政の対応】

内　　容	摘要	担当課
〈意見〉 　フォーラムでの市民等の取り組み事例の紹介はわかりやすくてよかった。 〈回答〉 　内容に関して、今後も市民生活にとって身近なものを含んだものにしていきます。	A	生活環境課
〈意見〉 　フォーラムの参加者が少ない。（特に若年層）広報の仕方等再検討が必要なのではないか。 〈回答〉 　昨年度の環境パートナー委員会の提言を受けて、今年度から市民環境フォーラムを３月から１０月に変更し開催することにしましたが、準備期間が十分でなく、広報も限られた範囲のものになってしまいました。次年度以降は、広報誌やホームページでの広報、さらには自治会や各種学校等にも呼びかけていきます。	A	生活環境課
〈意見〉 　フォーラムに、環境部局以外の部局の参加も必要である。 〈回答〉 　今年度から市民環境フォーラムとは別に市庁舎環境フォーラムを開催し、そこで市民環境フォーラムでいただいた意見に関し議論することにしました。	A	生活環境課
〈意見〉 　一般市民が参加しやすい体制・仕組みを考えて欲しい。 〈回答〉 　内容に関して、市民の方々にとって身近に感じられる内容をもっと盛り込むとともに、自由に意見を出しやすくする手法として、ワークショップ形式等の参加型のものができないかについても検討していきたいと考えております。	B	生活環境課
〈意見〉 　市内にもいろんな市民団体があるが、環境活動を行うには、連携が必要である。	C	生活環境課

〈回答〉 　すでに団体同士が連携してイベントを実施したりしているケースはありますが、明確な連携体制ができているという状況ではありません。今後は、市民団体の連携に関し、市が介入せず、団体の自主的な連携に任せるのか、市は情報提供程度の関わりにするのか、また、市が事務局を持つ等関わりのある市民団体に呼びかけ、連携に向けた議論の場を持ち、その上で、連携の手法や連携の範囲の拡大に向けた取り組みにしていくのか等を検討していきたいと考えております。		
〈意見〉 　ＩＳＯの市全体の取り組み状況だけでなく、各部局の取り組み状況も公表すべきである。 〈回答〉 　市全体の取り組み状況に関しては、報道機関への資料提供等させていただいておりますが、各部局の取り組み状況に関しては、資料が多くなり、広報誌やホームページに掲載することが難しい状況でありますので、まずは来年度（平成１６年度）から情報公開コーナーへ資料を配架します。	A	生活環境課
〈意見〉 　環境の取り組みや施策があまり市民に知られていない。興味・関心を持ってもらう工夫が必要ではないか。 〈回答〉 　現在、環境の取り組みや施策については、広報誌、ホームページ、報告書等で情報提供するとともに、情報公開コーナーへの資料配架等も行っております。ただ、今までの情報提供は行政側からの一方通行的なものがほとんどであり、市民の方々のご意見等を聴くことが少なかったように思われます。 　今後は、特に市民の方々の日常生活と深く関わりのあることについては広報誌、ホームページのみの情報提供でなく、自治会単位での個別説明等きめ細かな情報提供も併せて行うとともに、地域でリーダーとなって活動できる人材育成等を目的としたワークショップを開催したいと考えております。 　それとともに、さらに環境に関して興味・関心を持ってもらうために、環境に関する連続講座等が開催できないかも中長期的に考えていきます。	C	生活環境課
〈意見〉 　自治会等でも環境を考える場を持ちたい。	A	生活環境課

〈回答〉 今までからも自治会等から要請がございましたら、学習会に職員を派遣するなど支援を行っております。今後は、自治会の担当課と連絡を密にし、環境学習の支援に関し、自治会長会議等を通じ、情報提供していきます。		
〈意見〉 住民からの苦情の対応等を明らかにすべきである。 〈回答〉 行政に対するご意見・ご提言に関しては、毎年８月に自治会を通じて「市長への手紙」を全戸配布し、受付するとともに、日頃においても「市民の声」として行政全般に関するご意見・ご提言を受付ております。また頂いたご意見等に関しては、対応が必要と判断させていただいたものにつきましては、各担当課から文書もしくは口頭により申出人に回答しております。 また「市長への手紙」に関しましては、本人の了解のもとに一定期間市役所ロビーに展示したり、集計結果を広報ひこねや彦根市ホームページに掲載しております。苦情の対応状況について公表することは、申出人や内容においてのプライバシーの保護などの問題点もあるため困難であります。	D	住民自治課
〈意見〉 竹林が増えたといわれるが、山林の現状はどうなっているか、調査はしているか。 〈回答〉 里山の竹林化についての具体的な調査は行っていませんが、竹林化の進行については認識しております。その原因として、森林所有者による里山の適切な管理等が行われなくなっていることにより、竹林の進入を未然に防止できないことや、マツクイムシにより松林が枯れた後に繁殖力のある竹林が進入していることが挙げられます。竹林化を改善していくためには、竹を伐採し新たに他の樹種を植林していくなどの適切な管理等が行われなければなりませんが、生活様式の変化により竹材や里山が利用されなくなっていることや、里山に限らず、森林所有者の高齢化や林業の低迷により、森林所有者が山に入る機会がほとんどなくなるなど、適切な森林管理が行われていないのが現状であります。 また、竹林化の全国的な実態や防除方法等については不明な点が多いことから、国において平成１４年度から平成１６年度までの３年を	C	農政課

かけ、里山林等における過密化・竹林化等の実態把握調査が実施され、原因・影響の分析、整備方針・防止方策の検討をもとに竹林化防止のためのマニュアルが作成される予定であり、平成１７年度中に報告されるその結果を受け、里山林等の竹林化防止に向けての方策を検討していきたいと考えております。それまでの間は、里山林等の現状について市民の方々に周知を図ることや、現在実施している「ちびっこ森の大学校事業」において、里山林の竹を使い竹炭を作るなど、里山林が市民の方々の身近な存在となるような方策を図っていきたいと考えております。		
〈意見〉 みどりを増やすといっても、何をどのように増やすか具体的に考えるべきである。屋上緑化や側面緑化も検討すべき。 〈回答〉 みどりを増やすには、具体的に次のような事が考えられます。 １　都市公園の整備 ２　宅地開発での敷地における緑地面積の確保 宅地開発指導要綱　（３～１０％の緑化） ３　公共施設の緑化 ４　企業での敷地による緑化 ５　地域住民による緑化等 ご提言の屋上緑化や側面緑化は、近年東京をはじめ大都市において、地球温暖化現象による「ヒートアイランド」による気温の上昇を抑えるため、公園および緑地の面積を確保ができない地域において、国の施策（京都議定書による提言）として、展開されております。本市においては、比較的に自然が残り風致地区ならびに生産緑地が多く、まだこういう事例がないのが実情であります。みどりを増やすには、以上に列記している都市公園等の整備の推進を図るとともに、市民が主導の緑化のまちづくりが必要だと考えております。こうしたことから、平成１６年度に「みんなでつくろう花とみどりの回廊」をスローガンに｛花とみどりまちづくり市民会議｝を、開催し、行政主導から市民の方々が自らみどりを増やすよう啓発および運動を展開したいと考えております。また、ご提言の屋上緑化や側面緑化につきましては、公共施設等での屋上緑化や側面緑化が図れないかなど、今後の施策として中長期にわたり検討していきたいと考えております。	B	都市計画課

（３）市民団体の活動

環境保全に関する市民団体の自主的活動は、環境基本条例においても重要な位置付けにあります。ここでは、いくつかの市民団体活動の取り組みを紹介します。

①快適環境づくりをすすめる会

快適環境づくりをすすめる会（以下「すすめる会」）は昭和５９年７月１９日、環境問題に取り組む市内の団体と市の関係課が一堂に会し、環境問題を総合的にとらえ行動する団体として結成されました。

すすめる会の活動は、自然観察会をはじめ、ネイチャーアドベンチャーの開催や自然観察ガイドブックの刊行など、多彩な環境啓発事業を展開しています。

また、すすめる会は、団体の加入に加えて個人の参加も可能となり、環境に関心をもつ様々な参加者によって積極的な活動が行われています。

平成１５年度快適環境づくりをすすめる会行事

活動日時	活動内容	活動場所	人数
２２日	びわ湖会議総会	琵琶湖研究所	３
３１日	すすめる会総会・身近な環境写真表彰式・環境研修会Ｉ	勤労福祉会館	２４
６月　１日	川の生き物観察会	犬上川《庄堺橋付近》	１０
７日	ホタルの観察会	鳥居本地区公民館	７８
７月１９日	ネイチャーアドベンチャー	男鬼町	中止
２９日	親子環境教室	琵琶湖・多景島	４７
３１日	標本づくり体験教室	雨壺山	６４
８月　７日	こどもガラス工芸教室	ガラス工房エヴァグリーン	２０
９日	こどもガラス工芸教室	ガラス工房エヴァグリーン	２０
９月２３日	タカのわたり	佐和山	１０
１０月　４日	湖東地域エコトピア体験フォーラム２００３	滋賀県立大学	１５０
２５日	はなとみどりのフェスタ	東北部浄化センター	１００
２９日	環境研修会Ⅱ（彦根市環境推進市民会議と共催）	中地区公民館	２１
１月１５日	びわ湖会議合同研修会	滋賀県庁別館	２
２月　１日	水鳥の観察会	犬上川河口	２６
３月２０日	早春の草花観察会	荒神山・南地区公民館	２６

②彦根市環境保全指導員

　彦根市環境保全指導員は、平成４年に彦根市が策定した「生活排水対策推進計画」に基づき、生活排水に関する啓発を地域において推進する指導者として市が認定した方々です。

　現在５０名余りの方に認定証を交付しており、地域や市域における環境啓発行事などで活躍いただいています。

③リサイクルステーション運営委員会

　リサイクルステーション運営委員会は、平成１２年５月、リサイクルに関心をもつ市内のボランティアの方々を中心に結成されました。銀座商店街にあるリサイクルステーションは廃棄物の減量とリサイクルに関する実践・啓発に取り組んでおり、事務所には不用品を希望者に提供するバザーコーナーや廃ガラスを利用したガラス工芸体験コーナーなどを設けているほか、新聞・雑誌・古着・PET ボトル等の資源回収、大型生ごみ処理機による生ごみの堆肥化にも取り組んでいます。

　また、家庭に眠る不用品や手作り品等を必要とする人に再利用してもらうことを目的として、月１回の割合で環境フリーマーケットを開催しており、毎回多くの出店者・来場者でにぎわっています。

【リサイクルステーション】

　所在地：彦根市銀座町４－１９

　開店時間：１０時～１６時（日、木曜定休）

④彦根市環境推進市民会議

　彦根市環境推進市民会議は、平成１３年７月「彦根市環境基本計画および地域行動計画」を市民にＰＲしながら計画の推進を図ることを目的に設立された市民団体で、「環境配慮行動チェックシート」の作成・配布やワークショップなど様々な事業を行っています。

（４）環境行政施策の新たな展開

良好な環境の保全と創出に向けた事業は、平成１３年３月に策定した彦根市環境基本計画および地域行動計画の中で体系的に整理され、計画的に実施されています。これらの事業や施策の成果と実施状況は以下のとおりです。

○　自然環境調査

環境基本計画の基礎資料を収集するため、「快適環境づくりをすすめる会」に業務委託して調査を実施してきましたが、環境基本計画制定後は、彦根市版レッドリストの作成等を目的として引き続き調査を行っています。この調査は、植物・昆虫・魚類・動物・鳥類の５分野について、本市の自然環境の現状を把握するため、調査にあたって各分野に１人の指導者を配し、３７人の市民調査員の参加を得て実施しています。

○　こどもたちの活動

こどもたちも環境問題に大きな関心を寄せています。本市では、平成１０年度から市内の小学４年生以上を対象に「ひこねエコキッズクラブ」を結成し、一年を通して環境調査や自然観察会などの環境学習会を開催しています。平成１５年度は以下のような活動を行いました。

平成１５年度ひこねエコキッズクラブ行事

活動日時	活動内容	活動場所
６月　１日	結団式・水生生物観察	犬上川
７月２４日	琵琶湖博物館・水生植物公園見学	草津市下物町
８月１１日	ミニガラス工芸体験	リサイクルステーション
９月２３日	タカのわたり観察	佐和山山頂
１０月２４日	星空観察会	子どもセンター
１１月１５日	洞窟探検	河内の風穴
３月２０日	早春の草花観察会・修了式	荒神山・南地区公民館

○　エコライフ地域住民活動

　自治会や子ども会をはじめとする地域の団体に、水質調査などの環境学習を実施していただいて、環境にやさしい生活「エコライフ」に関心をもってもらうことを目的とする事業です。この事業では、毎年１団体を選定し、市が活動に必要な用具の一部を提供するほか、具体的な活動の実施方法についてアドバイスを行いながら、地域独自の活動を実践していただいています。

　平成１５年度は、正法寺大一タウンのみなさんに、廃ガラスを使った「ガラス工芸」や「琵琶湖博物館・水生植物公園見学」などの体験を通して環境の大切さを学んでいただきました。

○　クリーンエネルギー自動車の導入

　本市は平成１１年１０月、公用車にはじめて天然ガス自動車を導入しました。天然ガス自動車は、通常のガソリン車と比べて、二酸化炭素をおよそ３０％、窒素酸化物をおよそ７０％削減できるとともに、黒煙などの微粒子をほとんど発生しないなど、環境に対してクリーンな自動車です。

その他にも、電気とガソリンを併用したハイブリッド車や、排ガス中の有害物質量を抑えた低排出ガス車を導入しており、平成１５年度現在、本市のクリーンエネルギー自動車は、天然ガス車３台、ハイブリッド車２台、超低排出ガス車５台となっています。

○　地域循環型生活推進協議会

　家庭の台所から出る生ごみは、かつては家畜のえさや畑の堆肥として有効に活用されていましたが、最近は生活様式の変化により、そのほとんどが「燃やせるごみ」としてごみ収集に出され、焼却処分されるようになりました。したがって、生ごみを有機肥料として土にかえすことができれば、ごみの減量化につながります。

　本市では、地域循環型生活推進協議会を設置し、生ごみの堆肥化を進める方策について検討を重ねています。そのモデル地域として、平成１５年度現在、市内３地域に生ごみ処理機を設置し、その利用のあり方や問題点について考え、改善を図っています。

○ 地球温暖化対策の推進

近年、温室効果ガスが増加し、地球の気温が上昇していると新聞やニュースで耳にすることが多くなりました。では、なぜ温室効果ガスが増加すると地球の温度が上昇するのでしょうか？

温室効果は地球にとってなくてはならないものです。温室効果ガスは温室の外壁の役目をしており、太陽光により温められた地表から放出される赤外線を吸収し、再び放射することにより、地表と大気を暖めて熱を宇宙空間に逃がしにくくしています。温室効果ガスがないと地球の平均地上気温は－18℃と推定されます。しかし、その温室効果ガスの濃度が増大すると、さらに熱を逃がしにくくするため、地表付近の気温が上昇します。

温室効果ガスには二酸化炭素やメタン、一酸化二窒素、フロンなどがあります。その中でも主要な原因となっているのが二酸化炭素です。化石燃料の消費や森林伐採などが原因となり、大気中の二酸化炭素は急激に増加しています。この急激な二酸化炭素の増加が気象に与えている影響をみていくと、世界では、この 100 年の間に平均気温が約 0.6℃上昇し、彦根では、約 1℃上昇しています。その他の変化についても見ていくと、冬日、熱帯夜が増えたり、雪が少なくなったり、桜の開花が早くなったりしています。

気温の上昇のほか、温暖化がもたらす影響には様々なことが考えられます。今まで雨の多い地域はますます雨が多くなり、少ない地域はますます少なくなったり、集中豪雨や干ばつが増加します。海面が上昇し、土地が水没します。海抜が低い島国では、国がなくなるのではと懸念されたり、日本でも海面が 1m上昇すれば、砂浜の 90%がなくなります。降水量や気候の変化は農業にも深刻な影響を与え、農作物の収量にも影響します。食料を多く輸入している日本にとっても大きな影響が生じます。その他、生態系への影響やマラリアなどの伝染病が広まることが懸念されます。

各国の温室効果ガスの排出量を見てみると日本はアメリカ、中国、ロシアに次いで 4 番目となっています。人口や面積を考慮すると、かなりの量を出していることになります。そして、それは私たちの生活の中からもかなりの量の二酸化炭素を排出しているということになります。自動車からの排気ガス、エアコンなどの電気製品の使用、上下水道の利用、ごみの焼却など生活のありとあらゆるところから排出しています。

私たちが招いた温暖化問題は私たちが解決しなければなりません。「私たちにもできること」その一例を紹介しましょう。

・エアコンをつける前に、衣類で温度調節をしてエアコンの使用をできるだけ使わないようにしましょう。

・使っていない部屋や廊下の電気はこまめに消すようにしましょう。また、テレビやエアコンを使用しない時は主電源を切るか、コンセントを抜くようにしましょう。

・必要のないものは買わない、お買い物にはマイバックを持参する、資源となる物はリサイクルに出すなどごみの減量に努めましょう。

・近くへは自動車を使わずに、自転車を使うか、歩くようにしましょう。

これらの取り組みは温暖化問題の解決につながるだけでなく、他の環境問題の改善にもつながり、また、家計の節約や健康の増進にもなります。できることから始めてみましょう。

市では、これらの取り組みの輪を広げるため、平成 10 年度より「環境家計簿」を、平成 13 年度からは、環境推進市民会議に委託し、「環境配慮行動チェックシート」の普及、啓発を行っています。「環境配慮行動チェックシート」は日々の生活の中で、環境にどこまで配慮できたかを簡易に点検できるものです。

また、市は事業者でもあり、消費者でもありますので、その事務や事業の執行に際し、環境に配慮した行動に努め、環境への負荷の低減を図ることを目的に平成 13 年 11 月に「彦根市温室効果ガス排出抑制等実行計画」を策定し、全庁的に取り組みを進めています。本計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第 8 条に規定する実行計画に対応するものであり、平成 9 年に策定した「地球にやさしい行動計画（ひこねエコオフィスプラン）」の内容を見直すとともに、平成 13 年 3 月に策定した「彦根市環境基本計画および地域行動計画」に基づき、市自らの事務・事業から排出される温室効果ガスの排出量を具体的に抑制するプランを示しています。取り組み結果については下表のとおりとなっています。

平成 14 年 9 月には市役所本庁、支所・出張所など 23 施設で ISO14001 を取得し、平成 15 年 9 月には幼稚園、小・中学校などさらに 47 施設で認証取得し、省エネ、省資源への取り組みを今まで以上に徹底し、温室効果ガスの排出抑制に努めています。

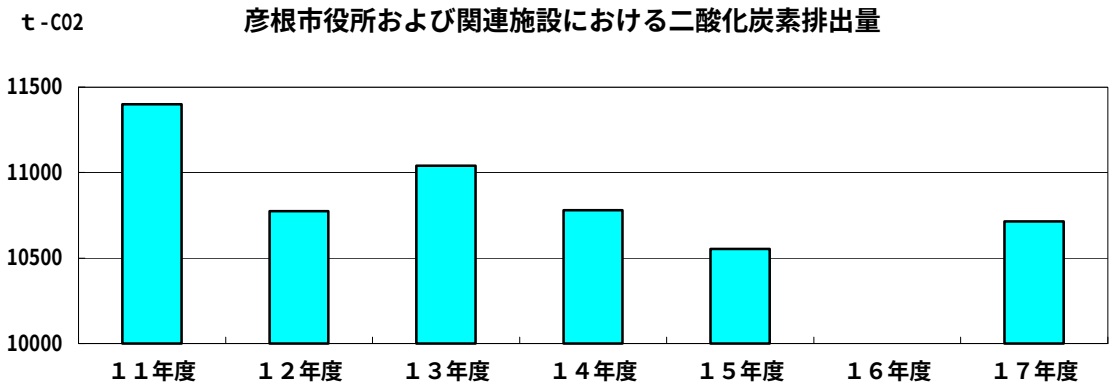

	１１年度	１２年度	１３年度	１４年度	１５年度	１６年度	１７年度目標
排出量（ｔ－ＣＯ$_2$）	11,399	10,774	11,040	10,779	10,553		10,714
削減率	100%	94.5%	96.9%	94.5%	92.5%		94.0%

削減率は平成 11 年度を基準年としています。

（５）ISO１４００１の認証取得

いま世界では、地球規模での環境問題が叫ばれ、従来の大量生産・大量消費・大量廃棄型社会からの脱却と持続可能な社会の構築が求められています。

そんな時代の中、本市では、恵み豊かで美しい自然のあふれる環境を保全し、また、多種多様な行政施策において、環境問題により積極的に関わっていくことを目的として、平成１４年９月、市役所本庁や支所・出張所、清掃センターなどをはじめとする市の２３施設において ISO１４００１の認証を取得しました。これにより、上記の施設では、日頃より省資源や省エネルギー、廃棄物の減量に努め、環境に配慮したまちづくりに取り組んでいます。さらに平成１５年９月には、認証の範囲に幼稚園や小中学校、老人福祉施設などを含む４７施設を追加し、より広範な市行政施策において、環境に配慮した事務・事業の推進に取り組むようになりました。

彦根市の環境マネジメントシステム

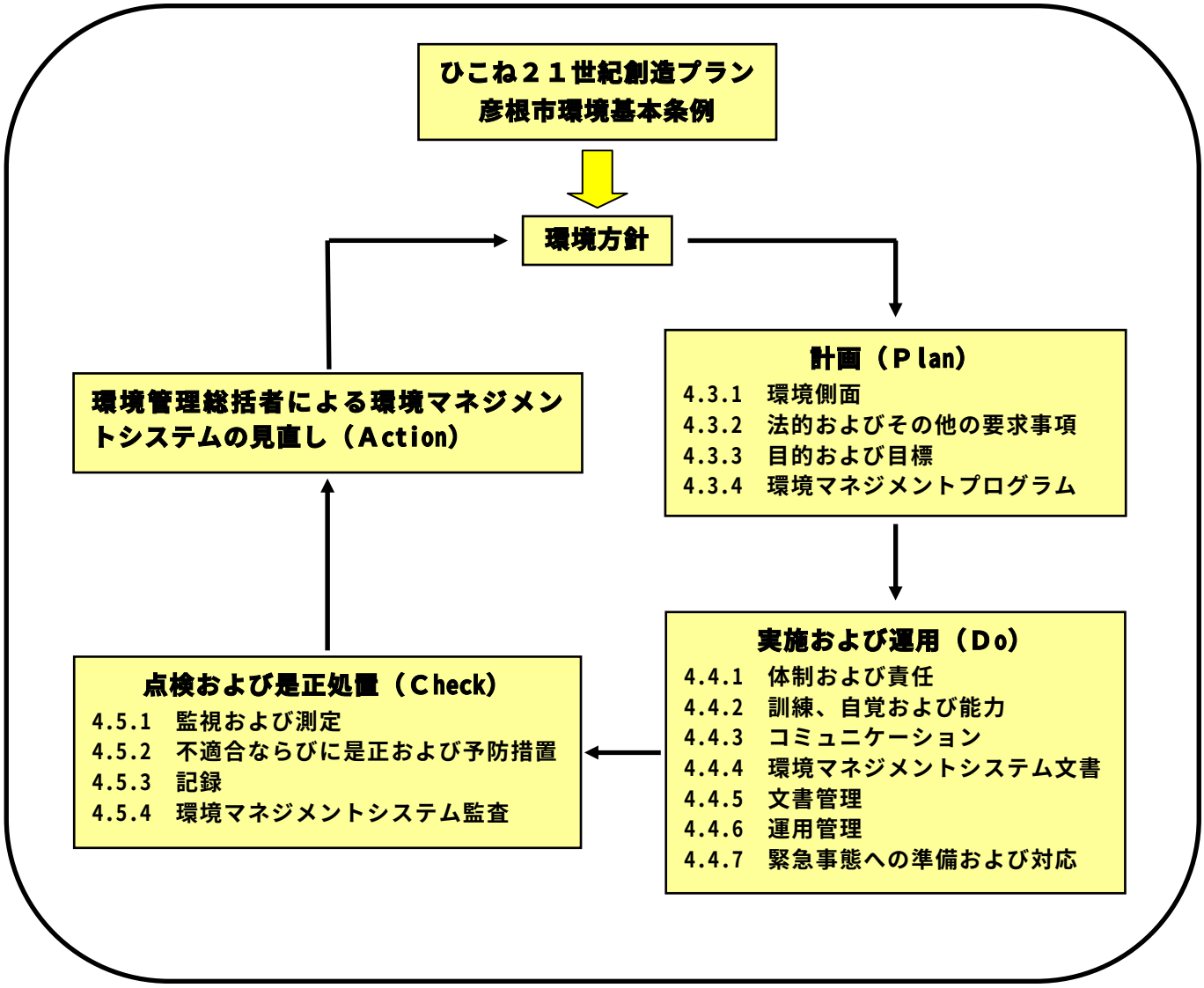

ISO１４００１平成１５年度市全体取組状況

目　　標	結　　果	評　価
1　環境にやさしいまちづくりの推進		
（1）　環境問題に関する市民への普及活動の推進		
市民環境フォーラムの開催	１０／１１　彦根勤労福祉会館にて開催（参加者４９名）	○
「環境配慮行動ﾁｪｯｸｼｰﾄ」の利用促進（３００世帯）	７月　小・中学校へ２２５枚配布（８７枚回収） １２月　小・中学校へ８３５枚配布（３３９枚回収）	○
緑化樹の配布　　４００本	４、９、１０月　街頭募金呼びかけ ５月　自治会長会議への資料提供 随時　要望受付 ３月　苗木配布（４５４本）	○
ホームページでの環境情報の充実	トピックス等での環境関連情報掲載（１６件） 各所属ページでの環境関連情報掲載（５５件）	○
（2）　環境教育の推進		
こどもｴｺｸﾗﾌﾞ、ひこねｴｺｷｯｽﾞｸﾗﾌﾞ員の募集 体験学習会の実施	６／１　水生生物観察　７／２４　琵琶湖博物館見学 ８／１１　ガラス教室　９／２３　タカ観察 １０／２４　星空観察　１１／１５　洞窟探険　実施	○
学校における環境学習の実施	幼稚園、小・中学校での環境学習（２，０３２回）	○
2　環境に配慮した事務および事業の推進		
（1）　ごみの減量化と再資源化の促進		
１人／日のごみ発生量を１,０５０ｇ以下にする。	１人／日のごみ発生量　１，０１１．１３ｇ注)	○
リサイクル率を１４％にする	リサイクル率　１３．７３％	×
（2）　生活排水対策の推進		
公共下水道水洗化率を１．５％向上させる。 （７３．５％にする。）	公共下水道水洗化率　７１．９％	×
合併処理浄化槽設置基数を２，６００基にする	合併処理浄化槽設置基数　２，５６３基	×
（3）　緑ゆたかなまちづくりの推進		
都市公園の整備推進	計画どおりの事業執行	○
（4）　環境に配慮した技術、資材の導入		
低公害車導入計画に基づく低公害車の導入と 公共・公益機関での低公害車普及状況調査	低公害車の導入推進（超低排出ガス車　４台、 LEV－６適合車　２台導入） 低公害車普及状況調査実施（市内公共・公益機関 １８台保有）	○
事務用品のｸﾞﾘｰﾝ調達率を７０％以上にする。	調達率　９１．６％	○
3　省エネルギー・省資源、廃棄物の減量		
電気使用量を２．５％削減する	２．０％（１３８，２１５Ｋｗｈ）削減	×
公用車燃料使用量を９．０％削減する	１．０％（８９１Ｌ）削減	×
石油類使用量を２．１％削減する	１９．３％（１０１，８５４Ｌ）削減	○
上水道使用量を３．０％削減する	１９．７％（６０，３５６m^3）削減	○
事務用紙使用量を１０．９％削減する	９．６％（１，６７１，３９０枚）削減	×
一般廃棄物排出量を８．１％削減する	１８．８％（３０，１１６Ｋｇ）削減	○
＜別途管理項目分＞		
清掃センターの電気使用料を１％削減する。	３．４％（２５２，５７８Ｋｗｈ）削減	○
清掃センターの石油類使用料を１％削減する。	３．７％（１４，７８４Ｌ）削減	○
清掃センターの上水道使用料を１％削減する。	１０．８％（１，２０３m^3）削減	○
大藪浄水場の電気使用料を３％削減する。	７．４％（５２５，７５０Ｋｗｈ）削減	○
大藪浄水場の上水道使用料を３％削減する。	２１．７％（７８０m^3）削減	○

注）１人／日のごみ発生量ついては、ISO１４００１のものと彦根市環境基本計画および地域行動計画のものとでは算出方法が異なるため、数値に若干違いが生じています。

環境施策年表（平成１５年４月～平成１６年３月）

月　日	環　　境　　施　　策
平成１５年	
５月２５日	○ごみゼロ大作戦（荒神山周辺）実施
６月　１日	○ひこねエコキッズクラブ結団式（３月２０日まで計７回の活動）
６月２３日	○環境審議会開催
７月１０日	○環境パートナー委員会開催（２月１２日まで計４回の会議）
８月２５日	○ISO１４００１　１年次サーベイランス及びシステム変更審査
～２７日	
９月１７日	○ISO１４００１　範囲拡大部分の認証取得
１０月　１日	○プラスチックごみ資源化開始
１０月　４日	○湖東地域エコトピア体験フォーラム２００３開催
１０月１１日	○市民環境フォーラム開催
	○生ごみ大賞表彰式
１０月２３日	○市庁舎環境フォーラム開催
１０月２５日	○下水道フェア開催
平成１６年	
２月２６日	○市民環境スクール開催（３月１９日まで計４回の講座）
３月　７日	○エコライフ地域住民活動実施（３月２８日まで計２回の活動）
３月２０日	○ひこねエコキッズクラブ修了式

６．用語の解説

ＩＳＯ１４００１

地球規模の環境保全意識の高まりを背景に、国際標準化機構（ＩＳＯ）が制定した環境管理システムと環境監査に関する国際規格。ＩＳＯ１４００１は、①環境保全・改善のための経営方針と行動計画の策定、②行動計画実行・運用のための環境管理体制の整備と監査・是正を継続することを盛り込んでいる。

一酸化炭素（ＣＯ）

炭素又は炭素化合物が不完全燃焼する場合に生じる無色、無臭の気体である。生理上極めて有害で、血液中のヘモグロビンと結合して酸素の補給を阻害し、ひどいときには窒息にまで至る。現在、おもな発生源は自動車（排気ガス）である。

化学的酸素要求量（ＣＯＤ）

海水や河川水の汚濁の度合いを示す数値で、水中の有機物や酸化されやすい無機物を、過マンガン酸カリウムで酸化したときに消費する酸素量を mg/l で表したものであり、数値が高いほど水中の汚濁物質の量も多いということを示している。

カドミウム（Ｃｄ）

銀白色で光沢のある柔らかい金属で、主として装飾用のメッキに使用されている。大量のカドミウムが長期間にわたって体内に入ると慢性中毒となり、機能障害を伴う肺障害（肺気腫）、胃腸障害、腎臓障害を起こし、あるいは肝臓障害や血液変化（白血球・赤血球の減少）が起こることもあり、水質汚濁による「イタイイタイ病」の原因物質とされている。主な発生源は、カドミウム精錬所、メッキ工場、電子機器製造業などである。

環境基準

環境基本法では「環境基準とは、大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」と定義している。環境基準は行政上の目標基準であり、直接の工場等を規制するための規制基準とは異なる。

クロム（Ｃｒ）

クロムは、空気及び湿気に対しては極めて安定で、硬い金属であるので日用品、装飾品をはじめとして腐食防止のメッキ等に広く利用されている。クロム化合物のなかで三価クロム（Cr^{3+}）の毒性は、ほとんど無視できるが、クロムの毒性が問題になるのは六価クロム（Cr^{6+}）の化合物であるクロム酸、重クロム酸の塩である。クロム酸は、皮膚、粘膜の腐食性が強く、体内に吸収されたクロムイオンは細胞毒として作用していることが知られており、クロムイオンを含む水の摂取が続けば、肝臓のほか腎臓及びひ臓に蓄積することが確かめられている。主な発生源はクロムメッキ工場、アンモニア製造工場などである。

公害

環境基本法（第２条）では７種類、つまり、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は底質が悪化することを含む。）、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下および悪臭という現象をとりあげ、これによって人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることを定義している。

光化学スモッグ

光による化学変化でできたスモッグのことをいう。大気中の二酸化炭素に太陽光線の紫外線があたると原子状の酸素（O）ができ、これが酸素分子（O_2）と反応し、オゾン（O_3）ができる。オゾンが炭化水素と反応するとアルデヒド等の刺激性のある物質をつくる。更に一酸化炭素や二酸化炭素も加わり、しだいに複雑な化合物をつくって、ＰＡＮ（パーオキシアセチルナイトレート）という物質をつくる。オゾン、アルデヒド、ＰＡＮなどを総称してオキシダントといい、これが光化学スモッグの主成分である。光化学スモッグは、夏の日ざしが強くて風の弱い日に特に発生しやすく、その影響は、目がチカチカする、のどが痛くなるという人体影響のほか、植物にある種の症状を与えるなど広範囲にわたる。

降下ばいじん

大気中から地面に雨水とともに降下したり、あるいは単独の形で降下するばいじんをいう。降下ばいじんは、不溶解性物質（水に溶解しないもの）と溶解性物質とに分かれる。不溶解性物質のタール分には発がん性物質などの有害物質も含まれている。

水銀（Ｈｇ）

常温で唯一の液体金属である。水銀化合物の種類は多く、生体に対する作用のうえからは、無機水銀と有機水銀に大別される。無機水銀化合物とは金属水銀及び塩化第二水銀が主なものであり、その他、硫化水銀、酸化水銀、硝酸水銀、雷酸水銀などがあり、有毒で神経系をおかし、手足のふるえを起こしたり言語障害、食欲不振、聴力視力の減退をもたらす。有機水銀化合物の種類は非常に多く、酢酸フェニール水銀やアルキル水銀であるメチル水銀、エチル水銀、ジメチル水銀、ジエチル水銀などがあり、メチル水銀が「水俣病」の原因物質であることが知られている。

水素イオン濃度（ｐＨ）

水中の酸性やアルカリ性の程度を示す指標で、溶液１リットル中の水素イオン濃度の逆数を常用対数で表したもの。ｐＨは０～１４の間の数値で示され、ｐＨ７は中性を、７を超える値ではアルカリ性、７未満の値では酸性を示す。

生物化学的酸素要求量（ＢＯＤ）

化学的酸素要求量（ＣＯＤ）とともに海水や河川水の汚濁の度合いを示す指標で、水中の有機物が微生物によって無機化あるいはガス化されるときに必要とされる酸素量（mg/l）で表される。測定方法は、20℃で 5 日間微生物を培養した際に消費される溶存酸素量から算出される。この数値が大きくなれば、その河川などの水中には汚染物質（有機物）が多く、水質が汚濁していることを意味する。

全窒素（Ｔ－Ｎ）

生活雑排水として、一日一人当たり約 10ｇの窒素（全窒素）を出している。又さまざまな生物も死ぬと形づくっている有機態窒素（タンパク質、アミノ酸、尿素）が水中に窒素化合物として溶け込む。この窒素はりんとともに湖沼や河川を富栄養化させ、プランクトンの異常発生などの原因となる。

水中の窒素化合物は、有機態窒素、アンモニウムイオン（NH_4^+）、亜硝酸イオン（NO_2^-）、硝酸イオン（NO_3^-）などの形で存在し、水中の溶存酸素の濃度によって互いに形態を変える。

全りん（Ｔ－Ｐ）

水中のりん酸イオン（PO_4^{3-}）は生物体の分解により供給されるが、生活雑排水や肥料などの人の活動の影響により濃度は増える。一日一人当たり約 1～2ｇのりん（全りん）が環境中に排出され、全窒素と同様富栄養化の原因となる。

判定の目安（河川水）	きれいな水‥‥0.07 以下	少し汚れた水‥‥0.07～0.2
	汚れた水‥‥0.2～1.0	大変汚れた水‥‥1.0 以上

ダイオキシン

ダイオキシン類は総称であり、ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン（TCDD）、ポリ塩化ジベンソフラン（PCDF）、コプラナーPCB をまとめたものである。そのうち 2,3,7,8-四塩化ジベンゾジオキシン（ＴＣＤＤ）は、最も毒性が強く、催奇形性や発がん性がある。都市ごみの焼却場の焼却工程や、ごく最近になって製紙工場の塩素漂白工程によっても生成することが判明し、大きな社会問題となっている。

大腸菌群数

大腸菌群は、乳糖を分解して酸とガスを発生する好気性または通性嫌気性菌の総称で、常に糞便中に排泄されているので、その検査は糞便による汚染の指標となっている。

地球温暖化

大気中の二酸化炭素（炭酸ガス）やメタン、フロンガスなどは、ちょうど温室ガラスのように太陽からの光は通すが地球からの熱は逃がさない働きがあり、これを「温室効果」と呼んでいる。このまま二酸化炭素などが増え続けると温室効果のため、地球全体の気温が温暖化する可能性が指摘されており、極地などの氷床の融解や海水の膨張などのため、海水面が上昇することも考えられる。

テトラクロロエチレン（パークレン）

トリクロロエチレンおよび 1,1,1-トリクロロエタンとともに低沸点の有機塩素系化合物である。いずれも脱脂性に優れるため機械の洗浄、メッキ、ドライクリーニングに、その他半導体工場などのハイテク工場で使用される。トリクロロエチレンおよび 1,1,1-トリクロロエタンは、いずれも人体に毒性の疑いがあり、テトラクロロエチレンとトリクロロエチレンは発がん性が指摘されている。現在、地下浸透したこれら有機塩素系化合物は地下水の汚染物質として問題になっている。

電気伝導度（ＥＣ）

水中の無機イオン（金属イオンやミネラル成分）の総量を表す指標であり、どれだけ電流を通すか、オームの法則による抵抗値（Ω）の逆数で表す。

排水、特に無機系（金属系）工業排水の電気伝導度は高く、排水によって汚れた河川の電気伝導度は高くなり、何も含まない純水は 1μS／cm 以下となる。

ただし、温泉水や鉱泉水にはカルシウム、ナトリウム等の無機イオン（ミネラル成分）が多く含まれていて、これらの影響で電気伝導度が高くなる場合もあり、必ずしも汚れの程度を示すわけではない。

判定の目安（河川水）	きれいな水‥‥50～100	少し汚れた水‥‥100～200
	汚れた水‥‥200～400	大変汚れた水‥‥400 以上

銅（Cu）

銅は、熱や電気を非常によく伝える性質があり、そのため食器や電線、電化製品などに広く使用されている。銅自身にはほとんど毒性はないが、あっても極めて少ない。しかし、銅粉末を生じる作業を行うときの最高許容濃度は 1ppm とされ、きわめて高濃度の銅粉により気道刺激が起こり、発汗、歯ぐきの着色が起こることが報告されているが、慢性中毒になるかどうかは疑問とされている。また、化合物についてはあまり問題は起こっていない。汚染源としては、自然界の岩石からの溶出、メッキ工場、金属加工工場、化学工場、非鉄金属精錬所などからの鉱山排水、工場排水、農薬（ボルドー液）などがある。

トリクロロエチレン

テトラクロロエチレンを参照。

鉛（Ｐｂ）

金属鉛は湿気に強く、空気中で安定なため、水道管やメッキに、また融点が他の金属に比べて低く、柔らかい性質のためハンダ溶接やスプリンクラーなどに使用されている。大量の鉛が体内に入ると、急性中毒を起こし腹痛、おう吐、下痢、尿閉などが表れ、激しい胃腸炎などで死亡することもある。少量の場合には、食欲不振、頭痛、全身倦怠、貧血などを起こす。主な発生源は顔料、塗料、化学工場、鉛蓄電池製造業などである。

二酸化窒素（NO_2）

一酸化窒素（ＮＯ）とその２分の１の体積の酸素との作用、あるいは硝酸鉛又は硝酸銅の固体を熱すると発生する。赤褐色、刺激性ガスとして最も特色がある。水に溶解しにくいので肺深部に達し、しかも吸収時の苦痛があまり烈しくないので、はなはだ危険で、急性中毒死の例が多く、作用は遅発生で高濃度ガス吸収後数時間以上経過して突然強い症状が現れる。120～150ppm では短時間でも危険である。障害は一般に一過性であり、慢性中毒の有無についてはまだ明らかでない。

ひ素（Ａｓ）

灰色で金属光沢があり、鶏冠石、石黄、硫ひ鉄工などに硫化物として含有されている。ひ素及びその化合物は生体に有毒で、ひ酸鉛、三酸化ひ素などは殺虫剤として農薬に用いられる。水質汚濁防止法でも有害物質として、人の健康の保護に関する項目に指定されており、ひ素中毒になると全身発疹、高熱、食欲不振等の症状を起こす。

BDF

Bio Diesel Fuel（バイオ・ディーゼル・フューエル）の頭文字をとった略称。廃食油の水分や不純物を取り除いて、触媒などを加えて精製してつくった燃料である。軽油に比べ、排ガスに含まれる硫黄酸化物が少なく、黒煙や二酸化炭素の発生が抑えられるとされている。

ppm

parts par million の略称で、濃度を表す単位として使用される。もとの量の 100 万分の 1 の量を 1ppm といい、水の場合は、1kg（約 1 リットル）中のミリグラム数、1t（約 1m^3）中のグラム数を表し、大気の場合は１m^{3}中 1cm^{3}のガス量を表す。なお、1ppb は 10 億分の 1 の量を表し、1ppm は 1,000ppb を表す。

浮遊物質量（ＳＳ）

水に溶けず浮遊している粒径２mm 以下の物質の量。数値が大きいほど汚濁が著しい。なお測定方法は、一定量の水をろ紙でこし、乾燥してその重量を計る。単位は通常 mg/l で表す。

溶存酸素（ＤＯ）

水中に溶け込んでいる酸素量のことをいい、単位は mg/l で表す。一般に清浄な河川では、ＤＯはほぼその温度での飽和値（0℃、1 気圧で 14mg/l 程度で、温度が上がるにつれて数値が低くなり、25℃では 8mg/l 程度になる。）に達しているが、有機物などで汚濁されている水では、水中の微生物が有機物を酸化分解し、酸素を消費するため、ＤＯの値は低くなる。

彦根市の環境
（環境の状況に関する年次報告書）

平成１６年（２００４年）９月
発行　彦根市
〒522-8501　彦根市元町４番２号
彦根市役所生活環境部生活環境課
TEL 0749-22-1411　FAX 0749-27-0395
E-mail kankyohozen@ma.city.hikone.shiga.jp

この冊子は、古紙 100%再生紙を使用しています。